

平成 17 年度
包括外部監査の結果に関する報告書

県税の賦課徴収に関する事務の執行について
税外収入に関する事務の執行について

平成 18 年 2 月

三重県包括外部監査人

中 谷 敏 久

目 次

包括外部監査の結果報告書

第 1 . 外部監査の概要	1
. 外部監査の種類	1
. 選定した特定の事件	1
. 特定の事件を選定した理由	1
. 外部監査の方法	2
1 . 監査の視点	2
2 . 主な監査手続	2
. 外部監査実施期間	3
. 包括外部監査人	3
. 外部監査人補助者	3
. 利害関係	3
第 2 . 基本的事項に関する説明	4
. 歳入決算の状況	4
. 収入の一般的事項	6
1 . 収入の発生根拠による分類	6
2 . 収入の事務手続	7
. 地方自治体の財源	11
. 地方税について	12
1 . 地方税の体系	12
2 . 地方税の原則	12
3 . 地方税の種類	14
. 三重県の県税	16
1 . 県税の内訳	16
2 . 三重県における税込確保の取組み	17
3 . 5 年間の県税収入の実績額の推移	24
4 . 徴収率の推移（賦課額に対する収入額の割合）	25
. 税外収入の種類	29
第 3 . 県税に関する外部監査の結果	33
. 監査手続について	33
. 報告事項の構成について	33
. 徴収事務に関する報告事項	35
. 課税事務及び各県税項目に関する報告事項	49
1 . 自動車税等（自動車税、自動車取得税）	49
2 . 軽油引取税	58

3 . 不動産取得税	65
4 . 個人事業税	76
5 . ゴルフ場利用税	82
6 . 個人県民税	88
7 . 法人県民税・法人事業税	95
8 . 産業廃棄物税	103
9 . 県たばこ税	107
10 . 県固定資産税	115
. 三重県総合税システムに関する情報セキュリティ監査の報告事項	118
第4 . 税外収入に関する外部監査の結果	141
. 監査手続について	141
. 報告事項の構成について	142
. 報告事項	143
1 . 地方税の延滞金	143
2 . 産業廃棄物の不法投棄に係る行政代執行弁償金	149
3 . 談合に対する損害賠償金	161
4 . 生活保護費返還金	169
5 . 心身障害者扶養共済負担金	181
6 . 高等学校授業料	188

関係法令等については文中以下のとおり省略して記載している。

(延滞金を除く税外収入の項目については、この限りでない)

地方自治法	：「自治法」
地方自治法施行令	：「自治令」
地方税法	：「法」
地方税法施行令	：「施行令」
地方税法施行規則	：「規則」
三重県税条例	：「条例」

包括外部監査の結果報告書

第 1 . 外部監査の概要

. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

. 選定した特定の事件

1 . 外部監査対象

県税の賦課徴収に関する事務の執行について
税外収入に関する事務の執行について

2 . 外部監査対象期間

平成 16 年度（自平成 16 年 4 月 1 日 至平成 17 年 3 月 31 日）
但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成 17 年度予算額も参考とする

. 特定の事件を選定した理由

今、地域の自主性、主体性をより前面に出す地域主権が推し進められるとともに、社会構造や行政需要の変化に対応した様々な行政サービスが求められようとしている。また、国民の租税負担を国税と地方税にどのように割り振るべきかという税源配分の問題が話題になっている。いわゆる国の「三位一体の改革」の中で国庫支出金の削減、地方交付税改革及び税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しが検討されている。これは国と地方の役割分担や事務配分の問題とも密接に関係し、地方公共団体の自主性や主体性を確立するためには、本来この事務配分に見合っただけで税源配分がなされるのが望ましいと考えられている。税源配分をどのようにするかは、社会経済状況や国と地方との役割分担等に対応したものであるべきだが、今後地方公共団体の果たす役割が増大していくことは間違いない。

国の「三位一体の改革」が推し進められ大規模な税源移譲が実施された場合、自主財源の重要性は益々高まると予想される。自主財源とは県税、分担金及び負

担金、使用料及び手数料等のように県が自ら賦課徴収することのできる歳入のことであるが、公務員の人員削減問題が一方で議論されている中で、自主財源が歳入の大部分を占めるようになった場合、現在の賦課徴収事務はいったいどう対応すべきなのか、この素朴な疑問から今回、歳入のうち自主財源に対する事務執行を監査対象に選定した。

なお、同じ自主財源であってもその態様は異なることから、テーマを二つに分け、第1テーマを県税の賦課徴収に関する事務の執行、第2テーマを税外収入に関する事務の執行とした。

．外部監査の方法

1．監査の視点

- ・ 賦課調定事務が法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。
- ・ 徴収事務が法令等に準拠し、かつ効率的に行われているか。
- ・ 県税の賦課徴収事務の過程で個人情報セキュリティが確保されているか。

2．主な監査手続

県税及び税外収入の賦課徴収事務が公平かつ適法に、また効率的に実施されているかを検証するため下記の監査手続を実施した。

(1) 関係法令、関係資料等の閲覧

関係法令、決算資料、簿冊等を閲覧し、制度趣旨及び事務手続の流れ等を理解するとともに、特に収入未済額が生じているものについては要検討事項が潜在しているのではないかとこの観点から重点を置いた。

(2) 総務局税務政策室、その他関係部局からの状況聴取

総務局税務政策室、その他関係部局から事務手続の具体的内容をヒアリングするとともに、より詳細な関係資料を入手閲覧して事務手続の具体的な運用状況を確認した。

(3) 県税事務所等における実地調査及び状況聴取

県税については県内の全ての県税事務所（8ヶ所）及び自動車税事務所に、また税外収入については一部の福祉事務所及び高等学校に往査して、県民との接点により密接な現場の事務運用状況を確認した。

．外部監査実施期間

平成 17 年 6 月 29 日から平成 18 年 1 月 31 日まで

．包括外部監査人

公認会計士 中 谷 敏 久

．外部監査人補助者

公認会計士 近 藤 昭 二
公認会計士 轟 芳 英
公認会計士 丹 羽 滋 正
公認会計士 久 世 雅 也
弁 護 士 大 塚 耕 二

公認会計士 岡 野 英 生
公認会計士 田 中 智 司
公認会計士 寺 尾 洋 之
会 計 士 補 加 茂 大 輔
会 計 士 補 佐 竹 めぐみ
会 計 士 補 小 川 良 平

．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2．基本的事項に関する説明

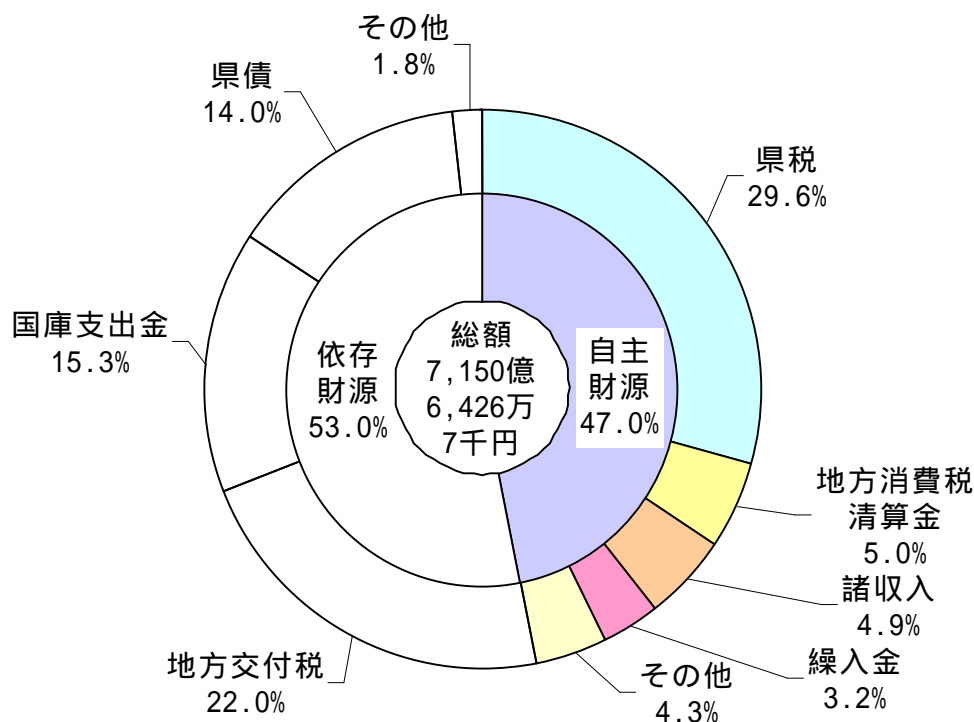
このセクションでは、「基本的事項に関する説明」として、三重県（以下「県」という）の歳入全体の概要、県税の概要及び税外収入の概要について、当報告書の理解の一助となる基本的事項について説明している。

．歳入決算の状況

県の平成16年度の一般会計歳入決算額は7,150億円である。普通会計（平成15年度）による歳入の規模は全国の都道府県中29番目であり、近隣の都道府県との比較では、愛知県（21,427億円）、岐阜県（8,290億円）や京都府（7,971億円）よりも小さく、滋賀県（5,508億円）奈良県（5,262億円）よりも大きい。

歳入は、財政運営の自主性という観点から分類すると、県税や諸収入等県自らの権限によって収入できる自主財源と、地方交付税や国庫支出金、県債等国によって交付あるいは割当てられる依存財源に分類される。平成16年度決算では歳入の47%を自主財源が、53%を依存財源が占めているが、最近5年間も自主財源が50%を超えることはなく、歳入構造の自主性という観点からはまだまだ課題が多い。

<平成16年度一般会計歳入決算>



（県ホームページより抜粋）

<平成16年度一般会計歳入決算額>

(百万円未満切捨て、%)

区 分	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
1. 自主財源	394,534	46.4	381,663	46.2	345,798	44.2	331,874	45.3	335,776	47.0
県税	225,758	26.6	226,128	27.4	198,345	25.3	202,009	27.6	211,784	29.6
地方消費税清算金	35,817	4.2	33,741	4.1	29,610	3.8	32,839	4.5	35,824	5.0
諸収入	52,952	6.2	47,714	5.8	50,271	6.4	51,735	7.1	34,887	4.9
繰入金	17,659	2.1	21,413	2.6	24,467	3.1	8,624	1.2	22,826	3.2
その他										
分担金及び負担金	12,255	1.4	9,530	1.2	8,253	1.1	6,290	0.9	5,806	0.8
使用料及び手数料	12,551	1.5	12,146	1.5	11,123	1.4	11,399	1.6	11,425	1.6
財産収入	2,500	0.3	1,896	0.2	1,361	0.2	2,043	0.3	1,563	0.2
寄付金	38	0.0	1,062	0.1	22	0.0	0	0.0	1	0.0
繰越金	35,001	4.1	28,028	3.4	22,342	2.9	16,933	2.3	11,658	1.7
2. 依存財源	455,513	53.6	443,577	53.8	437,253	55.8	400,734	54.7	379,287	53.0
地方交付税	207,404	24.4	196,107	23.8	189,305	24.2	179,412	24.5	156,957	22.0
国庫支出金	142,103	16.7	138,616	16.8	119,949	15.3	113,587	15.5	109,287	15.3
県債	101,158	11.9	104,332	12.6	123,321	15.7	100,374	13.7	100,181	14.0
その他										
地方譲与税	2,605	0.3	2,609	0.3	2,732	0.3	3,541	0.5	7,009	1.0
地方特例交付金	1,577	0.2	1,241	0.2	1,283	0.2	3,109	0.4	5,160	0.7
交通安全対策特別交付金	665	0.1	671	0.1	660	0.1	708	0.1	690	0.1
合 計	850,048	100	825,241	100	783,052	100	732,609	100	715,064	100

(県ホームページより抜粋)

．収入の一般的事項

地方公共団体における収入とは、地方公共団体が法令又は公権力に基づき、あるいは、使用の対価及び反対給付の手段として、現金を収入する一連の行為であり、県の各般の行政需要を満たすための支払の財源となるべき現金の収納をいう。

収入行為は、日々連続して行われるが、会計年度で区切った場合に「歳入」となる。すなわち、「歳入」とは、一会計年度中における一切の収入のことをいう。

1．収入の発生根拠による分類

収入は発生根拠によって公法上の収入又は私法上の収入に分類され、それぞれ収入する権利のことを公法上の債権又は私法上の債権という。

(1) 公法上の収入及び公法上の債権

公法上の規定によって徴収するものであり、県税、分担金、使用料、手数料、過料等がある。県が地方公共団体として行使する公権力によって徴収するものである。特に県税等にあつては、自力執行権という強い力が与えられている。

(2) 私法上の収入及び私法上の債権

県が当事者として締結した私法上の契約により収納するもの、不当利得の償還として収納するものなど、私法の適用を受ける収入である。例えば、普通財産の賃貸料、物品の売払代、預金利子、寄付金等がこれに該当する。公法上の収入と異なり、直接滞納処分することができない。但し、契約保証金や敷金等を差し入れてある場合、規則又は契約等で債務不履行等があれば、敷金等をもってこれに充当することなど、私法に従った処分は当然可能である。

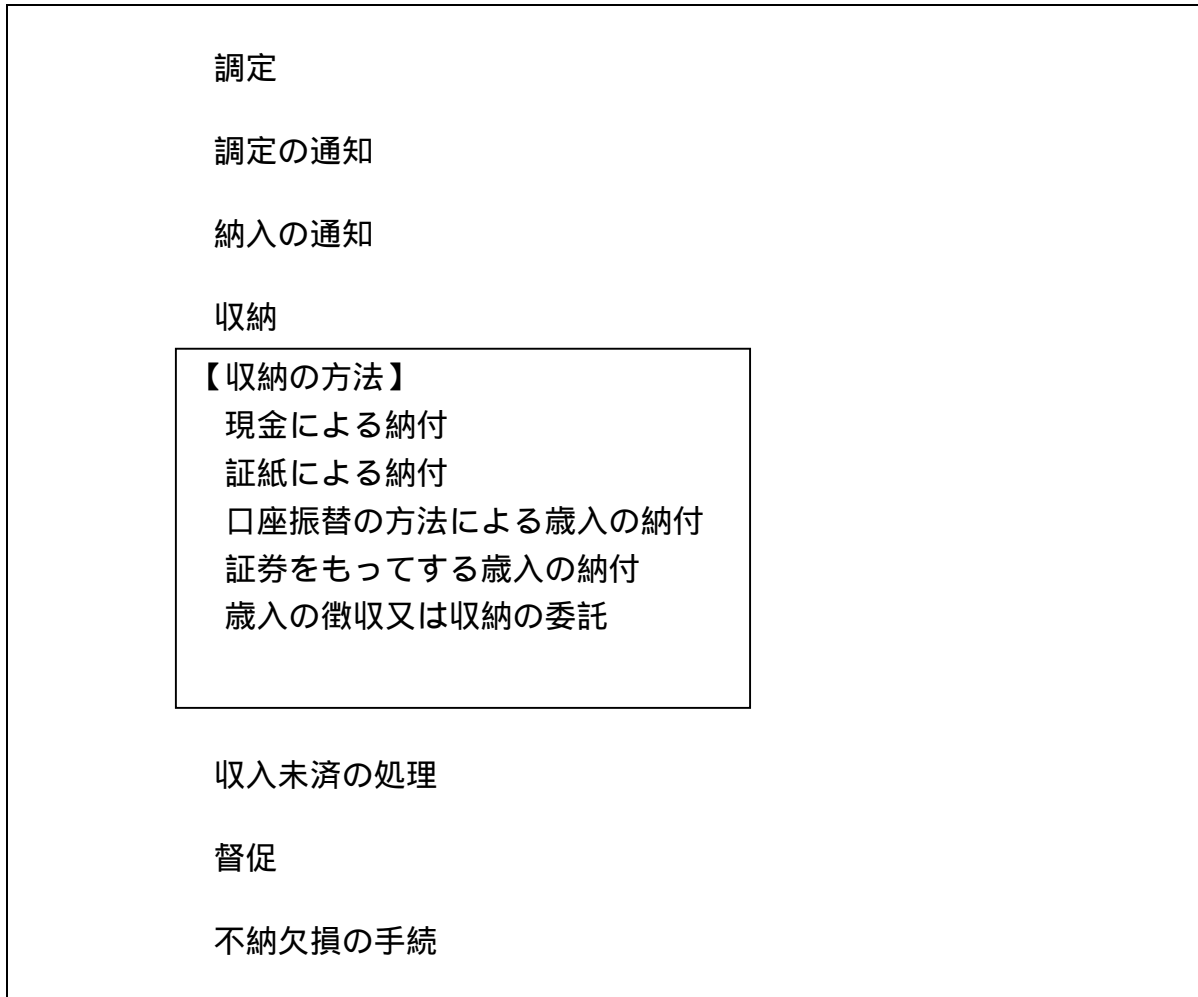
(3) 公法上の収入と私法上の収入との異同

公法上の収入、公法上の債権	私法上の収入、私法上の債権
納入通知は相手方に義務を命じる行為である。	納入通知は相手方に対する催告である。
滞納になった場合、強制徴収できるものと強制徴収できないものがある。	滞納になっても強制徴収はできないので、訴訟手続等により収納する。
滞納処分できる収入金については、国税及び地方税に次いで先取特権がある。	特別な先取特権はない。
時効は5年	時効は10年
時効の援用（時効の利益を受ける者が時効の完成を主張すること）は不要	時効の援用は必要

2. 収入の事務手続

自治法、自治令及び三重県会計規則等に定める収入の手続は以下のとおりである。

【収入の手続フロー】



(1) 調定について

地方公共団体の収入の事務手続は、調定の行為によって始まる。調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為、すなわち県の内部的意思決定の行為をいう。

歳入の調定は、収入発生の基礎を定めたものであって、収入の行為は前提条件として必ず法令又は契約に基づいて合法的に発生した権利に基づいてなされる。したがって、歳入の原因である契約その他の行為は、法令に従ってなされる必要があるため、地方公共団体の長は、正当な原因のない歳入はこれを収入することができない。

調定行為は、具体的には、歳入について所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令又は契約に違反しないかどうかを決定する行為であるといえる。そのため、調定行為は省略してはならない。

【歳入の調定の際の調査項目】

調査項目	調査方法等
納入の根拠	法令、契約等に徴収することができる旨の規定があるかどうか。
所属年度	所属年度が歳入の会計年度所属区分に従っているかどうか。
歳入科目	予算科目に適合しているかどうか。
納入すべき金額	法令、契約等により正しく算定されているかどうか。
納入義務者	法令、契約等に照らし適正かどうか。
納期限	法令、契約等に照らし適正かどうか。 発生の都度行うべき収入の納期は発行の日から15日以内であるかどうか。
納入場所	県指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関。 但し、国及び地方公共団体からの納付金、県債、返納金、歳入歳出外現金、私人委託納付金については、県指定金融機関へ納付される。

(2) 調定の通知と納入の通知

歳入の調定をしたときは出納長又は出納員に通知しなければならない。また、調定をしたときは、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。但し、地方交付税や地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費やその他収入金の性質上納入の通知を必要としないものはこれを省略する。

納入の通知は通常納入通知書によって行うが、例外的に口頭や掲示等の方法によることもある。

納入通知の性質は、公法上の収入と私法上の収入とでは異なり、公法上の納入の通知は相手方に義務を命じる行政行為であるのに対して、私法上の納入の通知は単なる債務履行の催告に過ぎない。

(3) 収納の方法

収納とは、県が納入義務者から現金等を領収する行為をいう。

通常の収納方法

通常の収納方法は、納入通知書又は納付書に現金を添えて指定金融機関等の窓口払い込む方法である。指定金融機関等では納入者に領収書を交付し、現金は所定の手続によって県の預金とする。

特別な収納の方法

ア．出納員等における現金の収納

納入義務者が県に直接現金を持参等することがある。この場合、出納員等が直接納入者から現金を領収する場合に、領収書を作成して現金と引換えに交付することにより行われる。

イ．証紙による収納の方法

収入証紙による収納とは、頻繁に収納され、かつ、少額の収入である使用料又は手数料の納付に際し、あらかじめ販売人を通じて収入証紙を販売しておき、証紙を申請書等にはり付けさせる方法により収納を行うものである。納付の段階では収入行為そのものは伴わず、証紙の売りさばき代金が歳入となる。

ウ．口座振替の方法による歳入の納付

住民の利便性の向上のために、地方公共団体の歳入の納入義務者が、当該地方公共団体の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときに限って、納入義務者の預金口座から地方公共団体の預金口座へ振替収納する方法によって行われる。

エ．証券をもってする歳入の納付

証券による歳入の納付が認められる証券は、地方公共団体の歳入の性質上一般に直ちに現金に代えることができる証券のみに限定されている。もし、納付された証券を支払いの呈示期間内、又は有効期間内に提示し、支払いの請求をした場合において、支払いの拒絶があったとき、すなわち現金化されなかったときは、納付自体が無効となり、納付がなかったものとして取扱うこととなる。

証券の種類としては、例えば、持参人払方式の小切手や支払期限の到来した国債及び地方債の債券若しくは利札等である。

種 類	納 付 証 券 と し て の 条 件
小 切 手	ア．持参人払式小切手又は出納長、指定金融機関等を受取人とするもの イ．手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とするもの ウ．支払地が、小切手により納付しようとしている金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域であること（出納長、出納員若しくは会計員に納付しようとするときは、指定金融機関が加入している手形交換所の手形交換取扱地域に限る） エ．呈示期間内に、支払のための呈示をすることができるもの（振出日から10日を超えないもの）

種 類	納 付 証 券 と し て の 条 件
郵便振替払出証書、 郵便為替証書	ア．出納長等を受取人とする郵便振替払出証書、郵便為替証書又は持参人払式郵便為替証書 イ．その有効期間内に、支払の請求ができるもの（発行の日から2ヶ月を経過していないもの）
国債・地方債 又はこれらの利札	ア．無記名式のもの イ．支払期日の到来したもの 利札の納付は、当該利札に対する利子の支払の際、課税される租税の額に相当する額を控除したのもをもって納付額とすること

オ．歳入の徴収又は収納の委託

従来、私人による公金の取扱いは制限されていたが、現在ではこれが緩和され、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、歳入の徴収又は収納の事務を私人へ委託することが認められている。委託することができる歳入の種類は、使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金及び貸付金の元利償還金とされている。また、地方税については、地方公共団体が別に定める基準を満たしている者に、その収納事務を委託することができるものとされている。

(4) 収入未済の処理

県の所属の長は、調定した歳入金で当該年度の出納閉鎖期日（前年度以前の分のものについては、3月31日）までに収納済みとならなかったものがあるときは、当該期日の翌日において調定決議書（繰越）により、その金額を翌年度に繰越す手続を行わなければならない。

調定した収入のうち、納入義務者が納入しないものは債権として管理することとなる。この場合、公法上の収入と私法上の収入とでは、その性質の違いにより手続等も異なってくる。

また、過年度収入金については出納閉鎖の概念がないので、過年度にかかる未収金が繰り越された年度の末日（3月31日）までに収入されなかったときは、4月1日をもって翌年度に繰越し、以後収入されるまで逐次同様の方法で処理することになる。

(5) 督促

督促とは納入義務者が納入期限までに収入金を納付しない場合に期限を指定して、その納付を催告することをいう。督促は、時効中断の効力を有するが、最初の督促のみに限られる。督促後相当の期間を経過してもなお履行がないときは強制執行等の処置をとるべきといえる。

(6) 不納欠損の事務手続

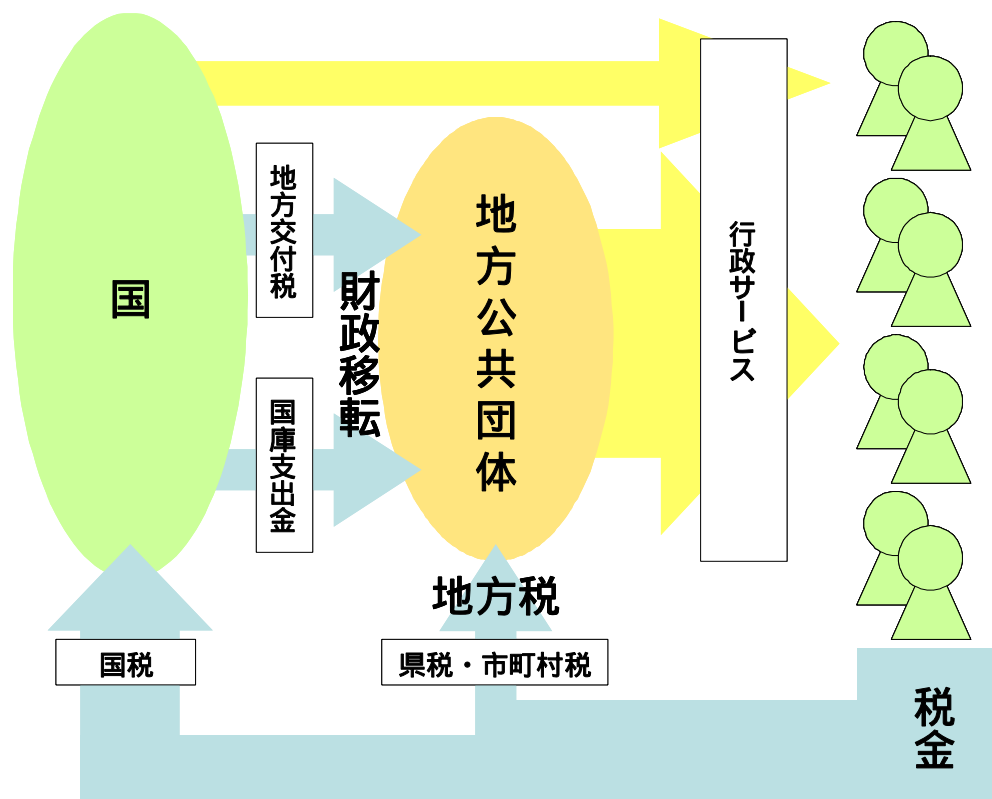
不納欠損とは、調定した歳入が納入されないため損失となったことをいう。

県の所属の長は、歳入金の不納欠損処分をしようとするときは、不納欠損調書により知事の承認を受けた後、調定決議書（不納欠損）により不納欠損の処分をする。不納欠損の処分後、出納員に通知をする。

・地方自治体の財源

我が国における行政サービスの多くは地方公共団体により提供されている。その経費についても、防衛費や年金関係費のように国のみが行う行政に係る経費を除き、公衆衛生、清掃等に係る衛生費、小中高等学校に係る学校教育費、警察や消防等に係る司法警察消防費、道路整備や都市計画等に係る国土開発費等の国民生活に密接に関連する経費の多くは地方公共団体を通じて支出されている。

これらの地方公共団体の行政サービスにかかる経費の財源の主たるものは税金である。税金は納付先の分類で国税と地方税に分けられるが、地方公共団体の財源としての税金は、地方公共団体に直接納められる地方税である。しかし、国に納められる国税の一部は、国庫支出金や地方交付税等の形で国から地方への財政移転を経て財源となる。



県の平成 16 年度の一般会計歳入の決算内訳では、県税が 2,118 億円（構成比 29.6%）であるのに対して、国庫支出金及び地方交付税が 2,662 億円（構成比

37.2%)となっている。つまり、県の財政支出(歳出)は、県の地方税の税収等だけでは賅えず、国の財政移転(国庫支出金及び地方交付税等)によって財源を確保している状態にあり、むしろ財政移転による財源が地方税の財源を上回っている。このような財政移転の財源比率が高いことは、三重県だけに限らず我が国における地方公共団体の財政に関する制度的、伝統的な特徴である。

・地方税について

1. 地方税の体系

地方税は、地方税法の枠組みの中で、各地方自治体によって制定される税条例に基づいて課税される。地方税法は、都道府県が課することができる税目を定めているが、実際の課税はあくまでも税条例に基づくものである。これは住民の代表である県議会で、税条例を中心に住民負担と行政サービスのあり方が議論されることが期待されているため、これにより地方公共団体の自主性、自立性が高められると考えられている。

憲法 第92条・・・地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。
第94条・・・地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。
地方自治法 第223条・・・普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。
地方税法 第3条第1項・・・地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2. 地方税の原則

旧自治省が編纂した「地方税制の現状とその運営の実態」中では、地方税の原則について以下のように示されている。

- 収入が十分なものであり、かつ、普遍性があること(収入の普遍性)
- 収入に安定性があること(収入の安定性)
- 収入に伸張性があること(収入の伸張性)
- 収入に伸縮性があること(収入の伸縮性)
- 負担分任性があること(負担分任性)

地方団体の行政又は施設と関連性があること（応益性）
自主性が認められていること（自主性）

収入の普遍性とは、地方税の財源は、地域的な偏りが少なく、全国的に、普遍的に存在するものであることが望ましいとするものであり、これが確保されないと、地方公共団体間での税収格差が拡大し、財政力や行政サービス水準に格差が生じてしまうことになる。

収入の安定性とは、地方公共団体の行政サービスは、住民に身近で、毎日の生活に欠くことのできない経常的なものが多いことから、この経費を賄うための収入は安定して見込めるものであることが求められるという原則である。

及び 収入の伸張性及び伸縮性は、 を確保する一方で、地方公共団体の支出の規模に応じて弾力的に増減するものであることが求められるとする原則である。

負担分任性は、地方公共団体の住民が行政サービスの提供を受けるとともに、そのための経費を住民相互間で負担し合うことが地方自治の基本であると考えられることから導かれる原則である。

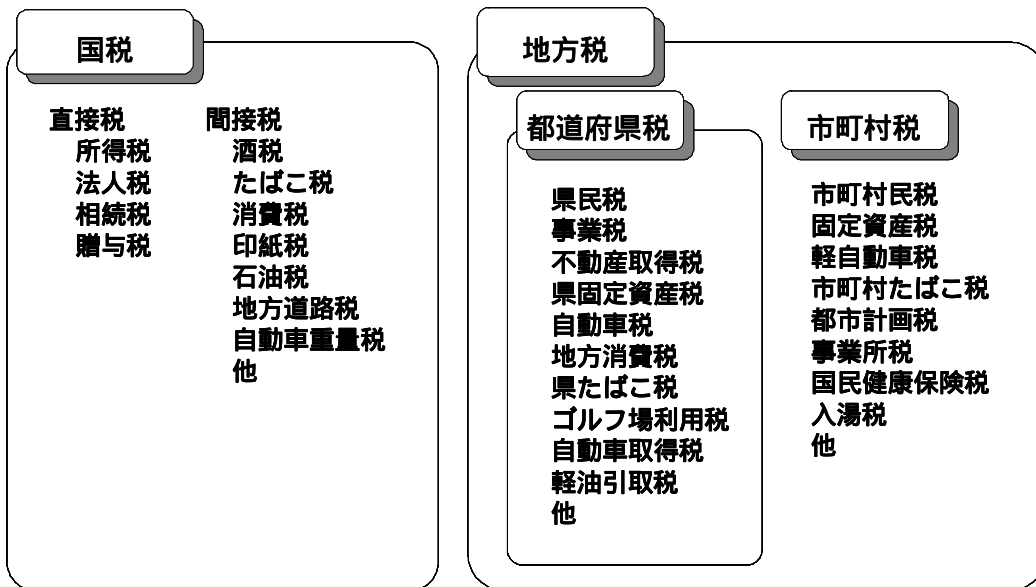
応益性は、地方公共団体が提供する行政サービスによって生じる便益は、住民生活に身近なものが多く、地域的にも限定されるものであるところから、その財源となる地方税は、地域の住民が地方公共団体の行政サービスから受ける便益に応じて負担されるべきであるとする原則である。

自主性とは、地方税の課税において、地方公共団体の自主性が尊重され、地方税の負担が、地域における財政需要や地域住民の意思を反映したものになる必要があるとする原則である。

3. 地方税の種類

(1) 税金の分類

税金の種類には、納める先による分類で国税と地方税に分けられる。国税は国に納められ、一部は地方公共団体に地方交付税や国庫支出金の形で再度分配される。また、県税として徴収されたものが、市町村に交付されるものもある。



(2) 県税の分類

納める方法の分類により、直接税と間接税に分けられる。直接税は税金を納める人と負担する人が同じ税金であり、間接税は税金を納める人と負担する人が異なる税金である。

直接税		間接税
個人県民税	法人県民税	軽油引取税 ゴルフ場利用税 県たばこ税 地方消費税
県民税利子割	県民税配当割	
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税	法人事業税	
不動産取得税		
県固定資産税		
自動車税		
自動車取得税		
産業廃棄物税		
鉱区税		
狩猟税		

また、税金の使い道の分類により、普通税と目的税に分けられる。普通税は、その使い道が特定されておらず、地方団体の一般的な経費に充てられる税金であ

る。目的税は、その使い道が特定されている税金であり一定の目的達成のために徴収されるものである。

普通税		目的税
個人県民税	法人県民税	産業廃棄物税 自動車取得税 軽油引取税 狩猟税
県民税利子割	県民税配当割	
県民税株式等譲渡所得割		
個人事業税	法人事業税	
不動産取得税		
県固定資産税		
自動車税		
ゴルフ場利用税		
県たばこ税		
地方消費税		
鉦区税		

(3) 税額の確定方式による区分

税金の方式の違いにより、申告納税方式と賦課課税方式の大きく2つの方式に分けられる。この方式の違いにより、県の税務職員による賦課徴収事務の流れが異なる。

申告納税方式とは、納税する人が、自ら課税標準額や税額を計算し、申告・納税する方式をいい、賦課課税方式とは、納税する人が申告することはせず、国や地方公共団体等の税金を徴収する者が、納付すべき税額を確定する方式をいう。

申告納税方式	賦課課税方式
県民税利子割	個人県民税 個人事業税 不動産取得税 鉦区税 県固定資産税 自動車税（普通徴収分）
県民税配当割	
県民税株式等譲渡所得割	
法人県民税	
法人事業税	
自動車税（証紙徴収分）	
県たばこ税	
ゴルフ場利用税	
自動車取得税	
狩猟税	
産業廃棄物税	
軽油引取税	
地方消費税	

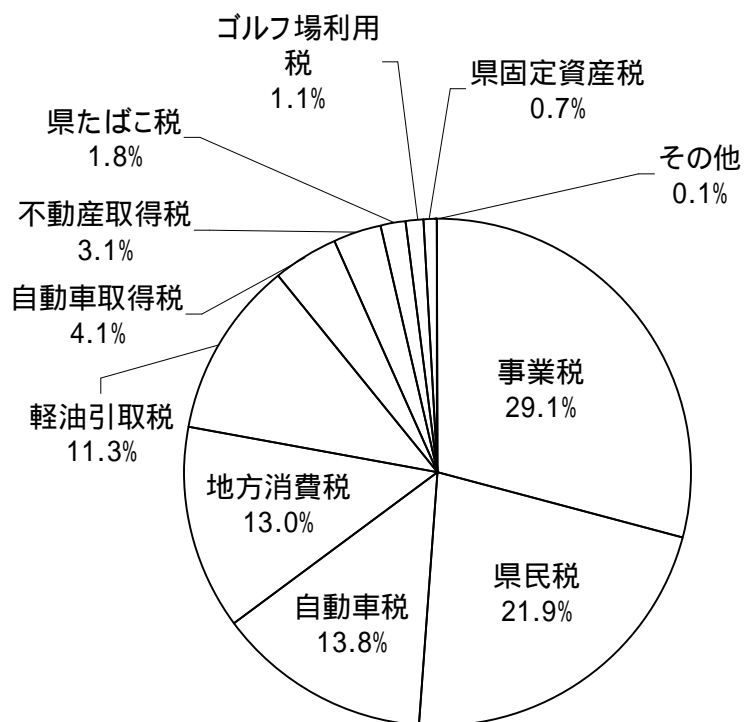
なお、県においては、自動車税はほかの税目と比べて課税の数が桁違いに多いことや、それによる出張窓口の設置、自動車税事務所を設置しているなど、ほかの税目と特徴が異なることから、自動車税を除く税目を一般税と呼ぶことがある。

．三重県の県税

1．県税の内訳

県における都道府県税（以下「県税」という）の平成 16 年度歳入決算額は 2,118 億円であった。全国で 17 番目の規模であり、近隣都道府県との比較では、愛知県（1 兆 427 億円）、静岡県（4,377 億円）や京都府（2,311 億円）より小さく、岐阜県（2,022 億円）、滋賀県（1,365 億円）や奈良県（1,036 億円）よりも大きい規模である。

県の県税の平成 16 年度決算の内訳は以下のとおりである。



	金額 億円	構成比
事業税	615	29.1%
県民税	464	21.9%
自動車税	292	13.8%
地方消費税	275	13.0%
軽油引取税	239	11.3%
自動車取得税	88	4.1%
不動産取得税	65	3.1%
県たばこ税	38	1.8%
ゴルフ場利用税	24	1.1%
県固定資産税	16	0.7%
その他	2	0.1%
合計	2,118	100%

表のとおり、金額が最も大きいものは事業税 615 億円（法人及び個人）で、続いて県民税 464 億円（法人及び個人、利子割）、自動車税 292 億円、地方消費税 275 億円、軽油引取税 239 億円の順になっている。

2. 三重県における税収確保の取組み

地方団体の財源における地方税の重要性は高まっているが、一方で税収の減少、徴収率の低下・滞納の累積という問題が生じており、この認識に基づく地方団体における、より効率的・効果的な税務執行体制の構築・運用は重要な課題といえる。

また、税務執行体制の構築・運用において、最も重要な要素である人的要素、すなわち地方税務職員への期待は益々大きくなっているといえる。地方税務職員には、税制はもちろん、民法・商法・民事訴訟法・民事執行法・倒産関連法制、簿記・会計学、不動産取引等に関する幅広く深い知識が要求され、こうした知識を踏まえつつ、納税者との折衝や各種調査、法的手段等の実践経験の中で培われた、基礎的な徴収技法から高額・困難事案への対応方法に至る様々なノウハウがなければ、厳正な税務執行を通じた徴収確保は困難といえる。

(1) 県税滞納整理実施要領の制定

これらの状況に対し県は「平成 16 年度県税滞納整理実施要領」を定め対策に取り組んでいる。まず目標として

収入率 96.8%以上

収入未済額 65 億円未満

を掲げ、これらを達成するため全県税事務所に 3 つの共通重点事項を設定している。

差押件数を 6,100 件以上

徴税吏員 1 人当たり 30 人以上の差押

繰越滞納案件の処理金額処理率 42%以上

一方、税務政策室納税支援グループ（特別徴収機動班）は以下に示すような独自の目標を設定している。

個別捜索 8 件以上

不動産公売の業務 6 件以上、完了 3 件以上

新規マニュアル 3 種以上提供

滞納整理新手法 2 種以上実践

また自動車税、軽油引取税、不動産取得税、個人事業税、ゴルフ場利用税の 5 税目を重点税目として定め、滞納整理に努めるとともに、特に滞納額の大きい個人県民税については以下の滞納対策を実施している。

県と市町村を構成メンバーとして地域に設置済みの「地区地方税収確保対策会議」及び県に設置済みの「三重県地方税収確保対策連絡会議」の開催

市町村税務担当部署と協働して住民税をはじめとする市町村税の税込確保を図るための併任職員（ 1 ）の設置

過去の実施状況、実情を踏まえた市町村との共同滞納整理

県税と市町村税に共通する滞納者の定期的情報交換

「三重地方税管理回収機構」との協議・協力

1 併任職員とは、県税滞納整理併任職員のことをいう。市町村との協定に基づき、派遣期間中に派遣先の市町村において滞納整理事務に従事する県税職員で、滞納処分を中心に事務処理を行う。

さらに高額滞納者については、他の滞納者と同様の滞納整理ではなく、より強力で滞納処分を前提とした滞納整理を推進するため、所長を中心に定期的に会議を開催し、滞納整理の進捗状況の把握及び徴収方法等の検討を行っている。また税務政策室は年3回（4月、7月、12月）県税事務所と高額滞納者の滞納整理状況のヒアリングを実施し、具体的な整理について協議、助言、指示を行うとともに支援案件の追加選定を実施している。

(2) 県税職員必携

県では、税務職員に心得として次のような税務の理念、基本方針及び行動指針を記載した冊子（県税職員必携）を携行させ税務職員の意識啓発を行っている。

三重県における税務の理念、基本方針及び行動指針

税務の理念

県民とともに公平適正に税務を遂行し、公共サービスの貴重な財源を確保します

県の行う公共サービスは、県民の意志を尊重して行われるものであり、その財源は、県民の税によって支えられています。税務職員は、県民が税制に則り、公平適正に納税義務を遂行し得るよう納税秩序を確立し、県民とともにその貴重な税収を確保します。

税務の基本方針

県民が自主申告、自主納税する社会を目指します

県民が、民主主義社会における税の意義と税制を正しく理解することによって、自主申告・自主納税を果たし、また、税務の公平適正な運営と行政における税の効果的・効率的な運用に信頼を抱くことによって、さらに自主申告・自主納税意欲を向上させるという、健全な地方自治の運営を目指します。

税務における行動指針

(1) 税に関する県民の理解を深めます

民主主義社会における税の意義と行政運営の仕組み、県民が果たす納税義務と税制について、県民が理解を深める情報を公開するとともに、税を身近に感じる機会を設け、県民の基礎的な納税意欲を醸成します。

(2) 自主申告しやすい環境を整えます

県民が、納税義務の事由発生にあたり、課税内容や申告時期を正しく認識できるよう、広報、案内を行きわたらせ、申告しやすい受付体制を整えます。

(3) 申告漏れを防ぎます

税の公平性を保ち、納税秩序を確立するために、適正な申告が行なわれていない者を徹底調査し、申告漏れのあった税を確実に課税するとともに、以後適正に自主申告を行ない得るよう支援します。

(4) 適正に課税します

税制に精通し、適正な課税を行ないます。

(5) 自主納税しやすい環境を整えます

県民が、納税にあたり、課税額や納税時期を正しく認識できるよう、広報、案内を行きわたらせ、納税しやすい受付体制を整えます。

(6) 滞納を整理します

税の公平性を保ち、納税秩序を確立するために、適正な納税が行なわれていない者を徹底調査し、滞納している税を確実に徴収するとともに、以後適正に自主納税を行ない得るよう支援します。

(7) 税の運用に関する県民の声を県政につなげます

税の使い途を公開し、行政運営に関する県民の関心の高まりに応えます。また、県民の声を行政各所に伝え、県政の反映につなげます。

(8) 地方税財源の充実・強化を図ります

地方分権の推進を踏まえ、県独自の企画・立案能力の向上に努め、地方税財源の充実・強化を図ります。

(9) 市町村との連携を深めます

国、市町村と協力して、税務の公正適正な執行に努め、とりわけ自主財源の確保を図るため市町村との関係を強化します。

(10) 納税者のプライバシーを守るとともに、専門知識の習得と実践力の向上に努めて、相互に研鑽し合う職場を作ります

これらの指針を実践することにより、職務に誇りと自信を持ち、もってさらなる県民サービスの向上を図り、県民から信頼される税務職員になります。

また、県では、ISO9001（ 1 ）に従い、県税業務の品質方針を次のように定めている。

ISO9001 品質方針

【ビジョン】

我々は県民が税の重要性を理解し、自主的に申告・納税する環境を実現することで、県民とともに社会をささえる貴重な財源である税を確保する組織を目指します。

【品質方針】

- 常に県民の視点に立ち、税の重要性を認識した行政サービスの提供を図ります。
 - 県民が自主申告・自主納税しやすい環境を整えます。
 - 公平・適正な税制の運用を図ります。
 - 税に関する県民の理解を深められるよう、積極的に情報提供を図るとともに、税の運用に関する県民の声を県政につなげます。
- これらを通じて、県民との信頼性を確保するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善します。

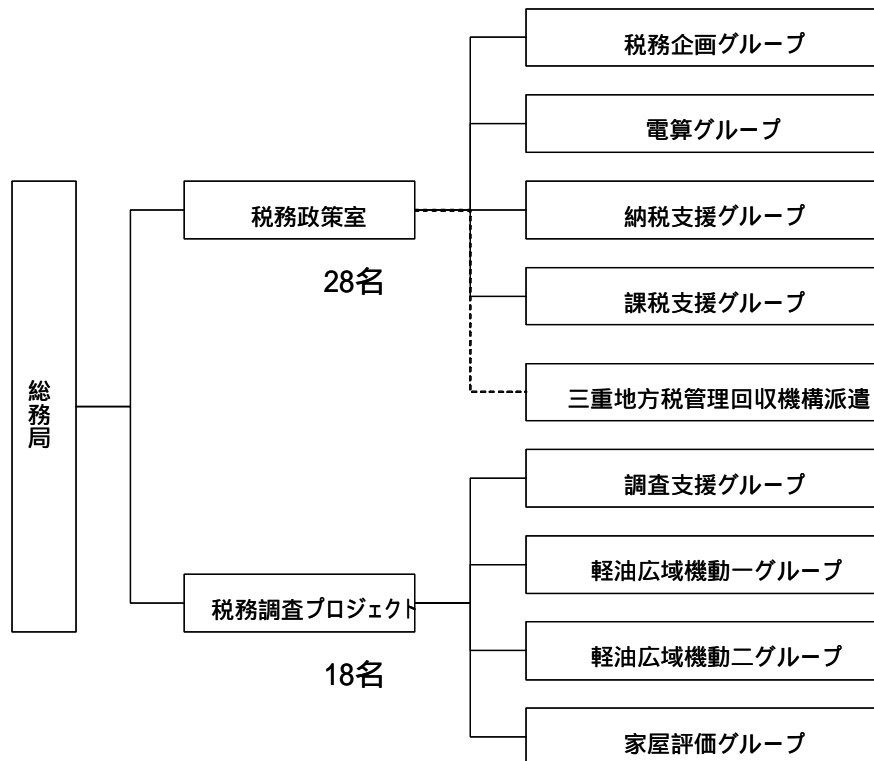
【部門方針】

- 不動産課税部門
公平・適正な課税資料の収集に努め、計画的な課税業務の運営を目指します。
- 収納管理部門
県民が利用しやすい税窓口を目指し、サービスの向上を目指します。
- 徴収部門
納期内納付を促進するとともに滞納整理を計画的・効果的に実施し、公平な税制を目指します。

1 ISO9001 とは、ISO（国際標準化機構）で 1987 年に制定された商品・サービスの品質に関するグローバルスタンダード規格をいう。企業が確立した各種商品やサービスの品質保証体制が、国際標準を満たした仕組みであるか否かを独立した第三者（審査登録機関）が審査し判定する。

(3) 三重県における課税及び徴収体制

県の税に関する事務を執行する組織は、以下のとおりである。
 税務本庁組織



税務地域機関組織

県民局名	部	定数 (名)	室	作業グループ	所管地域
北勢	桑名県税部 (桑名県税事務所)	19	税務室	納税グループ	桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡
				課税グループ	
	四日市県税部 (四日市県税事務所)	29	税務室	税務調整グループ	四日市市 三重郡
				納税グループ	
				課税一グループ	
				課税二グループ	
鈴鹿県税部 (鈴鹿県税事務所)	21	税務室	納税グループ	鈴鹿市 亀山市	
			課税グループ		
			軽油引取税調査専任 担当		
津地方	県税部 (津総合県税事務所) (自動車税事務所)	43	税務室	税務調整グループ	津市
				納税グループ	
				課税一グループ	
				課税二グループ	
	自動車税室	県内全域			

県民局名	部	定数 (名)	室	作業グループ	所管地域
松阪地方	県税部 (松阪県税事務所)	21	税務室	納税グループ	松阪市 多気郡
				課税グループ	
南勢志摩	県税部 (伊勢県税事務所)	26	税務室	税務調整グループ	伊勢市 鳥羽市 度会郡 志摩市
				納税グループ	
				課税一グループ	
				課税二グループ	
伊賀	県税部 (上野県税事務所)	18	税務室	納税グループ	伊賀市 名張市
				課税グループ	
紀北	県税部 (紀州県税事務所)	16	税務室	納税グループ	尾鷲市 北牟婁郡
				課税グループ	
				紀南県税グループ	熊野市 南牟婁郡

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

(4) 三重県の税務職員研修制度

県では、内部研修として年間を通じて税務職員を対象とした研修会や各種テーマを定めた研究会を実施している。平成16年度の税務研修・研究等の実施は以下のとおりである。

月	研修・研究の名称	研修・研究の内容	対象者	講師(司会者)
4月	税務初任者研修	事務執行の基本、 接遇、基礎知識	税務初任者	税務政策室職員等
	地方税総則	初任者研修	税務初任者 初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	自動車二税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	自動車二税減免事務初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	個人県民税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	収納管理初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
5月	ゴルフ場利用税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	不動産取得税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	課税免除不均一課税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	法人二税初任者研修 個人事業税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	軽油引取税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	軽油引取税実務研修	課税実務研修	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
	利子割・配当割等初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	外形標準課税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
6月	徴収税初任者研修	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	不動産家屋評価初任者研修(第1回)	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	不動産家屋評価初任者研修(第2回)	初任者研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー

月	研修・研究の名称	研修・研究の内容	対象者	講師（司会者）
7月	総則実務研修	総則実務研修	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
7月 8月	不動産家屋評価実務 不動産取得税実務研修	家屋評価実務 課税実務研修	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
9月	自動車二税（減免）実務者研修	課税実務研修	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
10月	徴収初任者フォローアップ研修	初任者フォローアップ研修	初任担当者	税務政策室職員 研修アドバイザー
	自動車二税事務研究	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
	ゴルフ場利用税事務研究	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
	軽油引取税事務研究	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
	課税免除事務研究	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
	不動産取得税事務研究（第1回）	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
	収納管理事務研究	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
	滞納処分実務研修	滞納処分実務研修	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
11月	法人・個人事業税事務研究	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
12月	徴収事務研究	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー
2月	不動産取得税事務研究（第2回）	研究議題の討議・演習	担当職員	税務政策室職員 研修アドバイザー

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

また、外部研修として、地方財務協会、全国地方税務協議会、東京税務協会、自治大学校等が主催する研修に派遣するとともに、法人関係税、簿記について通信研修を行っている。

加えて、管理監督者向けに、市町村・県徴収トップセミナー等を実施している。

参考 自治大学校税務専門課程

1 徴収事務コース

期 間：約6週間

研修科目：地方税法総則、国税徴収法（滞納処分手続）、財産調査等、
関係法規等、税制の課題等

2 税務会計特別コース

期 間：約3ヶ月（事前に約2ヶ月の通信研修がある。）

研修科目：簿記論（理論・計算）、財務諸表論（理論・計算）、税法課
目（所得税法、法人税法、徴収関係法）、税法関連課目、会
計学・簿記論、経営分析、演習等

3. 5年間の県税収入の実績額の推移

(単位：千円)

税目		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
現年課税分		224,577,254	224,516,116	197,065,458	200,593,806	210,285,489
普通税	県民税					
	個人()	31,728,937	31,300,827	30,585,825	29,028,616	29,601,768
	法人	10,078,971	10,121,481	8,912,787	11,095,079	11,906,533
	利子割	20,667,068	20,849,150	6,039,273	3,961,438	4,249,069
	事業税					
	個人	2,651,225	2,534,481	2,376,191	2,131,041	2,158,811
	法人	54,550,029	55,090,869	47,578,333	54,172,183	59,204,320
	不動産取得税	5,844,569	6,098,449	6,441,222	6,199,395	6,313,229
	県たばこ税	3,781,798	3,724,629	3,638,535	3,726,806	3,805,764
	ゴルフ場利用税	2,991,841	2,904,747	2,725,416	2,539,569	2,405,612
	自動車税	29,819,308	29,999,492	29,895,210	29,371,988	28,838,417
	県固定資産税	2,115,446	1,071,282	1,360,477	961,129	1,553,004
	地方消費税	26,472,687	28,089,318	25,622,022	25,772,243	27,478,495
その他	169,340	41,207	39,779	39,643	4,433	
目的税	自動車取得税	8,546,013	8,233,652	8,058,769	8,310,847	8,775,256
	軽油引取税	25,132,569	24,430,255	23,765,944	23,125,529	23,837,116
	産業廃棄物税	-	-	-	132,534	95,224
	その他	27,452	26,278	25,676	25,765	58,438
滞納繰越分		1,181,273	1,612,726	1,280,328	1,415,346	1,498,765
普通税	県民税					
	個人()	630,642	610,997	599,733	613,285	651,928
	法人	18,759	18,101	20,509	26,485	22,000
	利子割	0	0	0	0	0
	事業税					
	個人	62,832	69,913	65,168	80,729	94,949
	法人	63,361	38,274	64,222	66,464	74,121
	不動産取得税	115,551	135,652	203,760	161,153	221,326
	県たばこ税	0	0	0	0	0
	ゴルフ場利用税	23,654	12,679	14,524	49,585	15,279
	自動車税	245,477	278,151	297,157	360,825	379,094
	県固定資産税	0	0	0	0	0
	地方消費税	0	0	0	0	0
その他	18,117	4,934	3,322	6,283	3,614	
目的税	自動車取得税	0	0	0	0	0
	軽油引取税	2,880	444,025	11,933	50,537	36,455
	産業廃棄物税	-	-	-	0	0
	その他	0	0	0	0	0
県税(総)収入 (+)		225,758,527	226,128,842	198,345,786	202,009,153	211,784,254
交付金		68,545,555	68,868,498	55,164,818	56,786,278	60,773,173
県税(純)収入 (-)		157,212,972	157,260,344	143,180,968	145,222,874	151,011,081

- * 四捨五入のため計に合わない場合がある。
- * 交付金 の欄には、税収関連交付金等の合計額を記載している。
- * 平成 15 年度及び平成 16 年度の県民税の個人（ ）には、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が含まれている。

4 . 徴収率の推移（賦課額に対する収入額の割合）

税金を納めることは国民の義務である。本来であれば、全ての国民がこの義務を自覚し、自主的に 100%義務を履行することが求められるが、様々な事情により完全ではない。また、一部の納税者が本来納めるべき税金を納めない状態を放置したり、これを認めてしまうと、正しく納めている納税者との間で不公平が生じる。

徴収する側である地方団体は、納税者の間に不公平が生じないように、税金の根拠法令に従って漏れなく税金を賦課することは勿論、賦課した税金の徴収率が 100%になるように事務を執行する。

県税の主な税目別の徴収率の推移は以下のとおりである。

単位：%

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
現年課税分	98.9	98.6	98.9	98.8	99.2
不動産取得税	96.4	94.5	95.0	94.8	97.7
個人県民税（ ）	97.3	97.5	97.4	97.6	97.5
ゴルフ場利用税	98.1	99.0	98.3	97.7	99.0
軽油引取税	97.7	95.1	99.1	97.8	99.5
自動車税	98.5	98.4	98.1	98.1	98.1
法人県民税	99.7	99.6	99.7	99.6	99.8
法人事業税	99.7	99.8	99.9	99.8	99.9
個人事業税	95.3	97.0	96.2	96.1	96.7
県たばこ税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県固定資産税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方消費税	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車取得税	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9
産業廃棄物税	-	-	-	100.0	100.0
滞納繰越分	21.9	25.2	16.9	18.0	18.2
不動産取得税	18.2	19.7	24.5	20.9	25.6
個人県民税（ ）	20.3	18.6	17.9	17.7	19.5
ゴルフ場利用税	29.3	11.1	11.1	39.8	11.3
軽油引取税	100.0	96.8	0.9	3.4	1.9
自動車税	27.2	27.0	26.0	28.4	28.9
法人県民税	29.8	24.0	24.4	33.8	27.3
法人事業税	25.2	10.9	16.6	20.4	23.2
個人事業税	26.0	23.7	22.4	26.3	32.9
県たばこ税	-	-	-	-	-

単位：％

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
県固定資産税	-	-	-	-	-
地方消費税	-	-	-	-	-
自動車取得税	-	-	-	-	-
産業廃棄物税	-	-	-	-	-
合計	97.1	96.6	95.9	95.8	96.1

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

* 平成15年度及び平成16年度の個人県民税()には、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が含まれている。

県税の主な税目別の徴収率は上記のとおりであるが、収入未済額とその調定額に対する比率は、以下のとおりとなる。

上段：収入未済額：千円
下段：収入未済率：％

税目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
現年課税分	2,411,791 1.1	3,172,313 1.4	2,204,809 1.1	2,456,597 1.2	1,710,750 0.8
個人県民税()	888,854 2.7	811,988 2.5	830,648 2.6	728,410 2.4	752,384 2.5
自動車税	445,715 1.5	482,662 1.6	593,219 1.9	579,938 1.9	555,367 1.9
不動産取得税	220,791 3.6	351,747 5.5	342,328 5.0	339,060 5.2	132,007 2.0
軽油引取税	458,543 1.8	1,269,115 4.9	204,561 0.9	497,937 2.1	103,521 0.4
個人事業税	130,182 4.7	77,721 3.0	93,703 3.8	85,802 3.9	73,377 3.3
法人事業税	171,590 0.3	111,604 0.2	64,846 0.1	125,166 0.2	45,583 0.1
ゴルフ場利用税	57,171 1.9	29,726 1.0	46,786 1.7	59,959 2.3	25,209 1.0
法人県民税	35,129 0.3	37,670 0.4	28,669 0.3	40,262 0.4	23,205 0.2
県たばこ税	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
県固定資産税	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
自動車取得税	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	35 0.0
産業廃棄物税	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
その他	3,817 0.0	80 0.0	50 0.0	62 0.0	62 0.0

上段： 収入未済額 : 千円
 下段： 収入未済率 : %

税目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
滞納繰越分	3,988,382 74.0	4,462,565 69.9	5,777,709 76.2	5,940,599 75.7	4,541,157 55.1
個人県民税()	2,359,630 75.9	2,515,532 76.6	2,556,296 76.4	2,628,447 75.8	2,450,429 73.5
自動車税	586,146 64.9	668,512 64.9	751,516 65.7	801,937 63.2	814,601 62.1
軽油引取税	0 0.0	14,518 3.2	1,263,941 98.5	1,389,053 94.6	146,472 7.8
不動産取得税	504,677 79.5	530,938 77.2	511,751 61.6	573,348 74.3	605,022 70.1
法人事業税	186,660 74.1	285,757 81.4	308,085 79.8	209,705 64.2	167,494 52.5
個人事業税	165,670 68.7	213,316 72.2	213,625 73.5	203,074 66.2	175,671 60.9
ゴルフ場利用税	57,059 70.7	101,551 88.9	77,766 59.2	74,967 60.2	119,354 88.7
法人県民税	41,900 66.6	47,069 62.4	56,236 66.8	41,115 52.5	53,128 65.9
県たばこ税	- -	- -	- -	- -	- -
県固定資産税	- -	- -	- -	- -	- -
地方消費税	- -	- -	- -	- -	- -
自動車取得税	- -	- -	- -	- -	- -
産業廃棄物税	- -	- -	- -	- -	- -
その他	86,642 82.2	85,372 94.4	38,494 45.0	18,953 49.2	8,985 47.3
全体	6,400,173 2.8	7,634,879 3.3	7,982,518 3.9	8,397,196 4.0	6,251,908 2.8

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

- * 平成15年度及び平成16年度の個人県民税()には、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割が含まれている。
- * 四捨五入のため計が一致しない場合がある。

個人県民税の調定に対する収入未済額が例年最も多く、毎年7億～8億円を超える金額が未納となっている。また、平成13年には軽油引取税で12億円を超え

る金額が未納となっている。地方公共団体である県は、県民に不公平が生じないよう、100%の徴収を目指して職員を効率的に配置し徴収にあたる。最終的に何らかの事情で徴収できなかったものは不納欠損として処理されるが、県には不納欠損の状態に陥らないよう最大限努力することが期待されている。

・税外収入の種類

自主財源としての税外収入の概要は次のとおりである。

(1) 地方消費税清算金

消費税と課税の仕組みを同じくしたことによる「最終消費地と課税地の不一致」を解決するため、都道府県に払い込まれた地方消費税額について、消費に関連した指標（小売年間販売額、サービス業対個人収入額、人口、従業員数）によって都道府県間において行われる清算による収入であり、この収入を地方消費税清算金としている。

(単位：千円)

項	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
地方消費税 清算金	収入済額	35,817,230	33,741,773	29,610,488	32,839,691	35,824,477
	収入未済額	0	0	0	0	0

(総務局回答資料より)

(2) 分担金及び負担金

分担金又は負担金は、一般に地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものに対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収する金銭をいう。

分担金とは、県が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受けるものに対し、その受益を限度として、条例によって賦課徴収するものである。

負担金とは、地方財政法又は関係法令の定めるところにより、県が徴収するもので内容により受益者負担金、原因者負担金等に区分される。

しかし、分担金と負担金の用語の区分や意味は必ずしも明確に使い分けられていない。

(単位：千円)

項	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
分担金	収入済額	1,810,754	1,185,530	1,165,454	1,077,896	1,023,908
	収入未済額	27,268	0	0	0	0
負担金	収入済額	10,445,103	8,345,249	7,088,061	5,213,096	4,782,106
	収入未済額	15,407	14,999	15,150	12,996	12,243

(総務局回答資料より)

(3) 使用料及び手数料

いずれも地方公共団体が、特定人のため、何らかの便益を与えることによる特定人の受益に着目して、その事務のため地方公共団体が支弁する経費の全部又は一部を応益的に特定人に負担させる地方公共団体の歳入である。

使用料とは、行政財産や公の施設の使用、利用の対価として、その使用者、利用者から条例の定めるところにより徴収するものである。

手数料とは、特定の者に提供する県の役務の対価として、条例の定めるところにより徴収するものである。

(単位：千円)

項	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
使用料	収入済額	8,231,270	8,181,879	7,484,023	7,921,323	7,673,232
	収入未済額	45,916	42,208	37,929	29,839	35,956
手数料	収入済額	4,320,617	3,964,589	3,638,986	3,477,678	3,752,728
	収入未済額	6	0	0	0	0

(総務局回答資料より)

(4) 財産収入

地方公共団体が有する財産の貸付け、私権の設定、出資や交換、又は売払いしたことによって生ずる現金収入をいう。財産運用収入と財産売払収入がある。

財産運用収入は、県が有する普通財産、物品又は基金を貸付等の方法により他人に使用収益させ、その対価として受け取る賃貸料、利息、配当金等の収入である。

財産売払収入は、公有財産又は物品の売払処分により生じる収入である。

(単位：千円)

項	区分	12年度	平成13年度	14年度	15年度	16年度
財産運用収入	収入済額	866,145	653,999	591,168	575,697	566,008
	収入未済額	0	0	0	23	167
財産売払収入	収入済額	1,634,113	1,242,433	769,959	1,467,309	997,792
	収入未済額	81	0	0	118	0

(総務局回答資料より)

(5) 寄付金

寄付金とは、地方公共団体以外の者から受ける金銭の無償譲渡であり、金銭以外の物品又は財産は予算には無関係であるので予算には含めない。これには、その用途を特定しない一般寄付金とその用途を限定した指定寄付金とがある。

(単位：千円)

項	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
寄付金	収入済額	38,252	1,062,356	22,613	0	698
	収入未済額	0	0	0	0	0

(総務局回答資料より)

(6) 繰入金

一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計の間において、相互に資金運用としての繰入金を計上するものである。他の会計から繰り入れる特別会計繰入金と基金から繰り入れる基金繰入金とがある。

(単位：千円)

項	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
特別会計繰入金	収入済額	1,811,202	1,264,011	939,260	2,197,729	1,409,367
	収入未済額	0	0	0	0	0
基金繰入金	収入済額	15,847,880	20,149,848	23,528,261	6,426,541	21,416,706
	収入未済額	0	0	0	0	0

(総務局回答資料より)

(7) 繰越金

地方自治法第233条の2の規定により、各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならない。繰越金とは、前年度の歳入・歳出の決算上生じた剰余金を、法令又は議会の議決により基金に編入したものを除いて、当該年度に繰り越すものである。

(単位：千円)

項	区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
繰越金	収入済額	35,001,783	28,028,465	22,342,717	16,933,224	11,658,019
	収入未済額	0	0	0	0	0

(総務局回答資料より)

(8) 諸収入

諸収入とは、県税のほか、(1) 地方消費税清算金から(7) 繰越金までの歳入に性質上区分されたもの以外の収入を計上する科目である。項に区分される項目は以下のとおりである。

(単位：千円)

項	区分	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
延滞金、加算金及び過料	収入済額	535,414	382,063	435,588	487,311	534,329
	収入未済額	29,803	87,575	15,506	220,881	63,701
県預金利子	収入済額	114,370	15,574	88,520	104,298	131,421
	収入未済額	0	0	0	0	0
公営企業貸付金元利収入	収入済額	1,600,000	1,641,232	2,800,000	2,800,000	1,300,000
	収入未済額	0	0	0	0	0
貸付金元利収入	収入済額	37,782,732	35,086,144	33,666,051	38,029,074	23,204,398
	収入未済額	8,578	8,257	10,427	12,679	9,253
受託事業収入	収入済額	2,193,492	1,009,875	844,400	930,633	720,076
	収入未済額	0	7,000	0	0	0
収益事業収入	収入済額	4,865,597	5,765,379	5,889,115	6,033,681	5,698,786
	収入未済額	0	0	0	0	0
利子割精算金収入	収入済額	97,568	46,827	39,201	29,929	14,008
	収入未済額	0	0	0	0	0
雑入	収入済額	5,762,909	3,767,278	6,508,970	3,320,665	3,284,118
	収入未済額	515,678	636,965	1,211,244	1,631,665	2,258,011

(総務局回答資料より)

延滞金、加算金及び過料について、それぞれ延滞金は地方税等の納期限後の納付・納入に対して徴収するものをいい、加算金は申告義務のある地方税に関して、その申告額が過少であったときに更正を受け又は修正申告した場合の過少申告加算金、納期限までに申告がなかった場合（期限後申告を含む）の不申告加算金及び過少申告・不申告が悪質な場合の重加算金をいい、過料は金銭罰の一種をいう。

県預金利子は、歳計現金及び保管金の預金利子である。

貸付金元利収入、公営企業貸付金元利収入は、県以外の者又は公営企業特別会計に直接貸し出された資金の元利収入である。

受託事業収入は、国、他の地方公共団体その他の者から、委託事業を引き受けることに伴って収入されるものである。

利子割精算金収入は、利子割精算金の収入である。

雑入は、他の科目の区分に該当しないものの収入金である。

第3．県税に関する外部監査の結果

このセクションでは、「外部監査の結果」として、県税の税目ごとの概要、賦課及び徴収に関する法規性、経済性、効率性及び有効性について検討した結果を報告する。

．監査手続について

県税のうち、鉾区税は年間の調定額が1,000万円を下回るため、また狩猟税についても年間の調定額が6,000万円を下回り比較的少額であって徴収率が毎年100%となっているため重要性が低いと判断し、監査の対象からは除外している。また、地方消費税については国による徴収の後、県に分配される仕組みとなっていることから、県における賦課徴収手続がほとんどないため重要性がないと判断し、監査の対象からは除外している。

一方、滞納整理の段階における徴収事務については、各税目ごとの特徴は少なく、税目の区別なく業務が行われることから、監査の視点も税目を区別することなく徴収業務全般に置き、監査手続を検討し実施している。

なお、監査の実施に当たっては、県内の全ての県税事務所及び自動車税事務所へ往査し、各税目ごとの担当者にヒアリングを実施し、関係書類を閲覧するなどして監査手続を実施した。各県税事務所で発見された事項については、その後の往査では重点項目として調査するとともに、当該県税事務所特有の問題であるか、県税事務所全体の問題であるかを念頭において監査を実施した。

．報告事項の構成について

県税の監査を実施するにあたり、大きく県の事務手続を徴収事務と賦課事務の2つに分けて検討した。

報告書の記載順序としては、まず「徴収事務に関する報告事項」を記載し、次に、「賦課事務及び各県税項目に関する報告事項」を記載している。徴収事務に関する報告書の中にわかりにくい語句もあるうかと思われるが、それらについては賦課事務及び各県税項目に関する報告事項を参照いただきたい。

監査の結果は税目ごとに記載しており、必要に応じて関連する税目はまとめて記載している。なお、記載する税目の順序は、県が定める「県税滞納整理実施要領」の中で滞納整理の重点税目として挙げている、自動車税、軽油引取税、不動産取得税、個人事業税、ゴルフ場利用税の5税目から順に、以降、調定金額の大きい順序で記載している。

さらに、監査結果の報告にあたり、各県税項目ごとの性質についての検討を各県税項目の監査結果の報告の直前に記載した方がより報告内容の理解に資すると判断したので、各県税項目ごとに次の順序で説明している。

- 1 . 税の概要
- 2 . 県における 税の状況
- 3 . 事務手続の概要
- 4 . 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

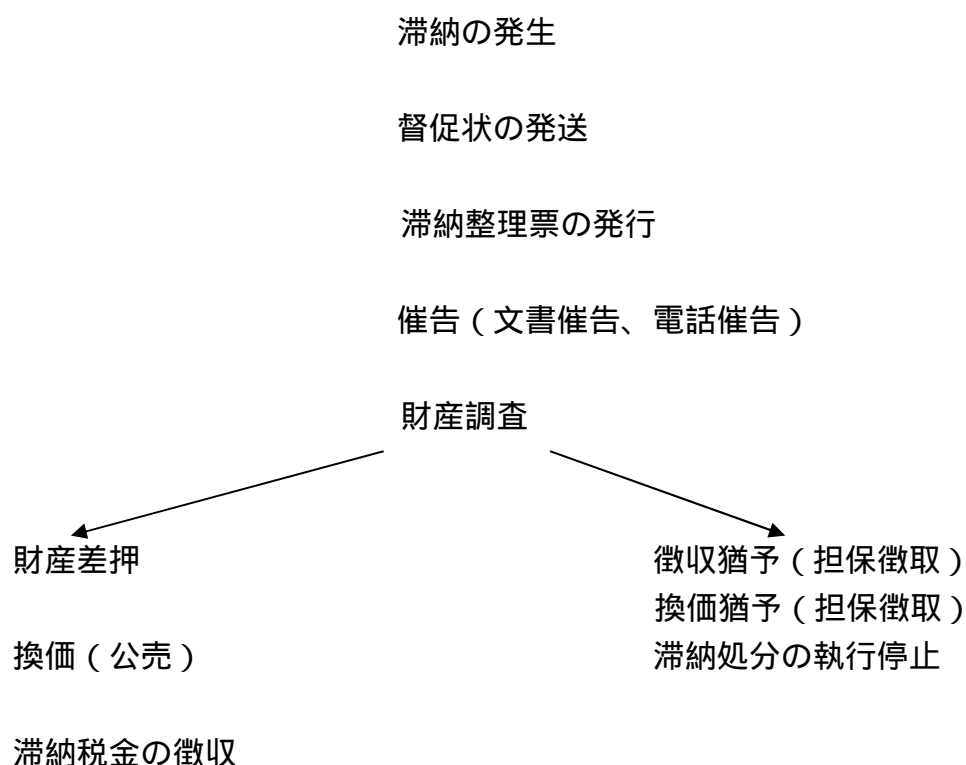
なお、監査の結果のうち、法令規則等に従い適切に処理されているかどうか及び自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に則ってなされているかどうか、すなわち効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされているかどうかについての指摘事項については【結果】として表記し、それら以外に検討を要すべき事項として監査人が必要と認めて記載する指摘事項については、【意見】として表記している。

・徴収事務に関する報告事項

1. 徴収事務の概要

納税者が税金を納期限までに完納しない場合、いわゆる滞納の発生となり 20 日以内に督促状が発送される。また滞納者別に滞納整理票が発行され、完納になるまでの状況が詳細に記載される。督促状の発送後 10 日を経過した日までに完納されない場合、滞納者の財産を差押えなければならない。督促状の発送は 1 回限りであるがそれ以降、催告状、来所依頼書、最終催告書、差押事前通知書等の文書催告あるいは電話催告がなされる。それでもなお完納されない場合、財産調査に基づいて滞納者の財産を差押えた後、公売等によって換価し滞納税金を徴収する。これらの一連の強制徴収手続は滞納処分と呼ばれる。

徴収事務の流れ



なお、全ての滞納に対してこのような滞納処分がなされるわけではなく、納税者の納税資力が一定の事実によって減少した場合には徴収猶予が認められ、また差押財産の換価により滞納者の事業の継続若しくは生活の維持を困難にするおそれがある場合には換価猶予が認められる。さらに滞納者に滞納処分することができる財産がないときには滞納処分の執行停止がなされる。徴収猶予及び換価猶予の場合は徴収を確保するため原則として担保が徴取される。

2. 三重県における徴収の状況

(1) 収入額と滞納額（収入未済額）

県における収入額及び滞納額（収入未済額）の最近5年間の推移は以下のとおりである。収入額については約2,000億円前後を推移しているのに対し、滞納額については平成12年度から増加傾向が続き、平成15年度は80億円を超えた。平成16年度は62億円と大きく減少に転じたが、ただ、この減少については22億円の不納欠損処理によるところが大きい。

(単位：千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
収入額	225,758,527	226,128,842	198,345,786	202,009,153	211,784,254
滞納額 (収入未済額)	6,400,173	7,634,879	7,982,518	8,397,196	6,251,908
不納欠損額	355,698	314,682	526,655	510,518	2,238,434

(総務局税務政策室回答資料より)

(2) 科目別滞納額

科目別に滞納額を見ると個人県民税が30億円を超えており全体の約50%を占めている。次に自動車税13億円、不動産取得税が7億円と続く。軽油引取税も平成16年度は2億円台になったもののそれ以前は10億円を超えていた。

(単位：千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
個人県民税	3,248,483	3,327,520	3,386,945	3,356,857	3,202,813
法人県民税	77,028	84,739	84,905	81,378	76,333
個人事業税	295,852	291,037	307,327	288,876	249,048
法人事業税	358,250	397,361	372,930	334,871	213,077
不動産取得税	725,468	882,685	854,079	912,408	737,029
ゴルフ場利用税	114,230	131,277	124,552	134,926	144,563
自動車税	1,031,861	1,151,174	1,344,735	1,381,875	1,369,968
自動車取得税	0	0	0	0	35
軽油引取税	458,543	1,283,633	1,468,502	1,886,990	249,993
鉦区税	178	209	154	62	125
特別地方消費税	72,872	68,036	32,845	18,348	8,867
料理飲食等消費税	17,408	17,208	5,544	605	56
計	6,400,173	7,634,879	7,982,518	8,397,196	6,251,908

(総務局税務政策室回答資料より)

千円未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

(3) 個人県民税の市町村別滞納状況

個人県民税の賦課徴収は、原則として県自ら行うのではなく市町村に委任され、個人市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとされている。県全体の滞納者数は一部の市町村で報告がないため正確には合計できないが、現年課税分・滞納繰越分の人員をあわせて延べ10万人以上と見込まれる。なお、滞納繰越人員は過去からの累計であるため、実人員とは較差がある。また、県民税の払込は徴収月の翌月にされるため(2)科目別滞納額とは差が発生している。

市町村名	滞納者数 (人)	滞納額 (千円)	市町村名	滞納者数 (人)	滞納額 (千円)
桑名市	12,971	331,912	勢和村	72	1,503
いなべ市	1,064	20,829	宮川村	31	767
東員町	1,636	42,102	伊勢市	5,165	142,620
木曾岬町	459	11,994	鳥羽市	1,373	45,651
四日市市	不明	502,642	志摩市	不明	126,774
菰野町	1,737	75,522	玉城町	535	13,251
朝日町	255	7,307	二見町	417	9,315
川越町	1,254	27,713	小俣町	1,901	28,615
鈴鹿市	14,832	299,219	南勢町	213	7,821
亀山市	3,106	78,869	南島町	不明	14,752
津市	14,894	321,370	御園村	700	13,458
久居市	1,711	102,984	度会町	129	6,596
河芸町	1,223	21,292	大紀町	585	20,791
芸濃町	1,199	19,905	名張市	3,704	54,210
美里村	205	3,678	伊賀市	9,998	135,354
安濃町	322	11,921	尾鷲市	1,224	62,503
香良洲町	168	4,582	熊野市	1,290	44,340
一志町	835	15,979	紀伊長島町	2,303	37,951
白山町	1,082	21,529	海山町	2,091	11,631
美杉村	126	2,320	御浜町	309	13,346
松阪市	6,919	284,891	紀宝町	362	6,094
多気町	384	13,481	紀和町	26	363
明和町	1,297	54,695	鵜殿村	197	4,531
大台町	249	5,047	計	100,553	3,084,020

(総務局税務政策室回答資料より)

(4) 自動車税の県税事務所別滞納状況

自動車税の課税事務は自動車税事務所で一括して行われ、徴収事務のみ各県税事務所が担当している。滞納者人員は2万4千人にのぼる。

区分	滞納者数(人)	滞納額(千円)
桑名県税事務所	1,703	91,899
四日市県税事務所	4,553	265,477
鈴鹿県税事務所	3,905	246,626
津総合県税事務所	4,086	215,755
松阪県税事務所	2,812	177,362
伊勢県税事務所	3,636	207,378
上野県税事務所	2,161	118,795
紀州県税事務所	1,199	45,397
計	24,055	1,368,692

(総務局税務政策室回答資料より)

(5) 高額滞納者の状況

1人あたりの滞納額が自動車税については30万円以上、個人県民税を除く一般税については50万円以上を高額滞納者として管理している。

区分	自動車税		個人県民税を除く一般税	
	滞納者数(人)	滞納額(千円)	滞納者数(人)	滞納額(千円)
桑名県税事務所	9	3,788	29	43,176
四日市県税事務所	32	14,578	74	128,956
鈴鹿県税事務所	24	31,541	47	75,435
津総合県税事務所	25	13,207	85	401,075
松阪県税事務所	27	16,400	46	189,088
伊勢県税事務所	37	19,163	87	144,805
上野県税事務所	9	4,781	45	321,639
紀州県税事務所	4	1,807	11	8,170
計	167	105,265	424	1,312,344

(総務局税務政策室回答資料より)

(6) 差押の状況

四日市、鈴鹿、津、伊勢、上野の各県税事務所が自動車税、一般税を合計すると差押件数が1,000件以上となっている。県全体でも8,929件となり共通目標の6,100件を大幅に上回った。

区分	自動車税		個人県民税を除く一般税	
	差押人員	差押件数	差押人員	差押件数
桑名県税事務所	303	416	117	217
四日市県税事務所	397	996	81	369
鈴鹿県税事務所	243	862	47	138
津総合県税事務所	432	1,366	114	464
松阪県税事務所	106	508	76	257
伊勢県税事務所	177	938	132	462
上野県税事務所	407	1,239	83	234
紀州県税事務所	152	312	26	57
税務政策室	0	0	5	94
計	2,217	6,637	681	2,292

(総務局税務政策室回答資料より)

差押財産別では預金が圧倒的に多いが様々な財産を差押えている。

区分	自動車税		個人県民税を除く一般税	
	差押人員	差押件数	差押人員	差押件数
預金	1,616	4,545	364	1,171
電話加入権	259	494	79	171
不動産	63	430	91	372
生命保険	132	731	77	324
給与	67	188	8	27
その他	80	249	62	227
計	2,217	6,637	681	2,292

(総務局税務政策室回答資料より)

その他の内容は、売掛金、国税還付金、家賃、終身保険、ゴルフ会員権、宅建保証金、INS利用権、信用組合出資金、工事請負代金、株式、自動車、共済配当金、オークション出資金、動産、小規模企業共済、投資信託、貸金庫、水道保証金、社会保険事務所配当金、納税準備金、傷害保険、冠婚葬祭積立金、建物更生共済、県民共済割戻金

(7) 換価(公売)の状況

差押財産のうち金銭債権以外の動産及び不動産については、公売等によって換価しなければ滞納税金を徴収することができない。もし換価できなければ、滞納

処分と呼ばれる一連の強制徴収手続の効果は半減することになる。下記のとおり、平成 16 年度の県の公売実績はあまり芳しくない。

< 平成 16 年度の公売実績 >

区分	物件	管轄事務所	見積金額 (千円)	落札金額 (千円)	備考
動産	油脂他	鈴鹿	126	141	見積金額比 111%
	フォークリフト他	鈴鹿	134	427	見積金額比 316%
	トラック	津総合	210	262	見積金額比 125%
不動産	田	鈴鹿	7,170	12,100	見積金額比 168%
	土地	税務政策室	643	650	見積金額比 101%
	土地	松阪	51,000		公売 8 回落札なし
	土地	伊勢	900		落札なし
	ホテル	上野	462,852		保証金 1 割没収

(総務局税務政策室回答資料より)

このような状況を打破するため県は平成 17 年 10 月よりインターネット公売を導入している。これは県税の滞納者から差押えた自動車や不動産、その他の財産について、情報通信大手ヤフー株式会社と提携し、インターネットオークションによって公売を実施するものである。ヤフーの運営するインターネット公売のサイトを利用して公売を実施することで多くの公売参加者が見込め、競争原理が働くことによって従来の公売よりも高額、迅速な落札が期待できる。東京都が平成 16 年度から実施、その後香川県、広島県、大阪府、北海道が導入し、県はそれに続いて 6 番目の導入となる。

(8) 不納欠損額

公売等の換価手続を実施した結果、滞納税金が全額徴収されない場合、その徴収されない部分は不納欠損額として処理される。平成 16 年度は軽油引取税で多額の不納欠損を計上している。

(単位：千円)

区分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
個人県民税	119,858	158,310	191,396	224,222	233,274
法人県民税	2,343	10,380	7,556	10,710	7,908
個人事業税	12,893	12,572	11,696	23,171	17,643
法人事業税	1,754	27,009	13,526	50,328	89,847
不動産取得税	14,983	21,267	115,340	37,213	52,949
ゴルフ場利用税	0	0	38,987	0	0
自動車税	73,671	84,991	96,759	108,283	121,381
鉦区税	0	0	0	0	0
軽油引取税	129,549	0	7,759	43,282	1,709,015

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
特別地方消費税	647	152	32,073	8,374	5,867
料理飲食等消費税	0	0	11,564	4,934	549
計	355,698	314,682	526,655	510,518	2,238,434

(総務局税務政策室回答資料より)

千円未満四捨五入のため計が一致しない場合がある。

(9) 三重地方税管理回収機構

三重地方税管理回収機構は県内全市町村加入の一部事務組合として平成16年4月1日に設立された。市町村税の徴収体制を強化することにより税の公平性の確保と滞納額の縮減を図るとともに、活動をとおして地方税の徴収体制における市町村、県、機構の連携を強化し、納税秩序の確立と県民が自主納税する社会の実現を目指すことを目的としている。主な業務は

市町村税(原則として国民健康保険税を除く)、個人県民税の滞納整理
不動産公売

滞納処分の執行停止、不納欠損処分の適否判定

であり、市町村の人口区分に応じた基準処理件数を設定し、約1,000件の処理を目指している。なお、機構の運営に必要な経費については構成団体である市町村が原則として応益による負担をしている。

負担金の基準	負担金額(千円)	備考
均等割額	100	
処理件数割額	200	引受事案1件当たり
徴収実績割額	10%	平成18年度から適用予定

三重地方税管理回収機構が発表した平成16年度の活動結果は以下のとおりである。

1. 引受状況 (単位: 件、千円)

対象市町村	引受市町村	処理件数枠	引受件数	引受滞納額(本税)
66	59	1,006	756	3,072,784

(三重地方税管理回収機構ホームページより作成)

2. 徴収状況 (単位: 件、%、千円)

引受滞納額(本税) A	徴収金額				徴収率 B/A	完納 件数	完納率
	徴収金額	本税 B	督促 手数料	延滞金			
3,072,784	635,194	540,877	249	94,068	17.6	228	30.2

(三重地方税管理回収機構ホームページより作成)

3. 処理状況

(単位：件、%)

完納		納付約束			執停 判定	その他	計	差押	
全 滞納額	本税	差押中	証券 受託	担保 徴取				実件数	執行率
143	85	53	6	6	0	463	756	500	66.1

(三重地方税管理回収機構ホームページより作成)

4. 滞納処分状況

(単位：件、千円)

差押件数						換価額	不動産公売	
不動産	預金	生保・ 損保	その他 債権	その他	計		公告 件数	売却 件数
285	362	184	39	26	896	131,615	7	2

*その他債権は、給与、家賃、地代、売掛金、クレジット等。その他は、出資金、電話加入権。

(三重地方税管理回収機構ホームページより作成)

5. 機構設立効果

(単位：千円)

移管予告 効果額	機構徴収額	機構納付 約束額	計
1,824,694	635,194	54,958	2,514,846

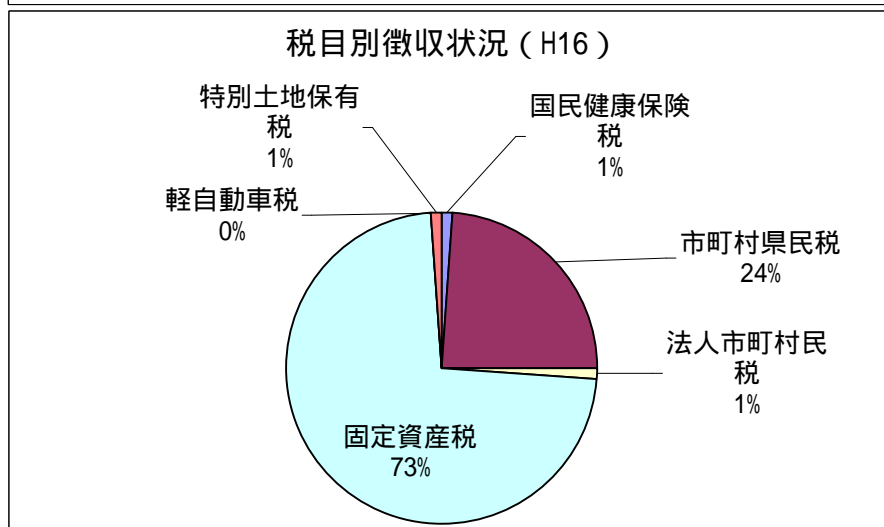
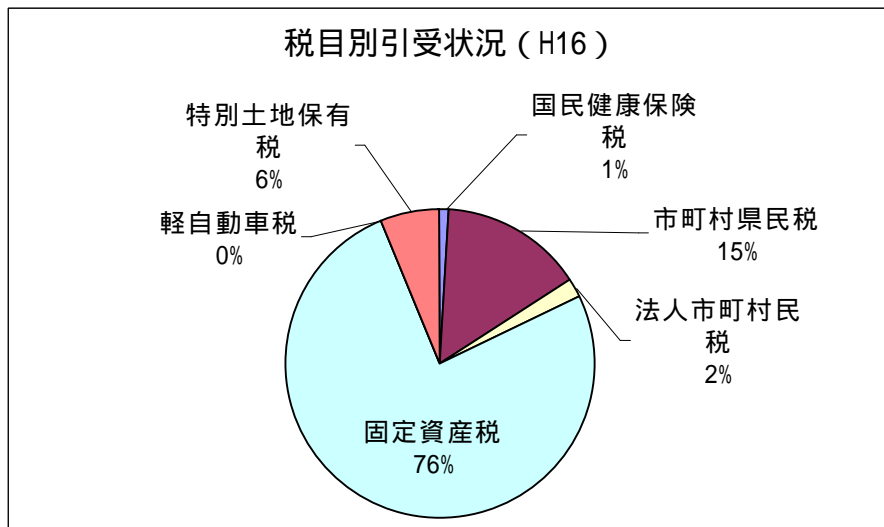
112,960	38,622	3,951	155,533	個人県民税 効果
---------	--------	-------	---------	-------------

*個人県民税効果の機構徴収分は、住民税の徴収額に16年度の平均確定按分率29.37%を乗じて算出した。

*個人県民税効果の移管予告効果、機構納付約束分は、機構徴収額(国保税を除く本税)に占める県民税効果額の割合7.19%を乗じて算出した。

(三重地方税管理回収機構ホームページより作成)

6. 税目別引受状況及び徴収状況



(三重地方税管理回収機構ホームページより作成)

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 軽油引取税の多額の不納欠損処理について

平成16年度に軽油引取税で約17億円の多額の不納欠損処理がなされているが、この中には1件で約13億円の不納欠損処理が含まれている。平成16年度の処理は適正に行われている。しかし、今回発生した原因としてはA県の特約業者が、三重県内の業者に販売した軽油につき、申告手続はなされたものの、一部税金の納付がなされず約13億円の税金が未納のままとなった。最終的に差押不動産を売却し、不納欠損として処理したものである。

【処理の経緯】

本事案の申告額は約25億3千万円で収納額は約12億円、うち差押等による収納額が5百万円で残りの一部を欠損したものである。

経緯については、平成12年6月からA県の特約業者が三重県内の業者に軽油を販売したとして、申告納入が行われてきた。しかし、平成14年3月20日に決済予定の手形が不渡りとなったため、本社の搜索、売掛金の差押等を2回にわたり実施したものの、滞納額には及ばなかった。その後、平成14年6月10日に破産宣告がなされ、平成16年12月24日、法第15条の7の規定により一部不納欠損処分を行った。

なお、平成17年度には差押不動産の売却等により約5千4百万円を徴収し、残額についても不納欠損処分を行った。

長期分割小切手又は長期分割手形での納付

県税の納付・納入は、現金で行われることが原則である。但し、徴収猶予の制度を採用した場合に、徴収金を確保する観点から小切手又は手形を受け入れる場合がある。今回のケースでは軽油引取税の徴収猶予制度の適用を受けているため、徴収猶予期限を期日とする小切手又は手形を受けとることは問題ない。しかし、徴収猶予期限を超える期間の小切手又は手形等は受領すべきではない。【結果】

徴収猶予時の調査

徴収猶予を認める場合には、その前提として徴収猶予申請書の提出とともに徴収猶予を必要とする理由を証明する書類（例えば売掛金の帳簿等）を提出させる必要がある（条例第182条）。県内と県外とを区別する根拠はないのであるから、県外業者の場合にも、裏付けとなる売掛金等の実在性を調査し、特別徴収義務者である県外業者が納税義務者から未回収となっている金額を特定し、その金額の範囲内で徴収猶予を認める必要がある。【結果】

保全担保物件の評価

平成 13 年 3 月に保全担保として B 県の山林に抵当権を設定している。これはその物件評価が正式な鑑定人による鑑定であったため、施行令第 56 条の 6 の 2 により抵当権を設定したものである。しかしながら、1 年半後の平成 14 年 8 月に公売のために行った鑑定では当初の 1 / 20 程度の評価であり、当時の評価額の妥当性に疑問を持たざるを得ない。業者が提出した評価額の妥当性を慎重に判断する必要がある。【結果】

なお、現在は、軽油引取税の保全担保として現金の供託のみを認めている。

(2) 時効での不納欠損

法定納期限の翌日から起算して 5 年間徴収権を行使しないと徴収権は時効により消滅する。但し一部納付、差押等の一定事由が生じると時効が中断され、一定事由が終了するとその翌日から新たに時効期間が進行する。この時効は絶対時効と呼ばれ、時効が完成した以降は納税者が納付する意思を示しても県は収納することはできない。仮に間違えて収納した場合には過誤納金として還付しなければならない。このような時効による不納欠損が平成 16 年度において件数にして 2,496 件、金額にして 77 百万円発生している。これは、調査等を行うも滞納処分できる財産を見つけられないものや行方不明等で調査や処分が終わらないうちに時効が成立してしまったものなどである。時効で不納欠損とならないよう今後より一層、調査の早期着手が必要である。【結果】

区分	件数	金額 (千円)
桑名県税事務所	205	5,965
四日市県税事務所	651	19,065
鈴鹿県税事務所	149	5,260
津総合県税事務所	441	14,141
松阪県税事務所	269	8,517
伊勢県税事務所	578	18,026
上野県税事務所	157	4,943
紀州県税事務所	46	1,274
計	2,496	77,191

(総務局税務政策室回答資料より)

(3) 個人県民税の徴収率について

県では個人県民税の徴収率を上げるため様々な方策が採られている。各市町村の職員として徴収事務にあたる県・市町村等県税滞納整理併任職員、市町村との人事交流、三重地方税管理回収機構の設立等、これらはいずれも市町村、県、機構との連携を強化することによって互いの徴収業務レベルを引き上げようとするものである。しかし個人県民税に関する効果はあまり顕著ではない。確かに三重

地方税管理回収機構については機構設立効果として25億円が認められるが、引受税目及び徴収税目のほとんどが固定資産税であるために個人県民税に対する効果は1.5億円である。全国トップレベルの島根県、山形県の徴収率94%を達成するためには現在の徴収率から5ポイント上げなければならず、滞納額については17億円圧縮する必要がある。それには徴収の主体である市町村のより一層の徴収強化が必須である。具体的には県税併任職員制度、人事交流制度等の活用を図りながら、県・市町村の全ての税務職員が徴収ノウハウを向上させていくことである。【意見】

因みに平成16年度における県税併任職員の派遣日数は下記のとおりである。

市町村名	派遣日数	16年度徴収率
桑名市	0	88.0
いなべ市	0	96.7
多度町	1	-
長島町	8	-
木曾岬町	16	89.8
東員町	2	91.5
桑名県税事務所管内計		89.8
四日市市	0	90.5
菰野町	31	88.8
楠町	23	-
朝日町	18	93.9
川越町	25	86.3
四日市県税事務所管内計		90.3
鈴鹿市	0	90.4
亀山市	0	89.0
関町	14	-
鈴鹿県税事務所管内計		90.2
津市	0	90.2
久居市	0	85.8
河芸町	20	92.0
芸濃町	20	85.9
美里村	0	93.2
安濃町	38	93.0
香良洲町	0	94.4
一志町	0	92.2
白山町	21	87.8
嬉野町	0	-
美杉村	0	95.8
三雲町	0	-
津総合県税事務所管内計		89.8
松阪市	8	88.8
飯南町	11	-
飯高町	10	-

市町村名	派遣日数	16年度徴収率
多気町	13	91.6
明和町	35	83.5
大台町	17	94.3
勢和村	15	96.7
宮川村	2	97.9
松阪県税事務所管内計		90.0
伊勢市	40	89.9
鳥羽市	0	85.3
志摩市	47	82.0
玉城町	25	93.8
二見町	0	92.1
小俣町	0	90.4
南勢町	15	92.0
南島町	3	82.0
大宮町	0	-
紀勢町	0	-
御園村	0	89.9
大内山村	0	-
度会町	19	93.5
大紀町	0	82.9
浜島町	0	-
大王町	0	-
志摩町	0	-
阿児町	0	-
磯部町	0	-
伊勢県税事務所管内計		88.2
上野市	-	-
名張市	53	95.5
伊賀市	52	90.3
伊賀町	-	-
島ヶ原村	-	-
阿山町	-	-
大山田村	-	-
青山町	-	-
上野県税事務所管内計		92.8
尾鷲市	0	80.7
熊野市	0	80.7
紀伊長島町	0	73.1
海山町	0	87.9
御浜町	17	87.7
紀宝町	0	87.5
紀和町	5	95.9
鵜殿村	11	84.3
紀州県税事務所管内計		81.9

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

さらに、市町村から提出されている「個人の県民税徴収状況報告書」について追加的な報告を求める必要がある。現在の様式では収入未済額の内訳として徴収猶予、換価猶予、滞納処分の停止、未処理の欄しか設定されておらず、現段階では、本来知りたい情報である差押、分納誓約等の履行状況が不明確になっている。今後、個人県民税の賦課徴収に関する報告等について規定した法第46条や、県による個人県民税の徴収及び滞納処分の特例を規定した法第48条の活用も視野に入れながら、市町村が行う差押、参加差押、交付要求、分納誓約、証券受託、徴収囑託等について、県全体の個人県民税に対する滞納整理状況の把握が求められる。【意見】

・課税事務及び各県税項目に関する報告事項

1．自動車税等（自動車税、自動車取得税）

1．自動車税等の概要

（1）自動車に関する税金

自動車に関する税金には、購入時や所有している状態に対して課税されるものとして、自動車税（県税）、自動車取得税（県税）、自動車重量税（国税）、軽自動車税（市町村税）がある。

（2）自動車取得税（県税）の概要

概要

自動車の取得に対して課される税金である。財産の取得という行為時点における課税であり、納める側から見ると消費税と似た性格を持っているといえるが、一般には流通課税に分類される。流通課税とは、権利の取得・移転をはじめとする各種の経済取引又は法律行為に担税力を認めて課されるものである。つまり、自動車を取得するような人は一般に他にも経済的負担能力を持っているであろうという推定に至って、自動車の取得に抽象的・観念的な担税力を見いだしているといえる。なお、消費税は、財貨・サービスの消費に対して負担を求めるものであり、一般に消費課税に分類される。

自動車取得税は目的税であり、収入は道路の建設及び補修の費用に充てられる。その点で明確に自動車を取得する際に道路に関する費用の一部を負担するという性格を持っている。

納税義務者

自動車取得税は、「自動車を取得した者」（法第 699 条の 2 第 1 項）に対して、自動車の取得という行為時点に、主たる定置場所在の都道府県において課税される。

税額

税額は、原則として取得価額を課税標準として税率により課税する。課税対象となる「自動車」とは、道路運送車両法に規定される自動車のうち（同法第 2 条第 2 項）、大型特殊自動車及び小型特殊自動車（クレーン車、トラクターなど）並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪車を除いたものをいい、自動車に付加して一体となっているものとしてラジオ、エアコンやカーナビなどの取得価額も含まれる。

税率は以下のとおりである。

区 分		税 率
軽自動車以外の自動車	自家用	取得価額の 5%
	営業用	取得価額の 3%
軽自動車		取得価額の 3%

申告と納税

新車、中古車ともに課税され、販売店からの購入、個人売買のいずれであっても課税される。免税点は現在 50 万円以下となっている。

自動車取得税は申告納付である。申告納付とは、納税者が、その納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その税額を納付することをいい、普通徴収のように課税権者の決定を待たずに納税者が自らの計算に基づいて申告し、税を納付するものである。

徴収・納付の方法は、新規登録又は名義変更登録時にほぼ同時に申告が行われ証紙により納付する。

また、減免制度として、身体障害者等に対する減免があり、非課税の場合としては、相続に基づく取得や法人の合併や分割に基づく取得等が規定されている。

なお、県に納付された自動車取得税の 66.5%（およそ 2/3）は、県内の市町村に対して、市町村道の延長及び面積に応じて交付され、市町村においてそれぞれ道路に関する費用に充てられる。

（ 3 ）自動車税（県税）の概要

概要

自動車という財産を所有している人に課税される財産税の一種である。自動車を運行することにより道路を損傷させるので、その維持費を負担してもらうという性格も持っている。しかし、自動車取得税と異なり自動車税は一般財源であるので、その用途は特に定められてはいない。

納税義務者

自動車税は、原則として、主たる定置場所在の都道府県において毎年 4 月 1 日に登録されている「自動車の所有者」（法第 145 条第 1 項）に対して課税されるが、課税客体は「自動車」（法第 145 条）であり、その所有について課税されるものである。

税額

税額は主として排気量により決定される。新車と中古車の区別はなく、自動車の種類に応じて税率が定められている。

自動車の種類	税率の基準
乗用車	総排気量
トラック	最大積載量
バス	乗車定員
特殊用途車（霊柩車、キャンピング車）	自家用、営業用ごと 又は総排気量
特殊用途車（上記以外）	自動車の諸元により 個別に判断

また、平成 13 年度に新車・新規取得した車からは環境保護促進のためのいわゆるグリーン化税制適合車に対する税率の軽減等の措置が採られている。

申告と納税

徴収・納付の方法は、毎年 4 月 1 日現在に自動車を所有している者に対して 5 月 1 日から 31 日までを納期として課税している。普通徴収の方法によるため、徴税吏員（県では自動車税事務所長）が納税通知書を当該納税者に交付することによって納税義務が確定し、納税義務者は確定した税額を納税する。

（４）県税以外の自動車に係る税金（参考）

自動車重量税（国税）

自動車の新規登録や継続検査（車検）等の際に、自動車の区分や総重量に応じてかかる税金で、主に国や地方公共団体の道路整備のための費用に充てられる目的税である。

軽自動車税（市町村税）

軽自動車という財産を所有している人に課税される財産税の一種である。賦課のタイミングは自動車税と同様であるが、市町村に納める税金である点で自動車税と異なる。

２．三重県における自動車取得税及び自動車税の状況

（１）自動車取得税の収入実績

平成 16 年度の県における自動車取得税の徴収金額は 8,775,256 千円（現年度分 8,775,256 千円、繰越分 0 千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は 4.1 % である。また、自動車取得税の収入未済額は 35 千円である。

平成 16 年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損 額 (千円)	収入未済 額 (千円)	収入未済 率 (%)
16 年度現年課税分	8,775,291	8,775,256	0	35	0.1%
滞納繰越分	0	0	0	0	0.0%
計	8,775,256	8,775,256	0	35	0.1%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移（現年・繰分）は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額（千円）	8,546,013	8,233,652	8,058,769	8,310,847	8,775,291
収入額（千円）	8,546,013	8,233,652	8,058,769	8,310,847	8,775,256
不納欠損額（千円）	0	0	0	0	0
収入未済額（千円）	0	0	0	0	35

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額（千円）	0	0	0	0	0
収入額（千円）	0	0	0	0	0
不納欠損額（千円）	0	0	0	0	0
収入未済額（千円）	0	0	0	0	0

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

（2）自動車税の収入実績

平成16年度の県における自動車税の徴収金額は29,217,511千円（現年度分28,838,417千円、繰越分379,094千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は13.8%である。また、自動車税の収入未済額は1,369,968千円であり、同年度の県税全体の収入未済額（6,251,908千円）に占める割合は21.9%である。

平成16年度実績額	調定額 （千円）	収入額 （千円）	不納欠損額 （千円）	収入未済額 （千円）	収入未済率 （%）
16年度現年課税分	29,396,526	28,838,417	2,742	555,367	1.9%
滞納繰越分	1,312,334	379,094	118,639	814,601	62.1%
計	30,708,860	29,217,511	121,381	1,369,968	4.5%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額（千円）	30,267,566	30,483,245	30,489,439	29,953,202	29,396,526
収入額（千円）	29,819,308	29,999,492	29,895,210	29,371,988	28,838,417
不納欠損額（千円）	2,543	1,091	1,010	1,277	2,742
収入未済額（千円）	445,715	482,662	593,219	579,938	555,367

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額（千円）	902,750	1,030,563	1,144,422	1,269,768	1,312,334
収入額（千円）	245,477	278,151	297,157	360,825	379,094
不納欠損額（千円）	71,128	83,900	95,750	107,006	118,639
収入未済額（千円）	586,146	668,512	751,516	801,937	814,601

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

3．事務手続の概要

(1) 自動車取得税について

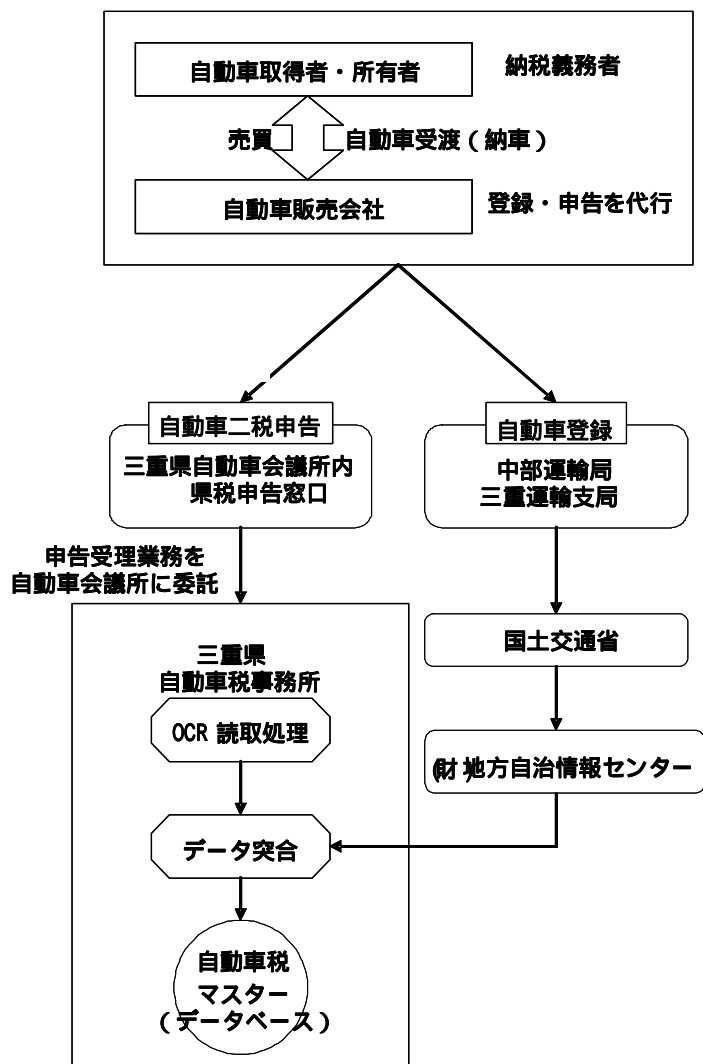
自動車取得税は、申告納税方式により納税義務が確定する。一般に、自動車の取得者が国土交通省の運輸支局に自動車の登録を行うと同時に、自動車取得税申告窓口で申告を行う。県の場合は、中部運輸局三重運輸支局と同じ敷地内に自動車会議所会館があり、その建物内に自動車取得税申告収納窓口がある。申告はその窓口で行われ、証紙により納付される。

この時の申告書の作成は、個人売買の場合を除き、ほとんどが自動車販売業者（新車、中古車問わず）により行われる。

(2) 自動車税について

自動車税は、毎年自動車の所有者に対してその所有について課税される。登録時には、次回の定期課税までの自動車税を月割りで納める。定期課税は、法第151条第1項の規定により普通徴収の方法による。徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって納税者の納税義務が確定する。

【自動車の登録と自動車税・自動車取得税の申告】



(総務局税務政策室
回答資料より)

自動車税の定期課税は、毎年4月1日時点の自動車の登録に基づいて更新された自動車税マスターデータに基づき課税される。

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 公示送達の手続の瑕疵

納税の告知とは

納税の告知とは、法第13条第1項において、「地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならない」とされており、この規定による行為をいう。普通徴収により徴収する地方税は、この納税の告知により、抽象的であった納税者の納税義務が確定する。すなわち、納税額が決定され、納期限までに納税の履行が請求されるのである。

もし、この納税の告知がなされていない場合、納税義務が確定しないことになる。

納税通知書の送達

納税の告知は、通常、納税通知書により行われ、税の賦課徴収に当たって非常に重要な効力を有する。法第 151 条第 2 項において「納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前 10 日前までに納税者に交付しなければならない。」と規定されている。そのため、納期限前 10 日前までに納税者に交付されなかった納税通知書は効力を有しないこととなっている。

納税通知書の送達方法は法第 20 条において規定され、法第 20 条の 2 においては、特に納税者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合等に、公示送達の方法によることを規定している。

公示送達とは

公示送達とは、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う送達方法をいう。

公示送達の効力は、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。具体的には、納期限前 10 日前までに交付しなければならない納税通知書の場合は、4 月 1 日に公示したときの納期限は、公示送達の効力が発生する日が 4 月 8 日であるので、4 月 18 日以降に納期限を定めなければ適法な処分とはならない。

監査の結果

平成 16 年度の自動車税に係る 1,031 名分の公示送達が 8 月 31 日を納期限に行われた。しかし、公示日が 8 月 17 日であり、公示により相手に到達したとみなされる日は 8 月 24 日となる。そのため、納期限の 10 日前までに納税の告知がなされなかったことから法第 151 条第 2 項に反し、納税の告知は効力を有していないこととなり、当該課税の措置が適法な事務手続となっていないことが判明した。

県では今回の外部監査における現場での指摘の後、直ちに法令に準拠するように納期限を 9 月 3 日に変更し、滞納者に対する延滞金の計算をやり直し、過払分を対象者に還付・充当した。

このような事態に陥った原因は、担当者の失念によるものと電算システム上の納期限を 8 月末日にすることがあらかじめ設定されていたためとのことであるが、法的な要件を具備することそのものが要求されるような事務手続が法的な要件を満たさなかったことについて、チェックが行われなかったことは残念である。

この点については、監査時に入手した税務職員の初任者研修テキストにも相当の紙面を割いて十分な説明がなされている。

今後においても間違いに気がついたときには直ちにこれを修正することは勿論、間違いを起こさないような事務処理体制を構築する必要がある。【結果】

(2) 電算事務処理の複数年にわたる委託契約について

自動車税事務所では、課税データのエラー処理の事務や自動車税マスターの作成等の業務を民間業者に委託している。この委託業務契約は58ヶ月の契約期間が設定されている。

自治法上、長期に継続する契約は電気、ガスや水道のほか、不動産の賃貸借等に限られており、これのほかには債務負担行為として、予算上の定めが必要であるため、当該委託業務について県は債務負担行為として予算に定めている。

しかし、当該委託事務は単年度で終了するものであり、必ずしも長期の契約をする必要がある委託業務とは思われない。この点について県では、委託する業務の内容を一業者に一度説明すればその後契約年数にわたって一定の品質が保てるなど効率的であるとともに、スケールメリットを発揮させてトータルコストの縮減を図るために長期の契約としたと説明している。

一般的に複数年契約のデメリットとしては、長期契約に伴い仕様、契約内容等の契約締結後のチェックや見直しなどが不十分となり、競争原理の後退を招くおそれが挙げられる。

利潤を追求する営利企業のコスト削減努力とその成果を、公的機関があらかじめ予定し、設定することは通常困難である。毎年度、他の業者との競争状態の中からこれらのコスト削減努力を誘引することが期待されている。よって、コスト面からの分析についても、当時の資料を見る限り十分に行われていなかったものと思われる。

今後、複数年契約を行う場合には、メリットとデメリットを明確にした上で、本当に複数年での契約が必要かを十分に検討する必要があると考える。【意見】

(3) 出張窓口開設時の危機管理の課題

平成13年度から各県税事務所では、管轄内のショッピングセンターなどに納付期限前に出張窓口を開設している。県民の認知度が高まるにつれて、納税額が増加しており、納期内納付率の向上に一定の効果をあげている。

しかし、一方で、年々納税額が多額になるにつれ、納税された公金に関する保管の安全面についての配慮の必要性が高まっていると思われる。現在のところ各県税事務所の判断により配慮されているところであるが、その取扱いは各県税事務所で差があり、統一された危機管理のマニュアルなどが存在しない。

また、公金の保管上の安全を図ることはもとより、職員の権限や責任が曖昧のままでは、これを扱う職員にも過度の負担が生じてしまう。

現在は、各県税事務所間で取扱いが様々であり、公金管理に対する県の統一的な姿勢が示されていない。県税事務所の出張窓口において、金額に応じた公金の保管上の安全についてのマニュアルなどを整備すべきである。【意見】

また、これらの出張窓口が効果を上げている背景には、納税機会の拡大が周知されてきたことが挙げられると思われる。納税機会の究極的な拡大はいつでも好きな時間に納税者が納税できる制度にすることである。コスト面だけにとらわれず、納税機会が飛躍的に増大し納税のためにわざわざ余暇を削る必要がなくなるという県民の効用にも留意し、必要であれば民間の仕組みを利用して、今後も納税機会の拡大方法について検討することが必要と考える。【意見】

2 . 軽油引取税

1 . 軽油引取税の概要

(1) 概要

軽油引取税とは、バス・トラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金である。軽油引取税は収納税額の用途が定められている目的税であり、用途は、道路の新設、改築、修繕等の維持管理費用のほか、道路事業に対する補助金、負担金等に制限されている。最終的には、軽油の消費者が、その税額を負担することになるが、税徴収の便宜上、税金は、納税義務者である販売業者等が、特別徴収義務者を通して納めることになっており、納税義務者と税負担者が異なる間接税である。

(2) 納税義務者

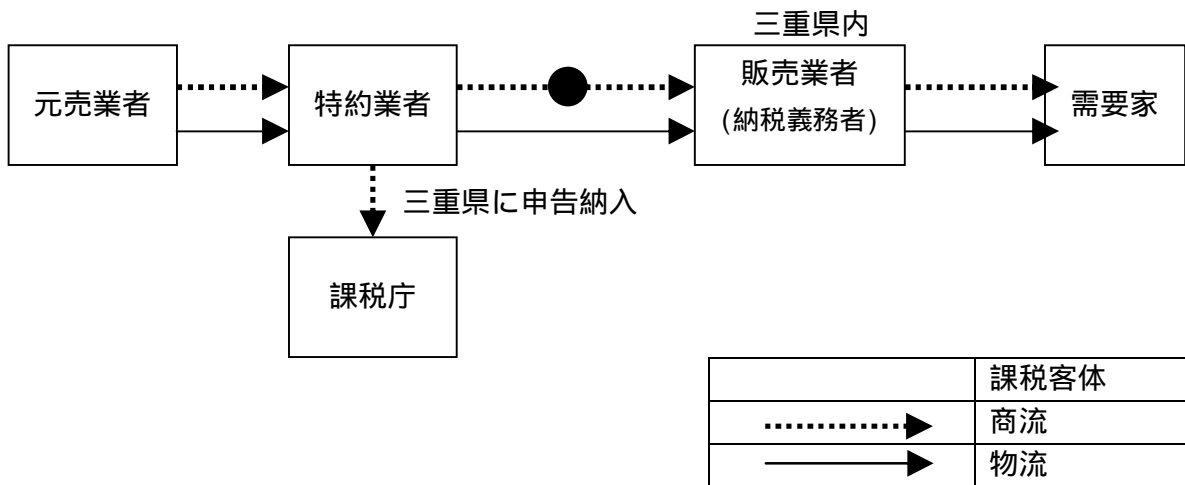
軽油引取税は、元売業者又は特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（購入）を行うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地所在の道府県において、その引取りを行う者（納税義務者）に課される（法第 700 条の 3）。

軽油引取税は、特別徴収の方法が採られており、元売業者又は特約業者を県の条例によって特別徴収義務者に指定し、特別徴収義務者が、県に 1 ヶ月分をまとめて、翌月末日までに各県税事務所に申告し、納税する（法第 700 条の 10、法第 700 条の 11、法第 700 条の 14）。

元売業者とは、軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、総務大臣の指定を受けている者のことである。

特約業者とは、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、都道府県知事の指定を受けている者のことである。

課税対象となる主な取引を図で表せば以下のようなになる（図1）。



（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

図1．課税対象取引

（3）税率

軽油引取税の税率は、軽油1キロリットルにつき32,100円である（平成5年12月1日から平成20年3月31日までの暫定税率）。

軽油とは、温度15℃において0.8017を超え、0.8762に達するまでの比重を有する炭化水素油をいい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものである。

（4）免税軽油

軽油引取税は、「道路に関する費用に充てるため」課される目的税であり、その収入額の用途が限定されている一方、軽油については、農業用、漁業用等多方面において様々な用途に供されていることから、船舶・鉄道等の動力源、農業・林業用機械の動力源等に使用される軽油の使用者は免税証と引換えに免税軽油を引取ることができる。特別徴収義務者は納入申告書に免税証を添付して知事の承認を受ければ、その数量分の軽油引取税の納入が免除される（法第700条の6、法第700条の11第4項）。

（5）製造軽油等

軽油に重油、灯油等を混和する場合、又は、重油と灯油等を混和するなどして軽油を製造する場合には、知事の承認が必要になり、これらを消費又は譲渡した場合にも軽油引取税が課税され、各県税事務局長へ申告・納付が必要になる（法第700条の22の2、法第700条の3第4項、第5項、法第700条の4第1項第5号）。

(6) 不正軽油

不正軽油とは、軽油引取税を脱税する目的で、知事の承認を受けずに、軽油に重油又は灯油等を混ぜる「混和軽油」や重油又は灯油等を原料にして「製造軽油」を作り、販売や消費を行うもののことである。

軽油引取税は軽油価格に占める税金の比率が高いため、税金のかからない重油、灯油等を混ぜて、税金を脱税する手口がある。

不正軽油は、軽油引取税の脱税により、本来、県民のために使用されるはずであった税金が失われるほか、不正軽油の使用による大気汚染の問題、不正軽油の製造過程で作り出される有害物質（硫酸ピッチ）の不法投棄問題、不当に低価な不正軽油の販売による公正な市場競争の阻害等の問題が発生している。

(7) 特別徴収義務者交付金

軽油引取税は、特別徴収義務者を指定し、税金の徴収を代行する仕組みをとっており、その労に報いるため、「間税二税に係る特別徴収義務者交付金交付要綱」に基づいて、特別徴収義務者に対して交付金が交付される。

申告納入期限までに完納し（法第700条の21に規定する徴収猶予の期限内の納入を含む）、かつ、交付金の算定期間の末日において、算定期間内及びそれ以前に納入すべき軽油引取税に係る徴収金に未納がない場合にのみ交付される。

交付は、前期分として毎年1月から6月までの納入分に対する交付金を9月末に、後期分として7月から12月までの納入分に対する交付金を3月末に交付している。

なお、現在、軽油引取税に係る交付金は、以下の基準で算定されている。

摘要	交付率
納期限後納入がなく、その全てが完納されている場合	税額に対し、2.5/100
納期限後納入となった月が3ヶ月以内の場合	納期限内の完納額に対し、2.4/100
納期限後納入となった月が3ヶ月を超える場合	納期限内の完納額に対し、2.3/100

(8) 三重県の不正軽油に対する取組み

全国的に製造軽油による軽油引取税の脱税が横行している現状に対して、県では、以下の取組みを行っている。

平成16年3月三重県不正軽油対策会議の創設

平成16年4月不正軽油110番の開設

平成16年度、総務局内に「税務調査プロジェクト軽油広域機動グループ」を設置

不正軽油の悪質事案の摘発強化

平成16年2月 軽油引取税に係る脱税事件を告発（四日市）、3月に強制徴収

平成 16 年 11 月 製造等の承認を受ける義務違反事件（津）を告発及び強制徴収不正軽油に係る取締の強化
各県税事務所による軽油販売店等へのパトロールや路上での抜取調査の取締を強化。県庁他部局、他行政機関との連携による路上抜取調査の拡大

2．三重県における軽油引取税の状況

平成 16 年度の県における軽油引取税の徴収金額は 23,873,571 千円（現年度分 23,837,116 千円、繰越分 36,455 千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は 11.3% である。また、軽油引取税の収入未済額（徴収猶予額を含む。）は 249,993 千円であり、同年度の県税全体の収入未済額（6,251,908 千円）に占める割合は、4.0% である。

平成 16 年度実績額	調定額 （千円）	収入額 （千円）	不納欠損額 （千円）	収入未済額 （千円）	収入未済率 （％）
16 年度現年課税分	23,945,590	23,837,116	4,953	103,521	0.4%
滞納繰越分	1,886,990	36,455	1,704,063	146,472	7.8%
計	25,832,580	23,873,571	1,709,015	249,993	1.0%

過去 5 年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額（千円）	25,720,660	25,699,370	23,970,505	23,637,837	23,945,590
収入額（千円）	25,132,569	24,430,255	23,765,944	23,125,529	23,837,116
不納欠損額（千円）	129,549	0	0	14,370	4,953
収入未済額（千円）	458,543	1,269,115	204,561	497,937	103,521

繰分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額（千円）	2,880	458,543	1,283,633	1,468,502	1,886,990
収入額（千円）	2,880	444,025	11,933	50,537	36,455
不納欠損額（千円）	0	0	7,759	28,912	1,704,063
収入未済額（千円）	0	14,518	1,263,941	1,389,053	146,472

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

3．事務手続の概要

課税業務は以下の手順で行われる。

（1）特別徴収義務者による申告と納入

各県税事務所において、毎月、特別徴収義務者から、軽油引取税申告書・報告書の提出を受けるとともに申告税額の納入を受ける。提出書類について、添付書類の有無を確認し、表内の検算、表間の整合性の確認を担当者が行った上で引取課税に係る数量・税額データの入力を行う。県総合税システムへのデータ入力は、申告書の引取り数量・課税額等、申告内容に間違いがあるとエラーとなり、入力

ができない仕組みとなっているため、入力間違いの可能性はない。また、書類の不備、記載誤りなどはこの段階で、特別徴収義務者に連絡され、是正される。

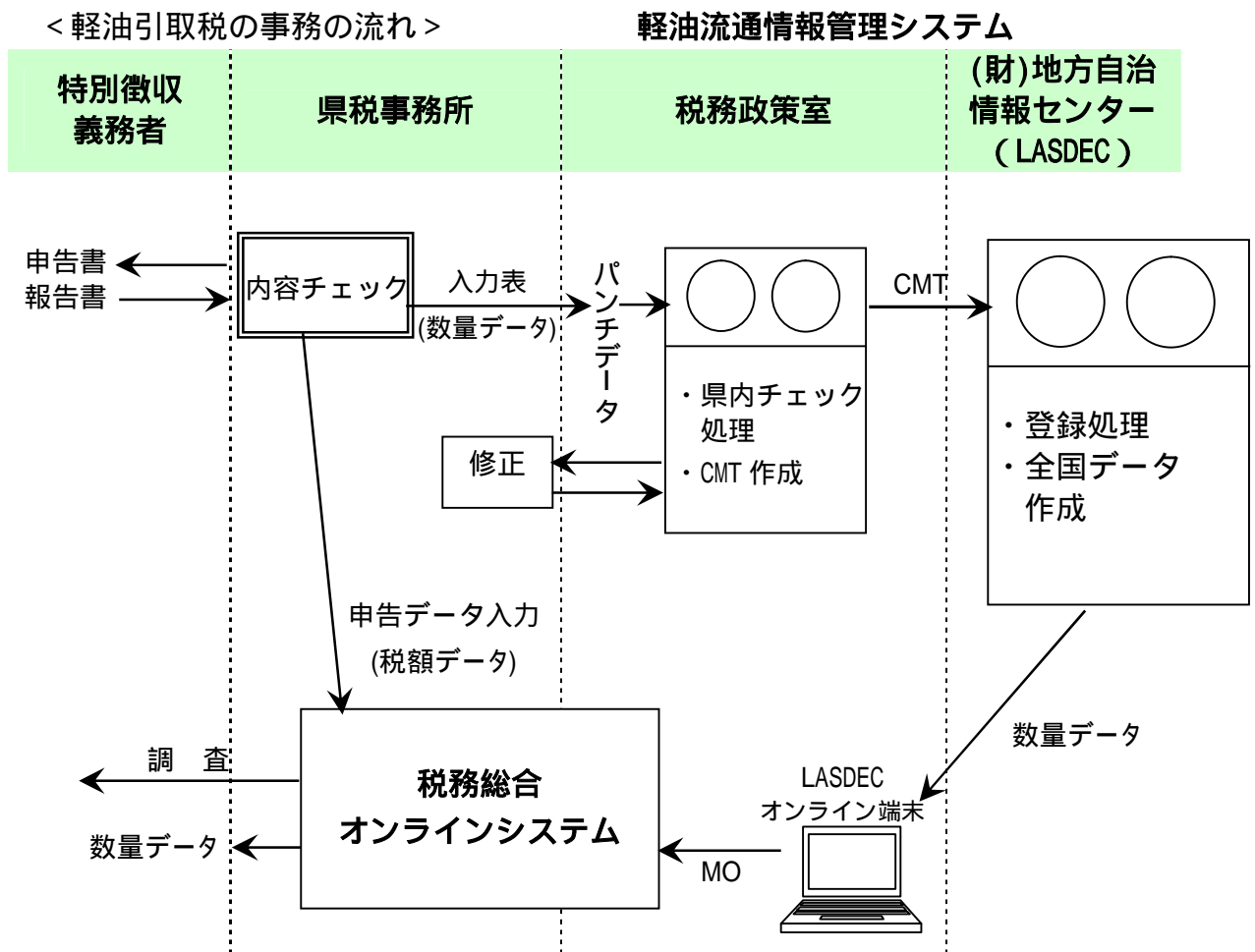
(2) 調定の実施

軽油引取税調定決議書、明細書、集計表及び累計の明細書をアウトプットして各県税事務所長の決裁を得れば、賦課決定となる。

(3) 地方自治情報センターの利用

各特別徴収義務者から提出された申告書、報告書の数量データは県庁税務政策室を経由して、地方自治情報センター（LASDEC）に送付され、軽油流通情報管理システム（全国の軽油の流通に係るデータを一元管理するシステム）により情報の管理がなされる。地方自治情報センターにおいて各都道府県から提供された情報に基づき、軽油流通情報管理システムにおいて申告、報告、明細処理の整合性の検査が行われ、各都道府県に最新データの提供を行う。また、何らかのエラーが存在すれば地方自治情報センターから県に報告があり、県は当該エラー内容について調査する。このデータは、各県における軽油引取税に係る調査に活用される。

< 軽油引取税の事務の流れ >



(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 特別徴収義務者の申告書等未提出について

軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量につき、申告しなければならないとされている。これは、申告すべき数量がゼロの場合にも申告しなければならないとされている（法第700条の11、条例第175条）。

県においては、県に申告すべき税がない状況が続いている県外業者に対し、特別徴収義務者の消除申請を促しているところであるが、申告すべき税額がない場合に申告がなされていないケースが散見された。

また、軽油の引取りに係る主たる事務所・事業所が所在する都道府県知事に対して申告書とともに報告書を提出しなければならないが、軽油の引取がまったくなかったため、これら申告書等が提出されていないケースがあった。

特別徴収義務者に対しては全て申告書等を提出させる必要がある。【結果】

(2) 徴収不能額の返納額の誤りについて

軽油引取税は、特別徴収の方法を採用しており、担税者と納税者が一致していないため、特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合又は徴収した軽油引取税額を天災等により失った場合には、当該特別徴収義務者の申請により既に納入されている税金の還付を求められることができるとされている（法第700条の21の2、条例第182条の2）。

これにつき、徴収不能による還付事務が適正に行われているかについて手続を実施したところ、徴収不能額の返納額の算定ミスが発見され更正決定することとなった。

これは算定ミスという単純なミスであり、金額的にも少額であったが、事務処理手続として、担当者1名で計算を実施しており、上司の確認が形式的になってしまっていた可能性がある。現在も担当者1名による計算結果がそのまま還付金額として決定されており、今後も同様のミスが発生する可能性がある。申請様式の内容を検討するなどしてミスの防止を図られたい。【結果】

(3) 複写免税証使用者の報告時の確認

複写免税証とは、免税額の欄が白紙になっており、使用者側が免税数量の記入を行う形式の免税証であり、現在、一部の漁業組合に交付されている。複写免税証を交付した先についても、毎月の報告書が提出される際、報告書に実際に購入した時の領収証を添付させ、実際の購入量と免税数量の一致を確認することになっている（自治庁次長通達「地方税法の施行に関する取扱いについて」（道府県税関係））。

提出された報告書を閲覧したところ、報告書に領収証の添付がないものが散見された。領収証の添付は実際の購入量と免税数量の一致を確認するために重要な意味を持つため、領収証を添付するよう指導する必要がある。【結果】

また、複写免税証は正と副が一对となっており、使用者から副の提出を受け、販売者から申告時に正を回収するが、正と副の数量の一致が確認されていなかった。現在は、この免税証は複写になっておらず、正と副について、異なる数量の記入も可能であるため、報告書に「副」の写しを添付させるなど正と副の数量の一致を確認する手順を取られたい。【結果】

さらに、一定量以上の免税軽油の使用者は毎月報告することになっているが、1年をまとめて報告している事例があったが、これについては、現在は是正されている。県が一定量以上の免税軽油の使用者に毎月の報告を求めているのは、実際の購入量と免税数量の一致を確認し、免税の措置の妥当性を検証するためである。

1年分がまとめて報告された場合には、1年を経過しないとその妥当性が検証できないことになるのであるから、1年まとめて提出されることに合理的な理由がない場合には、毎月の報告を促す必要がある。今後これに従わない場合には法の規定を厳格に運用するなどし、免税軽油使用者に対し指導する必要がある。

【結果】

(4) 調査の実施状況について

免税軽油の使用者に対する実地調査について、年間12,000L以上は年に2回、年間12,000L未満については、年に1回程度の調査を行うこととなっている。これは、免税軽油の使用状況を確認するため、重要である(県総務部長通知「軽油引取税に係る免税証等の取扱いについて」)。

しかし、慢性的な人手不足のため、現実には免税軽油の使用者に対する調査は、税の更正決定可能な3年に1度のペースで調査を行っている。調査対象者を選別し、調査頻度を高める必要がある。【意見】

3．不動産取得税

1．不動産取得税の概要

(1) 概要

不動産取得税は、不動産（土地及び家屋）の取得に対して、その不動産が所在する都道府県が課する税金である。

不動産取得税の納税義務者は、不動産を取得した者である。

国や公共団体等による不動産の取得、相続や法人の合併による形式的な不動産の取得、学校法人・宗教法人等が本来の事業の用に供するなどの一定の用途に供される場合等に非課税規定等が設けられている。

(2) 課税標準

不動産取得税の課税標準は、不動産を取得したときの当該不動産の価格（適正な時価）であるが、具体的には、市町村の固定資産課税台帳の登録価格となる。但し、価格がまだ固定資産課税台帳に登録されていない場合や地目の変換等特別の事情がある不動産を取得した場合は、県が当該不動産を評価して価格を決定する。

課税標準には、種々の特例措置が講じられている。例えば、住宅を新築した場合（新築住宅の購入を含む。）で、当該住宅が床面積等についての一定の要件を満たす場合には、不動産の価格から一定額が控除された金額が課税標準となる。また、個人が自己の居住の用に供する中古住宅を取得した場合で、当該住宅が床面積、新築後の経過年数等についての一定の要件を満たす場合には、不動産の価格から、当該住宅が新築された時期に応じた一定額が控除された金額が課税標準となる。

(3) 税率

不動産取得税の税率は、100分の3（平成15年4月1日から平成18年3月31日までの取得の場合）である。但し、一定の少額の不動産の取得については、不動産取得税は課税されないという免税点が定められている。また、土地を取得した日から一定期間内にその土地上に一定の住宅を新築した場合や一定の自己の居住の用に供する既存住宅の敷地の取得の場合等には、不動産取得税の減額がなされる。

(4) 申告と納税

不動産取得税は、普通徴収の方法で徴収される。納税義務者は、県税事務所から送付される納税通知書により、納税通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。

不動産を取得した者は、不動産の所在地の市町村長を経由して、不動産の取得の事実等を申告しなければならない。

取得した土地上に3年以内に一定の住宅が新築されることが確実であるなど住宅に係る不動産取得税の軽減を受ける要件を満たす予定である場合には、一定期間、軽減予定額相当額の納税が猶予されるなどの納税猶予制度が設けられている。

2. 三重県における不動産取得税の状況

平成16年度の県における不動産取得税の徴収金額は6,534,555千円（現年度分6,313,229千円、繰越分221,326千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は3.1%である。また、不動産取得税の収入未済額（徴収猶予額を含む。）は737,029千円であり、同年度の県税全体の収入未済額（6,251,908千円）に占める割合は、11.7%である。

平成16年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収入未済額 (千円)	収入未済率 (%)
16年度現年課税分	6,461,624	6,313,229	16,388	132,007	2.0%
滞納繰越分	862,910	221,326	36,561	605,022	70.1%
計	7,324,533	6,534,555	52,949	737,029	10.1%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	6,065,360	6,450,245	6,783,549	6,538,843	6,461,624
収入額(千円)	5,844,569	6,098,449	6,441,222	6,199,395	6,313,229
不納欠損額(千円)	0	49	0	387	16,388
収入未済額(千円)	220,791	351,747	342,328	339,060	132,007

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	635,211	687,808	830,852	771,327	862,910
収入額(千円)	115,551	135,652	203,760	161,153	221,326
不納欠損額(千円)	14,983	21,218	115,340	36,826	36,561
収入未済額(千円)	504,677	530,938	511,751	573,348	605,022

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

平成16年度の調定件数は、原始取得の家屋4,852件（調定額2,548,766千円）、承継取得の家屋5,184件（調定額1,204,343千円）、土地16,525件（調定額2,708,513千円）であった。

不服申立て件数は、平成16年度は7件であり、不動産取得税に関する不服申立て件数が県税全体の不服申立て件数（12件）の過半を占めている。

3. 事務手続の概要

(1) 不動産取得税の課税手続の概要

不動産取得税の課税手続について「不動産取得税事務取扱要項」「不動産取得税課税業務管理規定」及び「不動産取得税課税業務詳細フロー図」が作成されている。また、具体的な業務の処理の流れ及び業務内容（調査業務を含む。）については、賦課計画作成手順書、相談業務手順書、申告書受理業務手順書、原始本則課税業務手順書、原始簡易業務手順書、承継課税業務手順書、調査業務手順書、区画整理業務手順書、課税免除業務手順書、徴収猶予業務手順書、減額業務手順書、農地保有合理化業務手順書及び農地の一括贈与業務手順書が作成されている。

不動産取得税の課税手続は、土地区画整理事業や農地等の特殊なものを除けば、既存の不動産（土地、既存建物）について、所有権の移転行為があったものについて、主に固定資産課税台帳に記載された固定資産の価格をもとに、県が価格を決定し、課税を行う業務（この既存の不動産を取得することを承継取得という）と、新しく発生した不動産（新增改築建物や埋め立てなどで新しく発生した土地等）について、新たに当該不動産の評価を行い、価格を決定し、課税を行う業務（この新しく発生した不動産を取得することを原始取得という。）に区別している。

(2) 承継取得の課税

承継取得課税事務の流れ

申告書受理（みなしの場合も含む）

法務局で登記申請書、評価証明書を閲覧、写し取り

不足資料を市町村、納税者等から入手

評価証明書によって評価額決定、税額算定

課税データの登録

税額お知らせ通知発送

調定決議

納税通知書の発送

課税調査については、主として法務局で不動産登記申請書を閲覧し、同申請書に記載された不動産の所有権の移転についての情報に基づき、不動産の取得の事実を捕捉している。

法務局での調査では課税に必要な情報が十分でないものについては、関係機関に資料を提供してもらうなどし、追加して情報収集をしている。

税額の算定については、所要の調査が完了したものについて賦課調査報告書を県税事務所長が決裁して価格決定をし、税額を算定し、電算システムに入力している。

お知らせ通知発送とは、不動産の取得の登記原因が、財産分与、真正なる登記名義の回復、錯誤、委任の終了、遺贈等の場合、不動産の取得者が宗教法人、学校法人等の場合、税額が一定額以上の場合等に、電算システムからお知らせ通知書を出し、納税者に送付することによって問い合わせに対応する業務である。

調定・納税通知については、県税事務所長が電算システムから出力された調定決議書・納税通知書等を決裁して調定をし、納税通知書を発送している。

(3) 原始取得の課税

原始取得の課税は、家屋の評価について、市町村と協議して定められた基準（非木造家屋で一定規模以上の延べ床面積について県が評価している。）により、県が評価するものと市町村によって評価が行われるものとに区分している。

原始取得課税事務の流れ

(県が評価を行う場合)

(市町村が評価を行う場合)

申告書受理 (みなしの場合含む)

申告書受理 (みなしの場合含む)

現地調査、図面等必要書類借用

市町村から評価資料入手

お知らせ通知発送

課税データの登録

評価額決定、税額算定

お知らせ通知発送

課税データの登録

評価額決定、税額算定

調定決議

調定決議

納税通知書の発送

納税通知書の発送

県が評価を行うものについては、不動産の取得者に対し、調査への協力を依頼して、家屋竣工図面や設計仕様書等を借用し、外観及び内部について現地調査を行っている。

その上で、固定資産評価基準により価格を算定し、税額を算定して、この評価額及び税額を課税前にあらかじめ知っておいてもらうためにお知らせ通知書を発送している。

その後、この算定した価格等を記載した家屋評価調書について県税事務所長が決裁をして価格を決定し、電算システムへの入力、調定決議書・明細書の出力を経て、これらを県税事務所長が決裁をして調定がなされ、納税通知書が発送される。

市町村が評価を行うものについては、市町村から課税に必要な情報を入手して電算システムに入力し、お知らせ通知書を発送してから、家屋調査書を県税事務所長が決裁して価格を決定し、調定決議書を県税事務所長が決裁して調定がなされ、納税通知書が発送される。

(4) 用途非課税の判定、課税客体に該当するかどうかの判断について

学校法人・宗教法人、社会福祉法人等が本来の事業の用に供するなどの場合等は、いわゆる用途非課税の規定が設けられている。これらの法人が本来の事業の用途に供するためなどに不動産を取得していて、不動産取得税が非課税となるか否かは、不動産登記申請書から入手できる情報だけでは判断できない場合もあることから、このような場合非課税に該当するか否かの調査を行っている。

不動産の所有権移転の原因となる法律行為が無効ないし取消された場合には、不動産所有権は移転せず又は遡って効力を失い最初から課税要件が充足されなかったことになるため、不動産取得税は課されない。しかし、登記申請書に記載された登記原因と真実の法律関係とは必ずしも一致するとは限らないから、法務局での調査では捕捉しきれない場合もあるため、このような場合、真実の法律関係についての調査を行っている。

不動産の取得原因が離婚に伴う財産分与の場合には、過去の裁判例に従い、夫婦共有財産の清算に該当するものであれば、不動産取得税の課税客体に該当しないこととしている。当該不動産の取得された時期が婚姻中であるときに、取得者から事情を聴取し、夫婦共有財産の清算に該当するものであれば、その旨の申立書を提出させて、当該資料を基に決裁資料を作成し、所定の決裁を経て課税客体には該当しない旨を判断している。

(5) 承継取得における未登記不動産の課税客体の捕捉について

不動産取得税は、登記の有無にかかわらず課税されるが、未登記不動産（家屋）の所有権が移転した場合には、法務局での登記申請書の調査では捕捉できないことから、不動産取得税（承継取得）調査書を市町村に送付するなどして、未

登記不動産を取得した者が市町村に提出する家屋補充台帳登録名義人変更届、固定資産所有者変更届等の情報を収集し、これに基づき、課税客体を捕捉している。

(6) 中間省略登記について

中間省略登記とは、不動産の所有権移転の際に、登記上の前所有者(A)からではなく別の第三者(B)から所有権を取得している場合に、第三者(B)の所有権を取得した際の登記を行わず、省略して現所有者(C)に登記を行うことをいう。不動産取得税は、登記の有無にかかわらず課税されるので、この場合第三者(B)に対して不動産取得税が課税されないことを防止するために調査が行われている。具体的には納税額が一定額以上となる不動産の取得の場合(明らかに中間省略がされていないものを除く。)には、取得者と譲渡者の双方に対して、譲渡先、取得先を尋ねる照会文書を送付し、譲渡先、取得先に相違がある場合には、さらに契約書等を調査している。

平成16年度の県全体の中間省略登記の調査件数と捕捉件数、捕捉税額は、次のとおりである。

調査件数	365件	捕捉件数	6件	捕捉税額	8,891千円
------	------	------	----	------	---------

なお、平成17年3月に施行された改正不動産登記法では、登記の真実性を向上させるための所要の改正がされているので、中間省略登記は今後減少することが予想される。

(7) 取得原因が時効取得である場合について

不動産の取得原因が時効取得である場合、時効の起算日から10年ないし20年経過し、時効期間が経過した後で所有権移転の登記がされるということになる。不動産取得税の賦課決定の除斥期間は不動産取得税を「課することができることとなった日」から5年間である(法17条の5第3項)。

県では、その不動産取得税を「課することができることとなった日」を時効期間経過日(通説的見解)としている。なお「課することができることとなった日」を時効援用日とする説もあるようであるが、一般的ではないとされている。

県では、このように取扱いに疑義が生じ得るケースについては、各県税事務所担当者が出席する研修会、勉強会等で取扱いの統一を図っている。

(8) 申告について

不動産を取得した場合は、不動産を取得した者は、取得の日から60日以内に、その住所及び氏名又は名称、取得した不動産の所在、用途等、取得年月日及びその事由を書面により不動産の所在地の市町村長を経由して、県税事務所長に対して申告しなければならない。(法73条の18、条例65条)

また、一定の新築住宅を取得した場合に不動産の価格から一定額が控除されるという課税標準の特例や、一定の自己の居住の用に供する中古住宅を取得した場

合に不動産の価格から一定額が控除されるという課税標準の特例は、原則として当該住宅の取得日から60日以内に、当該住宅の取得についてこれらの特例の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用される。（法73条の14第4項、条例60条4項）土地を取得した日から一定期間内にその土地上に一定の住宅を新築した場合や一定の自己の居住の用に供する既存住宅の敷地の取得の場合等に不動産取得税の減額の適用についても、これらの減額の適用があるべき旨の申請がなされた場合に限り適用されることとされている。（法73条の24第4項、条例68条4項）

但し、県では、これら課税標準の特例及び税額の減額の申告等について、「不動産取得税の課税標準の特例等に係る事務の取扱いについて（昭和55年6月20日）税第223号 各県税（県）事務所長あて 部長通知」という内部通達により、60日を経過した日以後に申告書が提出された場合でも、申告期限内に申告がなされたものとみなして、特例の適用をすること及び申告書の提出がない場合でも、特例の適用があることが課税に関する調査及び資料等により明らかなものについては申告がなされたものとみなして取扱うこととして差し支えないこととされており、実務は、この通達によって、申告期限後に申告があった場合や、特例の適用があることが課税に関する調査及び資料等により明らかとなった場合には、特例を適用して課税をしている。

（9）滞納整理について

不動産取得税は、景気低迷の影響を強く受けて、滞納が増加している状況にあるため、平成16年度の滞納整理実施要領において、重点税目の一つと定められている。

この滞納整理実施要領においては、不動産取得税について、課税客体の早期把握及び早期賦課を行い早期に滞納整理に着手すること、高額な不動産取得税については、課税担当者と納税担当者が互いに連絡を取り、事前に納税者等の調査を行い滞納が発生した場合には、直ちに効果的な滞納整理が実施できるようにすることなどが定められている。前者については、例えば原始取得の家屋で県が評価をするものについて建築確認申請を閲覧し、あらかじめ取得することが確実である不動産の内容及び取得予定者を把握することで対応している。

図 1

三重県
担当 課税グループ
TEL

不動産取得税のお知らせ

さきにあなたが取得された不動産につきまして、関係機関の資料、当県税事務所の調査に基づき、下記の不動産取得税が課税されます。

年 月 日頃に納税通知書を送付しますが、あらかじめお知らせします。

下記の内容についてお尋ねがあるときは、年 月 日までにお問合せください。

評価額	控除額	課税標準額(千円)	税率	税額
			%	
			%	
			合計	

取得者番号		予定納期限	年 月 日
-------	--	-------	-------

取得者について

取得者の氏名	取得者の氏名

取得した不動産の内容

物件所在地	地目種類	家屋主体	面積	取得原因

図 2

三重県
担当 課税グループ
TEL

不動産取得税のお知らせ

さきにあなたが取得された不動産につきまして、関係機関の資料、当県税事務所の調査に基づき、下記の不動産取得税が課税されます。

年 月 日頃に納税通知書を送付しますが、あらかじめお知らせします。

下記の内容についてお尋ねがあるときは、年 月 日までにお問合せください。

なお、法人がその本来の用に供する 及び を取得した場合は税額が減額されますので、県税事務所までご連絡ください。不動産取得申告書が未提出の方については、申告書が同封されていますので必要事項をご記入のうえ提出してください。

評価額	控除額	課税標準額(千円)	税率	税額
			%	
			%	
			合計	

取得者番号		予定納期限	年 月 日
-------	--	-------	-------

取得者について

取得者の氏名	取得者の氏名

取得した不動産の内容

物件所在地	地目種類	家屋主体	面積	取得原因

5. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) お知らせ通知書について

原始取得の場合、前ページ図1のようなお知らせ通知書が送付されている。

承継取得のうち、不動産の取得の登記原因が、財産分与、真正なる登記名義の回復、錯誤、委任の終了、遺贈等の場合、不動産の取得者が宗教法人、学校法人、社会福祉法人等の場合、税額が一定額以上の場合等には、前ページ図2のようなお知らせ通知書が送付されている。

通知書の文言について

承継取得の場合、お知らせ通知書は、納税者に対し納税額を事前に通知する意味のほか、調査依頼文書としても積極的に活用されている。

法務局での調査だけで課税に関して疑義が生じるものについて、納税者に対して、文書で調査を依頼すること自体は、県税事務所の課税担当者の事務効率の観点から合理性が認められる。

しかしながら、不動産取得税の場合、納税者には税法の知識に乏しい一般個人も多くいるので、県税事務所から、「不動産取得税のお知らせ さきにあなたが取得された不動産につきまして、関係機関の資料、当県税事務所の調査に基づき、下記の不動産取得税が課税されます。下記の内容についてお尋ねのあるときは、平成 年 月 日までにお問い合わせください。」という文面の通知書が送付された場合、県が調査をし、その結果、税金が課されるというのであるから、県がすることに間違いはないだろう、記載された税額を納める義務があるのだろうと考えて、申し出をしない納税者もいることも予想される。むしろ、このお知らせ通知書の記載文言からして、このお知らせ通知書の送付自体が調査の依頼であるとする納税者の方が希ではないかとさえ思える。

したがって、上記文言のままでお知らせ通知書を調査依頼文書として活用することは、調査の実効性に疑問があるばかりか納税者の信頼も失いかねないので、調査依頼文書としてお知らせ通知書を活用するのであれば、文言を改める必要がある。【意見】

送付時期について

送付の時期についても、課税調査は、価格決定についての県税事務所長の決裁前に行われることが不動産取得税課税業務管理規定に定められているので、調査依頼文書としてのお知らせ通知書は、価格決定についての県税事務所長の決裁が行われる前にされるべきである。この場合、県税事務所の課税担当者の事務効率の観点から、従来のお知らせ通知書に代わる調査依頼文書はシステムから自動的に出力できるようにするか、ひな型を作成しておくことも必要と考える。【意見】

記載文の誤りについて

お知らせ通知書には、宗教法人、学校法人については、「本来の事業の用途に供する場合には、税額が減額される。」と記載されているが、社会福祉法人の場合には非課税の適用があり得ることは記載されていない。

非課税の適用があり得る納税者には、等しくその主張や相談の申し出をなすようにすることが公平であるから、記載する文言を工夫する必要がある。また、「本来の事業の用途に供する場合には、税額が減額される。」という記載内容は法及び条例と符合しないので、非課税という記載に改めるべきである。【意見】

(2) 承継取得における未登記不動産の捕捉について

未登記不動産の捕捉については、年に1回期日を指定して市町村に赴き、不動産の取得者が市町村に提出した家屋補充台帳登録名義人変更届、固定資産所有者変更届等を調査することにより行っている。ただこの調査は、平成15年度以前は県税事務所ごとに独自に行っており、平成16年度から全県税事務所で統一的行われている。

この未登記不動産の調査のうち平成16年6月以降の調査によって捕捉された課税データ分が未だ電算登録されずに放置されていたケースがあった。適時に電算登録する必要がある。なお、本外部監査での指摘により、平成17年9月に調定がなされている。【結果】

また、県税事務所によっては平成15年度以前には未登記不動産の捕捉調査が行われていなかった所もあり、今回の調査により、不動産取得税の賦課決定の除斥期間(5年)が経過している未登記不動産が多数認識された。これらの不動産については、市町村が不動産の取得を認識した時点で、既に不動産取得税の賦課決定の除斥期間を経過しており、県税事務所が、過去に未登記不動産の捕捉調査が行われていなかったために課税漏れとなったものとはいえない。ただ、市町村の場合は未登記不動産を発見した以降、毎年固定資産税を賦課することができるのに対し、不動産取得税の場合は取得後除斥期間を経過すれば時効となり、賦課することはできないので、市町村に対して、未登記不動産の取得の早期発見に更なる協力をしてもらうための働きかけが必要である。【意見】

(3) 申告について

不動産の取得者及び課税標準の特例等の対象者の多くが、税法の知識に乏しい一般個人であることや、一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希なことであることなどから、期限内に申告がないことで課税標準の特例を受けられないとすれば取得者に酷であると考えられること、他方で、申告がなくても調査により課税は適切にされていること、申告がされたとしても調査自体はしなければならず申告は課税事務の軽減につながらないことなどからすれば、上記

「不動産取得税の課税標準の特例等に係る事務の取扱いについて」通達に基づく現行の課税事務の取扱いには合理性が認められる。

ただ、滞納整理との関係で、納税者の申告に基づき賦課し、事後的に県が調査をしてこれに基づき更正するという取扱いも課税客体の早期把握及び早期賦課を行うための一つの方法として検討することも必要ではないかと考える。【意見】

(4) 滞納について

従来、滞納整理は、自動車税と一般税と2区分で捉えて行っていたが、重点税目を定めてきめ細かく税目別の滞納整理方策を定めたことは、評価できると考える。そして、不動産取得税の滞納状況からすると、平成16年度の滞納整理実施要領において、重点税目の一つと定められたことには合理性が認められる。

ただ、課税客体の早期把握及び早期賦課を行い早期に滞納整理に着手することについて、全ての課税客体について一律にかつ大幅に賦課までの期間を短縮することは、今後、法務局から電子データのまま直接入手できるようになるなどしない限り困難であると思われる。よって、現行の事務手続を前提にして賦課までの期間を短縮しようとするれば、法務局の登記申請書調査以後、税額等区別の基準を設けて、賦課までの期間に係る課税手続を区別することも必要と考える。【意見】

4．個人事業税

1．個人事業税の概要

(1) 概要

個人事業税は、県内に事務所又は事業所を設けて行う個人の事業に対し、所得を課税標準としてその個人に課税する税金である（法第72条の2第3項、条例第38条第2項）。ここでいう事業とは利益を得る目的で継続的に行う業務であるが、個人の場合においては生活関係や所得源泉も多様であることから、課税客体となる事業を具体的に限定列挙し、該当すべき事業を明確にすることとなっている。なお、非課税事業として林業や鉱物の掘採事業等があり（法第72条の4第2項）、また事業に該当しない業種として保険外交員等の外交員報酬部分や創造的性質によるものである画家作家及びプロスポーツ選手等が挙げられる。

事業税は事業に対しその事業を行うものに事業そのものを課税客体として課する税であり、事業により道路、橋等の公共施設を利用し、又はこれらの行政サービスを受けてその活動が行われていることから、施設設置や行政サービスに必要な経費についての応分負担を求めるものである。つまり、応益原則に基づく税である。また、事業に対する課税であることから事業の経費と考えられるべき性格のものであり、所得計算上必要経費に算入することとされている。

(2) 納税義務者及び税率

納税義務者は県内に事務所・事業所を持ち、次の事業を行う個人である。なお、個人の行う事業として第1種事業から第3種事業まで具体的に規定されている。

（法第72条の2第7項、第8項、第9項）

区 分	事業の種類	税 率
第1種事業（37業種）	請負業 不動産貸付業 駐車場業 製造業 物品販売業ほか	5%
第2種事業（3業種）	水産業 畜産業 薪炭製造業	4%
第3種事業（31業種）	税理士業 弁護士業 医業 司法書士業ほか	5%（一部3%）

（「くらしと県税平成16年度」より抜粋）

なお、不動産貸付業、駐車場業としての課税は、下記の認定基準により認定を行い、貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理等の状況等を総合的に勘案して行う。

種類、用途等		貸付件数等	
建物	住宅	一戸建住宅	10棟以上
		上記以外の住宅（アパート貸間等）	10室以上
	住宅以外	一戸建のもの	5棟以上
		上記以外のもの（貸店舗、貸事務所等）	10室以上
土地	住宅用土地の貸付け	契約件数 10 件以上又は貸付総面積 2,000 m ² 以上	
	住宅用以外の土地の貸付け	契約件数 10 件以上	
駐車場	建築物、機械式	駐車可能台数を問わない	
	青空、ピロティー式	駐車可能台数 10 台以上	

（「くらしと県税平成 16 年度」より抜粋）

（ 3 ）税額の計算方法

個人事業税の課税標準は当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得により決定される。なお、事業を行う個人については、税負担能力が比較的弱いものであることから事業主控除として当該個人の事業の所得計算上 290 万円を控除する。個人の行う事業に対する事業税の額は、所得金額から事業主控除額控除後の差引課税所得金額に上記の各種事業区分に基づいた税率を乗じて得た金額である。

（ 4 ）申告と納税

個人の事業税の徴収は、普通徴収による。申告は、当該年の 3 月 15 日までに県税事務所又は事務所所在地の道府県知事に申告しなければならないが、所得税の確定申告書を提出し、又は道府県民税の申告書を提出した場合には、申告がされたものとみなすことになる。納税の納期は、8 月及び 11 月とされている。

2 . 三重県における個人事業税の状況

（ 1 ）平成 16 年度業種別課税所得

（単位：人、千円）

種別	課税人員	課税所得金額	種別	課税人員	課税所得金額
第 1 種事業	14,173	31,805,666	第 3 種事業	2,417	10,008,936
物品販売業	1,658	3,689,641	医業	194	735,851
金銭貸付業	40	223,139	歯科医業	99	406,462
物品貸付業	29	47,587	薬剤師業	8	17,477

種別	課税人員	課税所得金額	種別	課税人員	課税所得金額
不動産貸付業	2,049	8,135,152	あん摩等の事業	50	71,180
製造業	2,084	4,406,492	獣医業	67	410,596
電気通信事業	5	8,314	弁護士業	65	1,027,891
運送業	906	1,156,821	司法書士業	128	751,492
倉庫業	3	3,295	行政書士業	26	85,908
駐車場業	63	122,033	公証人業	8	57,038
請負業	5,759	10,023,523	弁理士業	7	66,873
印刷業	43	68,346	税理士業	351	3,300,160
出版業	3	1,371	公認会計士業	19	252,446
写真業	25	45,337	社会保険労務士業	45	145,526
旅館業	81	236,834	コンサルタント業	65	167,516
料理店業	365	668,088	設計監督者業	322	647,278
飲食店業	326	569,330	不動産鑑定業	8	66,600
周旋業	54	267,861	デザイン業	36	63,949
代理業	263	710,565	諸芸師匠業	155	291,134
仲立業	25	68,538	理容業	172	158,795
問屋業	320	895,112	美容業	325	631,786
遊技場業	28	193,840	クリーニング業	56	103,747
不動産売買業	15	140,831	公衆浴場業	5	9,335
広告業	13	15,568	歯科技工士業	93	132,110
案内業	4	75,538	測量士業	17	32,244
冠婚葬祭業	8	15,388	土地家屋調査士業	93	371,939
その他(12事業)	4	17,122	その他(6事業)	3	3,603
第2種事業	39	327,039			
畜産業	3	3,361			
水産業	36	323,678			
薪炭製造業	-	-			

(総務局税務政策室回答資料より)

個人事業税は、第1種事業から第3種事業の区分に基づいているが、種別として課税所得額が大きいのは、第1種事業としては、請負業、不動産貸付業、製造業、物品販売業及び運送業と続き、また第3種事業としては税理士業及び弁護士業と続いている。

(2) 平成16年度個人事業税の収入実績

平成16年度の県における個人事業税の徴収金額は2,253,760千円（現年度分2,158,811千円、繰越分94,949千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は1.1%である。また、個人事業税の収入未済額は249,048千円であり、同年度の県税全体の収入未済額（6,251,908千円）に占める割合は、4.0%である。

平成16年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収入未済額 (千円)	収入未済率 (%)
16年度現年課税分	2,232,188	2,158,811	0	73,377	3.3%
滞納繰越分	288,264	94,949	17,643	175,671	60.9%
計	2,520,452	2,253,760	17,643	249,048	9.9%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	2,781,539	2,612,401	2,469,894	2,216,843	2,232,188
収入額(千円)	2,651,225	2,534,481	2,376,191	2,131,041	2,158,811
不納欠損額(千円)	133	199	0	0	0
収入未済額(千円)	130,182	77,721	93,703	85,802	73,377

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	241,262	295,602	290,489	306,974	288,264
収入額(千円)	62,832	69,913	65,168	80,729	94,949
不納欠損額(千円)	12,761	12,373	11,696	23,171	17,643
収入未済額(千円)	165,670	213,316	213,625	203,074	175,671

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

3. 事務手続の概要

個人事業税の課税事務としては定期課税事務と随時課税事務からなっており、それぞれの流れは以下のとおりである。

定期課税事務の流れ

税務署にて課税資料（所得税申告書、決算書、収支内訳書等）の写し取り、整理

課税資料の精査

請負業等の業種調査

不動産貸付業、駐車場業の貸付件数調査

医業等社会保険診療収入等調査
新規課税者への文書連絡

課税の電算入力

調定決議

納税通知書の発送

随時課税事務の流れ

税務署から課税資料（所得税修正申告書等）の閲覧

課税資料の精査

税務署で不足情報調査

課税の電算入力

調定決議

納税通知書の発送

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 定期課税遅れについて

税務署から写し取りした課税資料を精査した結果、内容に不明点が出てきた場合、納税義務者に対し照会文書を送付し一定期限内の回答を求めているが、賦課決定を行う日までに回答がない場合において、結果的に定期課税に間に合わず、随時課税となっているケースが見られた。

回答期限を過ぎた照会文書の取扱いについて統一する方法を検討すべきである。

【意見】

(2) 不動産貸付業、駐車場業等の認定事務について

不動産貸付業・駐車場業の認定事務については、実態が不動産貸付業・駐車場業に該当するかどうかについて調査するため、「認定基準確認表兼調査書」を作成し、3年の間に一度は貸付内容等の確認を実施することとなっている（県総務部長通知「不動産貸付業・駐車場業の認定事務について」）。これは、認定基準

の捉え方が複雑であるために変動する課税情報を継続して管理把握する必要があるとの趣旨からである。しかし事務のシステム化以降「認定基準確認表兼調査書」は作成されていない。現在はシステム帳票としての「調査書兼入力票」で管理把握されているが、貸付不動産の規模、賃貸料収入及び管理の状況等の課税情報の記載内容が以前の様式のように標準化されていない。

総務部長通知の趣旨を没却しないよう「調査書兼入力票」の課税情報欄への記載方法をルール化する必要がある。【意見】

5 . ゴルフ場利用税

1 . ゴルフ場利用税の概要

(1) 概要

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用する者の支出行為に担税力を見出して課税する一種の消費税であり、ゴルフ場所在の道府県において、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに一定額がその利用者に課される税である（法第75条）。収納税額の使途は定められていない普通税であるが、税収の70%は市町村へ交付される。

ゴルフ場利用税は、ゴルフのプレー代金に上乗せされる形で利用者から徴収されるため、ゴルフ場の利用者がその税金を負担することになる。納税義務者と税負担者が異なる間接税である。

平成16年度のデータによれば、ゴルフ場利用税の収入金額は24億2,089万円（前年比93.5%）であり、平成15年度より、ゴルフ場利用税の非課税の措置が適用されていたことと（法第75条の2、法第75条の3）、利用者の減少により税収収入額は年々減少している。

(2) 納税義務者

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用した者が、プレー代とともに、ゴルフ場に支払い、ゴルフ場の経営者等が特別徴収義務者となり、毎月分をまとめて翌月15日までに各県税事務所に申告し納付される間接税である（図1）。

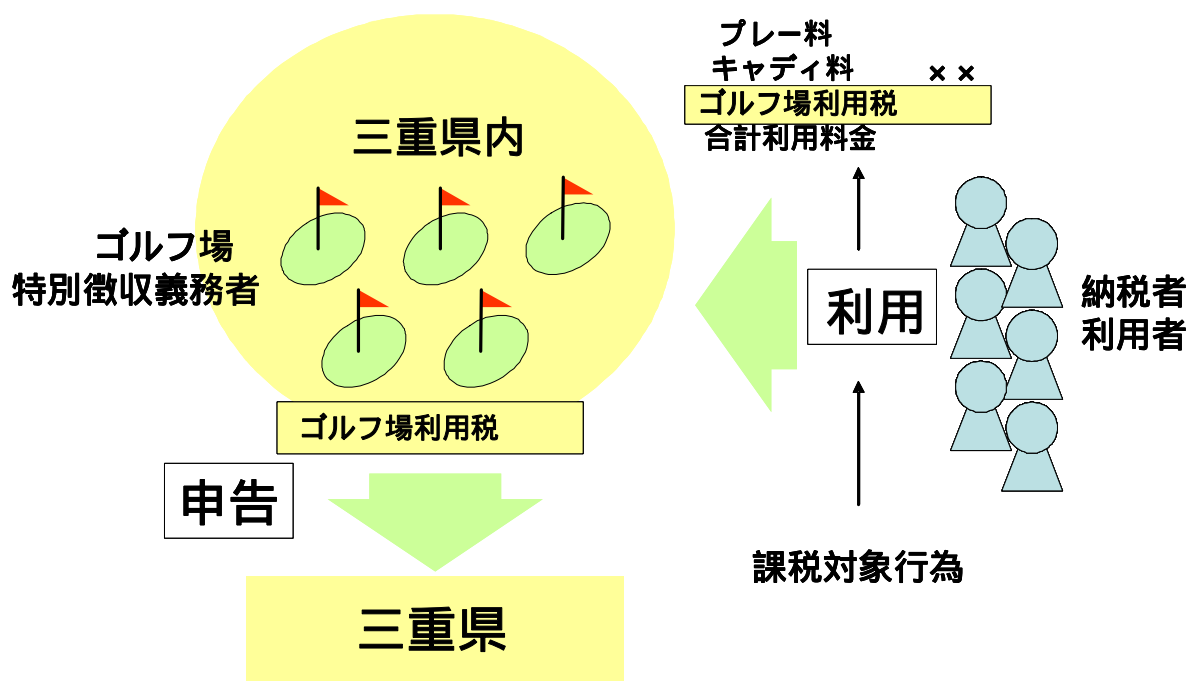


図1 . 課税対象取引

(3) 標準税率

ゴルフ場利用税の標準税率は、1人1日につき800円であるが、1,200円までを上限として、各道府県のゴルフ場の状況等に応じて自主的に税率を決定することができる。

県では、1人1日の利用料金を基準に、ゴルフ場の等級を決定し、等級に応じて税率が定まっている

県の等級決定基準は以下のとおりである。

等級	税率	等級決定基準項目（ゴルフ場1人1日の利用料金）	
1級	1,200円	13,000円超	
2級	1,100円	11,000円超	13,000円以下
3級	1,000円	9,500円超	11,000円以下
4級	950円	7,000円超	9,500円以下
5級	850円	6,000円超	7,000円以下
6級	800円	5,000円超	6,000円以下
7級	750円	4,000円超	5,000円以下
8級	650円	2,500円超	4,000円以下
9級	450円	2,500円以下	

（総務局税務政策室回答資料より）

この利用料金とは、原則として、非会員（ビジター）の平日におけるゴルフ場の利用について当該施設を利用するための対価又は負担として支払うべき金額のうち選択性のない全ての料金をいう。

【例示】

利用料金に算入すべきもの （選択性なし）	利用料金に算入しないもの （選択性あり）
従業員の福利厚生費 道路補修費 ゴルファー保険料 水道光熱費 施設維持費、コース維持費、施設改善費 各種協力金 その他これらに類するもの	キャディーフィー カートフィー ロッカーフィー 貸用具料金 レッスン料金

(4) 非課税の措置（法第75条の2、第75条の3）

平成15年に非課税の措置が規定され、以下の者がゴルフ場を利用する場合には、以下の者である証明をすることを条件として、ゴルフ場利用税が課税されないこととなった。

年齢18歳未満の者、年齢70歳以上の者の利用

障害者の利用

学校の教育活動としてゴルフを行う場合の生徒及び引率者の利用

国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が競技としてゴルフをする場合の利用

(5) 軽減税率(2分の1課税)の措置(条例第82条)

以下の者がゴルフ場を利用する場合には、以下の者である証明をすることを条件として、ゴルフ場利用税の税率が2分の1となる。

早朝又は薄暮において、利用時間の制限を受けてゴルフを行う場合であって、利用料金が、通常の料金より2分の1以上軽減されている場合

国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が、国体のゴルフ競技の公式練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用であって、利用料金が通常の料金より5分の1以上軽減されている場合

(財)日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会に参加する選手が、当該競技会の競技又は公式練習としてゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用であって、利用料金が通常の料金より5分の1以上軽減されている場合

年齢65歳以上70歳未満の者がゴルフを行う場合の当該ゴルフ場の利用であって、利用料金が通常の料金より5分の1以上軽減されている場合

(6) 特別徴収義務者交付金

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の経営者その他徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者と指定し、これに税の徴収をさせる仕組みをとっているため、その労に報いるため「間税二税に係る特別徴収義務者交付金交付要綱」に基づき、特別徴収義務者に対して交付金が交付される。

交付は、毎年1月から12月までに納期限内に納入された税額に対して算定された交付金について翌年の3月31日までに交付される。

さらに、交付金の算定期間の末日において、算定期間内及びそれ以前に納入すべきゴルフ場利用税に係る徴収金に未納がない場合にのみ交付される。

交付金額は以下のとおりである。

摘要	交付率
納期限内納税額	税額に対し、2.1/100

2. 三重県におけるゴルフ場利用税の概要

平成16年度の県におけるゴルフ場利用税の収入金額は2,420,891千円(現年度分2,405,612千円、繰越分15,279千円)であり、同年度の県税収入全体に占める割合は1.1%である。また、ゴルフ場利用税の収入未済額は144,563千円で

あり、同年度の県税全体の収入未済額（6,251,908千円）に占める割合は、2.3%である。

平成 16 年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損 額 (千円)	収入未済 額 (千円)	収入未済 率 (%)
16 年度現年課税分	2,430,821	2,405,612	0	25,209	1.0%
滞納繰越分	134,633	15,279	0	119,354	88.7%
計	2,565,454	2,420,891	0	144,563	5.6%

過去 5 年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額 (千円)	3,049,012	2,934,473	2,772,202	2,599,528	2,430,821
収入額 (千円)	2,991,841	2,904,747	2,725,416	2,539,569	2,405,612
不納欠損額 (千円)	0	0	0	0	0
収入未済額 (千円)	57,171	29,726	46,786	59,959	25,209

繰分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額 (千円)	80,713	114,230	131,277	124,552	134,633
収入額 (千円)	23,654	12,679	14,524	49,585	15,279
不納欠損額 (千円)	0	0	38,987	0	0
収入未済額 (千円)	57,059	101,551	77,766	74,967	119,354

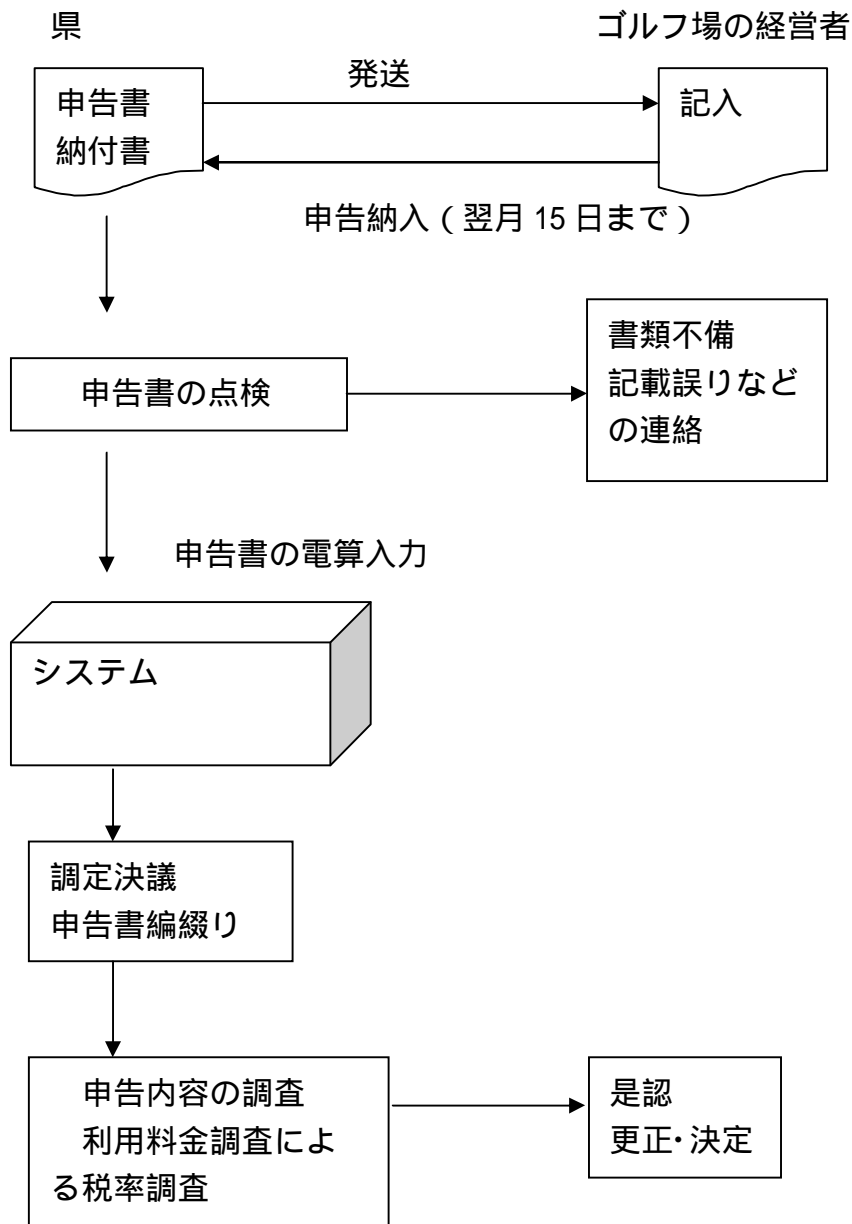
(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

3. 事務手続の概要

各県税事務所においてゴルフ場利用税申告書の提出を受けるとともに主に金融機関を通じて申告税額の納入を受ける。提出書類について、書類の内容を確認した上でデータ入力する。また、書類の不備・記載誤りなどはこの段階で発見・連絡される。

例えば、当月実績を翌月 15 日までに申告すると、さらにその数日後までが入力の締め切りとなっている。ゴルフ場利用税調定決議書、明細書、集計表及び累計の明細書をアウトプットして各県税事務所長の決裁を経れば賦課決定となる。

< 事務手続の流れ >



(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

4．監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 等級決定基準の見直しについて

等級決定基準表は、利用料金等を算定基準として等級が決定される仕組みとなっており、利用者が支払う料金から、キャディーフィー、カートフィー、ロッカーフィー、貸用具料金、レッスン料金等選択性のある料金を除いた金額を基に、税率が決定され課されることになっている。基準表の設定当時は、ゴルフ場の利用料の内訳が明確に区分されていたため、キャディーフィー、カートフィーなどの控除額は明らかであり、当該算定基準も十分合理性を持つものである。

しかし、近年、カートフィー、キャディーフィーなどの内訳が不明瞭なパック料金制度が登場し、控除となるカートフィー、キャディーフィーを高額に申請することにより、等級を低く申告するなどの不正の余地が生じることも考えられる。そこで、その対応として、津総合県税事務所では、現行の等級決定基準を補完するものとしてパック料金の場合の取扱いを平成16年度より定めている。また、津総合県税事務所以外の県税事務所では、同様の取扱いは定められていないが、通達記載の等級決定基準に基づき処理されている。

津総合県税事務所の取扱いは、パック料金が設定された場合のものであり、パック料金を利用した等級の不正は現在ないとしても、どの県税事務所においても起こりうる問題であるため、今後は他の県税事務所においても同様の対応を検討しておく必要がある。等級決定基準については、利用料金により等級の決定を行うこととし、利用料金についてはゴルフ場の利用について、その対価又は負担として支払う一切の金額とすることが公平性の観点から望ましい。【意見】

6 . 個人県民税

1 . 個人県民税の概要

(1) 概要

いわゆる住民税は、一般的には、地方自治体とそこに住所を有する住民との間に応益関係が認められることから、地方公共団体が行政サービスを提供するために必要とする経費について、広く住民に負担させる性格の税である。すなわち、住民税は、住民であるということに課され、住民が自治体の行政経費を負担しあうための税である。いわゆる個人住民税は、個人県民税と個人市町村民税からなる。この二つの税は、納税者の便益と徴税コストの節減を図るため、賦課徴収については、市町村で一括して行われる（法第 41 条）。

(2) 納税義務者

個人住民税の納税義務者は、市町村（道府県）内に住所を有する個人、市町村（道府県）内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村（道府県）内に住所を有しない者である（法第 294 条 1 項、第 24 条 1 項）。

区 分	均等割	所得割
1月1日現在で県内に住所がある方		
1月1日現在、県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、その市町村内に住所のない方		×

（「くらしと県税平成 16 年度」より抜粋）

住民税は住民であるということに課され、住民が自治体の行政経費を負担しあうための税であるから、住民税は本来、住民である以上全ての住民が負担すべき税といえるが、主に低所得者に対する配慮から非課税制度を設けている。

所得割、均等割とも非課税の場合

- ・ 生活保護法による生活扶助を受けている者
- ・ 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫で前年中の合計所得金額が 125 万円以下（給与所得者の場合、年収 204 万 4 千円未満）の者

均等割のみ非課税の場合

- ・ 前年中の合計所得金額が市町村の条例で定める額以下の者
- ・ 均等割を納める夫と生活を一にし、同一市町村内に住所を有する妻（但し、平成 17 年度からは、所得額が一定金額を超える場合は課税される）

所得割のみ非課税の場合

- ・ 前年中の合計所得金額が、35 万円に本人、控除対象配偶者、扶養親族の合計人数を乗じて得た金額に 35 万円を加算した金額以下の者

(3) 税額

個人住民税は、個人県民税と個人市町村民税からなり、それぞれ均等割と所得割が設けられている。(法第24条)。

個人均等割は、納税義務者に均等(定額)の負担を求めるものであり、県民税額は1,000円、市町村民税は3,000円である。

所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額である(法第32条、第313条)。

所得割の標準税率は、課税総所得金額又は課税退職所得金額について、以下の区分によって定められている(法第314条の3第1項、第35条1項)。また、課税山林所得金額は700万円を超える場合、それを5分割した金額に税率を適用して得られる金額を5倍にした金額をもって税額とする「5分5乗方式」が採用されている。

県民税・市町村民税の税率

課税所得金額	県民税		市町村民税	
	税率	速算控除額	税率	速算控除額
200万円以下	2%	-	3%	-
200万円超700万円以下			8%	10万円
700万円超	3%	7万円	10%	24万円

(「くらしと県税平成16年度」より抜粋)

(4) 申告と納税

個人県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その県民税に係る地方団体の徴収金を個人市町村民税とあわせて納付又は納入しなければならず、市町村は、個人の県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があった場合においては、当該納付又は納入があった月の翌月10日までに、これを県に払い込むものとされている(法第42条)。県は市町村に対して個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を支払う(法第47条)。

このように、個人県民税の賦課徴収事務は、県が自ら行うのではなく、市町村に委任することによって実施されているが、市町村に対し、間接若しくは直接的に徴収事務を実施することが可能となっている。

間接的な徴収事務として、まず県は市町村の賦課徴収に関する事務の執行に対して必要な援助をすることになっている(法第41条第3項)。また、市町村は、毎年6月末日までに県知事に対して、5月末日現在における個人県民税に係る滞納状況を報告しなければならず(法第46条第2項)、県知事は必要があると認められる場合においては市町村長に対し、市町村に係る個人県民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求できるとともに書類を閲覧、記録することができる(法第46条第3項、第4項)。さらに、県はその担当する事務に関し、市町村に対

し、税務事務の運営について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、これらの助言若しくは勧告するため若しくは市町村の税務事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要な資料の提出を求めることができる（自治法第 245 条の 4）。

また直接的な徴収事務としては、市町村長の同意を得て法第 46 条第 2 項の規定において報告された滞納分について直接徴収、滞納処分をすることができる（法第 48 条）。

2. 三重県における個人県民税の状況

平成 16 年度の県における個人県民税の徴収金額は 28,691,864 千円（現年度分 28,039,936 千円、繰越分 651,928 千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は 13.5% である。また、個人県民税の収入未済額は 3,202,813 千円であり、同年度の県税全体の収入未済額（6,251,908 千円）に占める割合は、51.2% である。

平成 16 年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収入未済額 (千円)	収入未済率 (%)
16 年度現年課税分	28,792,320	28,039,936	0	752,384	2.6%
滞納繰越分	3,335,631	651,928	233,274	2,450,429	73.5%
計	32,127,950	28,691,864	233,274	3,202,813	10.0%

過去 5 年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。個人県民税の収入未済額は、平成 12 年度から 16 年度まで 32 億円から 33 億円のレンジで推移しており、不納欠損額は増加傾向にある。

現年	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額 (千円)	32,617,992	32,113,075	31,416,473	29,721,987	28,792,320
収入額 (千円)	31,728,937	31,300,827	30,585,825	28,993,577	28,039,936
不納欠損額 (千円)	202	261	0	0	0
収入未済額 (千円)	888,854	811,988	830,648	728,410	752,384

繰分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額 (千円)	3,109,928	3,284,578	3,347,425	3,465,954	3,335,631
収入額 (千円)	630,642	610,997	599,733	613,285	651,928
不納欠損額 (千円)	119,656	158,049	191,396	224,222	233,274
収入未済額 (千円)	2,359,630	2,515,532	2,556,296	2,628,447	2,450,429

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

また、個人県民税の徴収率及び全国順位は以下のように、全国的にかなり低い順位で低迷している。

(単位：%)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
徴収率	90.6	90.2	89.7	89.2	89.8
全国順位	37位	39位	40位	41位	38位

* 平成15年度及び平成16年度の徴収率には、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割分が含まれている。

市町村別の平成14年度から16年度の個人県民税の現繰合計の徴収率は以下の表のようになっており、繰越滞納が累積しているため、全体の徴収率を押し下げる状況である。特に紀州県税事務所管内の市町村及び伊勢県税事務所管内の一部の市町村の徴収率が異常に低いという地域別特性が見受けられる。これらの地域は相対的に普通徴収の割合が高く、地域経済の状況が低迷していることが特徴として挙げられる。

市町村名	14年度徴収率	15年度徴収率	16年度徴収率
桑名市	90.4	89.8	88.0
いなべ市	-	95.9	96.7
多度町	92.6	91.8	-
長島町	79.6	79.0	-
木曽岬町	89.5	87.8	89.8
北勢町	95.8	-	-
員弁町	88.3	-	-
大安町	96.0	-	-
東員町	93.6	92.7	91.5
藤原町	98.8	-	-
桑名県税事務所管内計	90.7	90.3	89.8
四日市市	90.3	90.2	90.5
菰野町	90.6	89.0	88.8
楠町	86.2	88.2	-
朝日町	94.9	94.6	93.9
川越町	87.0	86.4	86.3
四日市県税事務所管内計	90.2	90.0	90.3
鈴鹿市	90.3	90.1	90.4
亀山市	89.0	88.1	89.0
関町	91.8	92.0	-
鈴鹿県税事務所管内計	90.2	89.8	90.2
津市	90.7	90.6	90.2
久居市	85.9	85.9	85.8
河芸町	91.8	91.8	92.0
芸濃町	86.4	85.7	85.9
美里村	93.6	93.7	93.2
安濃町	92.7	92.4	93.0
香良洲町	94.7	94.9	94.4
一志町	91.8	91.8	92.2

市町村名	14年度徴収率	15年度徴収率	16年度徴収率
白山町	90.4	88.5	87.8
嬉野町	92.3	91.9	-
美杉村	95.8	95.0	95.8
三雲町	92.4	92.3	-
津総合県税事務所管内計	90.4	90.2	89.8
松阪市	89.1	88.3	88.8
飯南町	93.6	93.7	-
飯高町	94.7	93.6	-
多気町	92.9	92.1	91.6
明和町	84.9	84.8	83.5
大台町	95.4	94.7	94.3
勢和村	97.5	97.9	96.7
宮川村	98.6	98.5	97.9
松阪県税事務所管内計	89.5	88.8	90.0
伊勢市	90.7	89.6	89.9
鳥羽市	86.8	85.9	85.3
志摩市	-	-	82.0
玉城町	94.2	93.9	93.8
二見町	91.6	91.8	92.1
小俣町	91.2	90.8	90.4
南勢町	93.0	92.0	92.0
南島町	90.6	86.1	82.0
大宮町	91.5	90.5	-
紀勢町	75.1	75.2	-
御園村	90.9	91.1	89.9
大内山村	98.1	98.3	-
度会町	94.0	94.1	93.5
大紀町	-	-	82.9
浜島町	88.5	88.3	-
大王町	83.4	81.4	-
志摩町	80.0	81.1	-
阿児町	82.4	81.2	-
磯部町	83.1	81.2	-
伊勢県税事務所管内計	89.1	88.3	88.2
上野市	85.7	86.7	-
名張市	95.9	95.4	95.5
伊賀市	-	-	90.3
伊賀町	93.8	93.3	-
島ヶ原村	97.5	96.9	-
阿山町	94.1	94.8	-
大山田村	93.4	93.1	-
青山町	91.1	89.7	-
上野県税事務所管内計	92.1	92.0	92.8
尾鷲市	80.7	83.2	80.7
熊野市	80.3	79.2	80.7

市町村名	14年度徴収率	15年度徴収率	16年度徴収率
紀伊長島町	75.5	72.5	73.1
海山町	92.0	90.1	87.9
御浜町	89.0	88.5	87.7
紀宝町	88.9	88.6	87.5
紀和町	94.6	93.8	95.9
鵜殿村	87.4	85.7	84.3
紀州県税事務所管内計	82.8	82.8	81.9

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

(注)「-」は市町村合併等により該当数値なし

3. 事務手続の概要

個人県民税の賦課徴収については、県内の市町村がそれぞれの個人市町村民税の賦課徴収と併せて行い、納付のあった月の翌月10日までに県に払い込むものとされている。一方、県は市町村が個人の県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費を支払っている。

また市町村から県に提出される書類として「個人の県民税の賦課徴収に関する報告書」「個人の県民税徴収状況報告書」「県民税徴収取扱費計算書」等があり、県はそれらを検査し保管している。

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 徴収率の低い市町村への対応について

市町村の賦課徴収事務執行に対する必要な援助(法第41条第3項)については、県の職員が各市町村へ出向し、各市町村の職員として徴収事務にあたる併任職員制度の採用のほか、人事交流も積極的に行っているが、個人県民税に対する効果はあまり顕著とはいえない。また、平成16年4月1日に悪質、高額な税の滞納に対処するための広域的組織として三重地方税管理回収機構が設立されたが、現時点における引受税目及び徴収税目のほとんどが固定資産税であるため、個人県民税に対する効果はわずかである。

また、個人県民税の賦課徴収に関する事項の報告の請求及び書類の閲覧、記録(法第46条第3項、第4項)、市町村の税務事務運営に対する適切な技術的助言勧告、あるいは市町村の税務事務を適正に処理するための情報提供に必要な資料の提出(自治法第245条の4)についてはあまり行われていない。地方税法第48条は平成17年度に直接徴収しやすく改正されたが、以前は期間の制限、地区の指定や繰越分のみなどの規制があり、実務的な規定ではなかったことから、過去1度も適用されていない。

県の個人県民税の徴収率は、全国との比較において低い順位となっている。また、各市町村の平成16年度の個人県民税の徴収率は、最高の自治体と最低の自治体の間に24.8ポイントの開きがある。個人県民税は、住民にもっとも近い自

治体として市町村が賦課徴収権をもっている。個人市町村民税とともに「住民である」ことに課され、「住民」が自治体の行政経費を負担しあうための税であり、自治体からの行政サービスの提供を受ける権利とともにその負担として公課を負担する義務を負うものであることからすると、これほどの乖離は、税の公平性の観点から問題であると考えられる。

今後、徴収率の低い市町村の自主的な徴収努力が益々必要になってきており、県として直接的間接的な徴収促進策を積極的に活用し、県全体の徴収率を引き上げる必要がある。【意見】

7. 法人県民税・法人事業税

1. 法人県民税・法人事業税の概要

(1) 概要

法人県民税は、法人市町村民税とともにいわゆる法人住民税を構成する法人課税であり、地域社会の費用についてその構成員である法人に幅広く負担を求めるために課税される税である。

法人県民税は、資本等の金額に応じて定額で課される均等割と原則的に法人税額を課税標準として課される法人税割によって構成されている（法第23条第1項）。

法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であるが、これは、法人がその事業活動を行うに当たっては、地方公共団体の各種行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基いて課税されるものである。

なお、平成15年度税制改正により、資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人については外形標準課税制度が導入されている。外形標準課税法人の課税標準は所得割、付加価値割及び資本割であり、それぞれに税率が定められている。

(2) 納税義務者

法人県民税の納税義務者は、県内に事務所又は事業所を有する法人（以下「事務所等所在法人」という）（法第24条第1項第3号）並びに県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（寮等）を有する法人で県内に事務所等を有しないもの及び県内に事務所等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（同第4号）である。

事務所等所在法人は均等割と法人税割の双方の納税義務を負う。これに対して第4号の法人等は、均等割の納税義務のみを負う（法第24条第1項）。但し、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うものは法人とみなされるので（法第24条第6項）、均等割のみならず法人税割も課税される。

法人事業税も、法人県民税と同じように事務所等所在法人に課される（法第72条の2第1項）。

(3) 税額

法人県民税

均等割の標準税率（年額）は、次のとおりである（法第52条第1項）。制限税率は設けられていない。

なお、均等割については、複数の地方団体に事務所又は事業所を有している場合に、その所在する一の地方団体に対して各一の均等割の納税義務を負い、法人税割のように分割はなされない。

法人等の区分	県民税
資本の金額（出資金額）と資本積立金額との合計額	
50 億円超	80 万円
10 億円超～50 億円以下	54 万円
1 億円超～10 億円以下	13 万円
1 千万円超～1 億円以下	5 万円
1 千万円以下	2 万円
上記以外の法人等	2 万円

（「くらしと県税平成 16 年度」より抜粋）

法人税割は前述のように法人税額を課税標準として課する税であり、標準税率は 100 分の 5、制限税率は 100 分の 6 である（法第 51 条第 1 項）。

県の法人税割の税率は、以下のようになっている。

法人等の区分	県民税
資本金額（出資金額）が 1 億円を超える法人	5.8%
法人税額が年 1,000 万円を超える法人	
保険業法に規定する相互会社	
上記以外の法人	5%

0.8%は、三重県福祉基金、三重県中小企業振興基金、三重県体育スポーツ振興基金、三重県環境保全基金の財源の一部に充てられる。

（「くらしと県税平成 16 年度」より抜粋）

2 以上の地方団体に事務所又は事業所を有する法人で、法人税割の納税義務のある法人は、法人税額を関係地方団体に分割して、それぞれに税率を適用して法人税割額を算定しなければならない（法第 57 条第 1 項）。分割は、法人税額の算定期間の期末日現在における従業員の数による按分方式による（法第 57 条第 2 項）。

申告された分割の基準となる従業員数が事実と異なる場合は、主たる事務所・事業所所在の道府県知事が修正し、申告のない場合は同様に決定する（法第 58 条第 1 項、第 2 項）

法人事業税

法人事業税の課税標準は、3 種類に分けて規定されており、この分類に応じて税率の定めも異なる。法人の区分、所得区分、税率は以下のとおりである。なお、外形標準課税が適用される法人については税率が異なる。

区分	所得区分	税率
普通法人 一般法人、法人 でない社団又は 財団等	所得のうち年 400 万円以下の金額	5%
	所得のうち年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	7.3%
	所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得	9.6%
	資本の金額又は出資金額が 1,000 万円以上で 3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人等の所得及び清算所得	9.6%
特別法人 協同組合 信用金庫 医療法人等	所得のうち年 400 万円以下の金額	5%
	所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得	6.6%
	組合員 50 万人以上で売上高が 1,000 億円以上である協同組合等の所得のうち年 10 億円を超える金額	7.9%
	資本の金額又は出資金額が 1,000 万円以上で 3 以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得及び清算所得	6.6%
電気・ガス供給業 生命・損害保険業	収入金額	1.3%

（「くらしと県税平成 16 年度」より抜粋）

法人事業税も法人県民税の法人税割と同様に、2 以上の地方団体に事務所又は事業所を有する法人は、その法人としての全体の課税標準を算定したうえで、関係する地方団体に分割してそれぞれの地方団体ごとの課税標準により税額を算定しなければならない。

この場合の分割基準は、法人税割と同様に課税標準の総額を、特定の事業を除いて、事業年度末日現在の事務所又は事業所の従業員数で按分する。

（４）外形標準課税

法人事業税は、前述のように基本的には法人の所得に対して課税する仕組みとなっている。よって、景気が低迷してくると法人事業税収入が大幅に落ち込む一方で、地方公共団体の各種の行政サービスは、教育等安定的に行わなければならないものが多いため、様々な問題が生じる。

これらを解消すべく、法人事業税について、事業規模ないし活動量等を示す外形標準によって課税する仕組みに変更し、地方公共団体の各種サービスの安定的供給が可能な制度とする検討が行われてきた。その結果、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より、資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人に対して外形標準課税制度が導入されている。課税の仕組みとしては課税の標準を「所得割」「付加価値割」「資本割」の3つであり、各税率は以下のとおりである。

所得割		付加価値割	資本割
所得のうち年400万円以下の金額	3.8%	0.48%	0.2%
所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.5%		
所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2%		

(「くらしと県税平成16年度」より抜粋)

なお、3以上の都道府県で事務所又は事業所を設けて事業を行っている場合、所得割の税率は、所得の区分によらず7.2%になる。

2. 三重県における法人県民税・法人事業税の状況

平成16年度の県における法人県民税の徴収金額は11,928,533千円(現年度分11,906,533千円、繰越分22,000千円)であり、同年度の県税収入全体に占める割合は5.6%である。また、法人県民税の収入未済額は76,333千円であり、同年度の県税全体の収入未済額(6,251,908千円)に占める割合は、1.2%である。

平成16年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収入未済額 (千円)	収入未済率 (%)
16年度現年課税分	11,932,190	11,906,533	2,452	23,205	0.2%
滞納繰越分	80,584	22,000	5,456	53,128	65.9%
計	12,012,774	11,928,533	7,908	76,333	0.6%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	10,114,162	10,159,328	8,941,581	11,135,400	11,932,190
収入額(千円)	10,078,971	10,121,481	8,912,787	11,095,079	11,906,533
不納欠損額(千円)	62	177	126	58	2,452
収入未済額(千円)	35,129	37,670	28,669	40,262	23,205

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	62,940	75,373	84,175	78,252	80,584
収入額(千円)	18,759	18,101	20,509	26,485	22,000
不納欠損額(千円)	2,281	10,204	7,430	10,652	5,456
収入未済額(千円)	41,900	47,069	56,236	41,115	53,128

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

平成16年度の県における法人事業税の徴収金額は59,278,441千円(現年度分59,204,320千円、繰越分74,121千円)であり、同年度の県税収入全体に占める割合は28.0%である。また、法人事業税の収入未済額は213,077千円であり、同年度の県税全体の収入未済額(6,251,908千円)に占める割合は、3.4%である。

平成16年度実績額	調定額(千円)	収入額(千円)	不納欠損額(千円)	収入未済額(千円)	収入未済率(%)
16年度現年課税分	59,262,264	59,204,320	12,361	45,583	0.1%
滞納繰越分	319,101	74,121	77,486	167,494	52.5%
計	59,581,365	59,278,441	89,847	213,077	0.4%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	54,721,619	55,202,473	47,643,180	54,297,349	59,262,264
収入額(千円)	54,550,029	55,090,869	47,578,333	54,172,183	59,204,320
不納欠損額(千円)	0	0	1	0	12,361
収入未済額(千円)	171,590	111,604	64,846	125,166	45,583

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	251,774	351,040	385,832	326,498	319,101
収入額(千円)	63,361	38,274	64,222	66,464	74,121
不納欠損額(千円)	1,754	27,009	13,524	50,328	77,486
収入未済額(千円)	186,660	285,757	308,085	209,705	167,494

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

3. 事務手続と調査の概要

(1) 事務手続の概要

法人県民税、法人事業税は法人二税と称され、その取扱いについては「法人県民税、法人事業税事務取扱要領」、電算事務については「法人二税電算事務要領」により規定されている。

法人二税の事務の流れは以下のとおりである。

法人二税事務の流れ

申告書の発送（県内本店：共同封入、県外本店：郵送）

申告書の受理

申告書の点検

- ・添付書類及び別表等の有無の確認

申告書の電算入力

- ・検算及び別表から申告書への転記事項の確認
- ・書類不備、記載誤りなどの連絡

調定決議、申告書編綴

申告内容の調査

（是認、更正）

通知作成、送付（他都道府県・市町村）

（２）調査の概要

法人県民税・事業税の課税標準は、特別なものを除き法人税の課税標準である所得及び法人税額をもとに法人の自主申告による申告納付の制度が採用されている。したがって、法人税の申告先である税務署での調査をはじめ、県に事務所等があり事業開始申告書が提出されている法人で不申告となっている法人の調査、法人事業税の課税標準が法人税の所得によらない法人の調査等、県独自に調査を行わなければならないものがある。

主な調査項目は以下のとおりである。

未登録法人調査

未登録法人調査は、県内に事務所、事業所、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、県に開設届の提出のない法人の調査をいう。

不申告法人調査

不申告法人調査は、法人県民税・事業税の申告義務がある法人が、申告期限を過ぎても申告書の提出がない場合に行う調査をいう。

自主決定法人調査

自主決定法人調査は、法人税の課税標準額を基準として法人事業税の課税標準額を算定できない場合に行う調査をいう（法第 72 条の 23、第 72 条の 41、第 72 条の 41 の 2）。

分割法人人員調査

分割法人人員調査は、2 以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、課税標準額を分割して各都道府県に申告を行う法人について、その分割基準が適正かどうかを確認するために県内に本店が所在する法人に行う調査をいう。

4．監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

（1）未登録法人調査について

未登録法人調査については、担当者間での引継ぎが十分でなく、調査表にその記載のないものが見られた。また、現地調査等を行わなければならない未登録法人が一覧できるようなリストが作成されておらず、調査担当者以外の者が未登録法人調査の現状を把握することが困難となっている。

未登録法人調査にあたっては、担当者以外の者も未登録法人調査の現状を把握できるように未登録法人の一覧表を作成するとともに、調査支援グループなどが調査を行った場合には、各県税事務所担当者との十分な連携を行うようにすべきである。また、上席者による定期的なチェックを行う必要がある。なお、既に一部事務点検表により体系的なチェックを行いつつあるが、より充実されたい。

【意見】

（2）不申告法人調査について

不申告法人の調査については、年度当初計画されている現地調査件数より実際に実施した調査件数が大幅に下回っている事務所があった。

業務の効率化の観点から、現地調査等については年間計画を立てて適切に実施されることが必要である。今後は適切な年度計画の策定が望まれる。【意見】

（3）分割法人人員調査について

分割法人人員調査の手續自体は適正であったが、一部の県税事務所で不申告法人調査と同様に実際の調査件数が年度計画で計画されていた調査件数を大幅に下回っていた。

正社員から派遣社員への移行、支店・支社の統廃合等が続いており、年度計画を適切に策定し、調査を実施することが必要である。【意見】

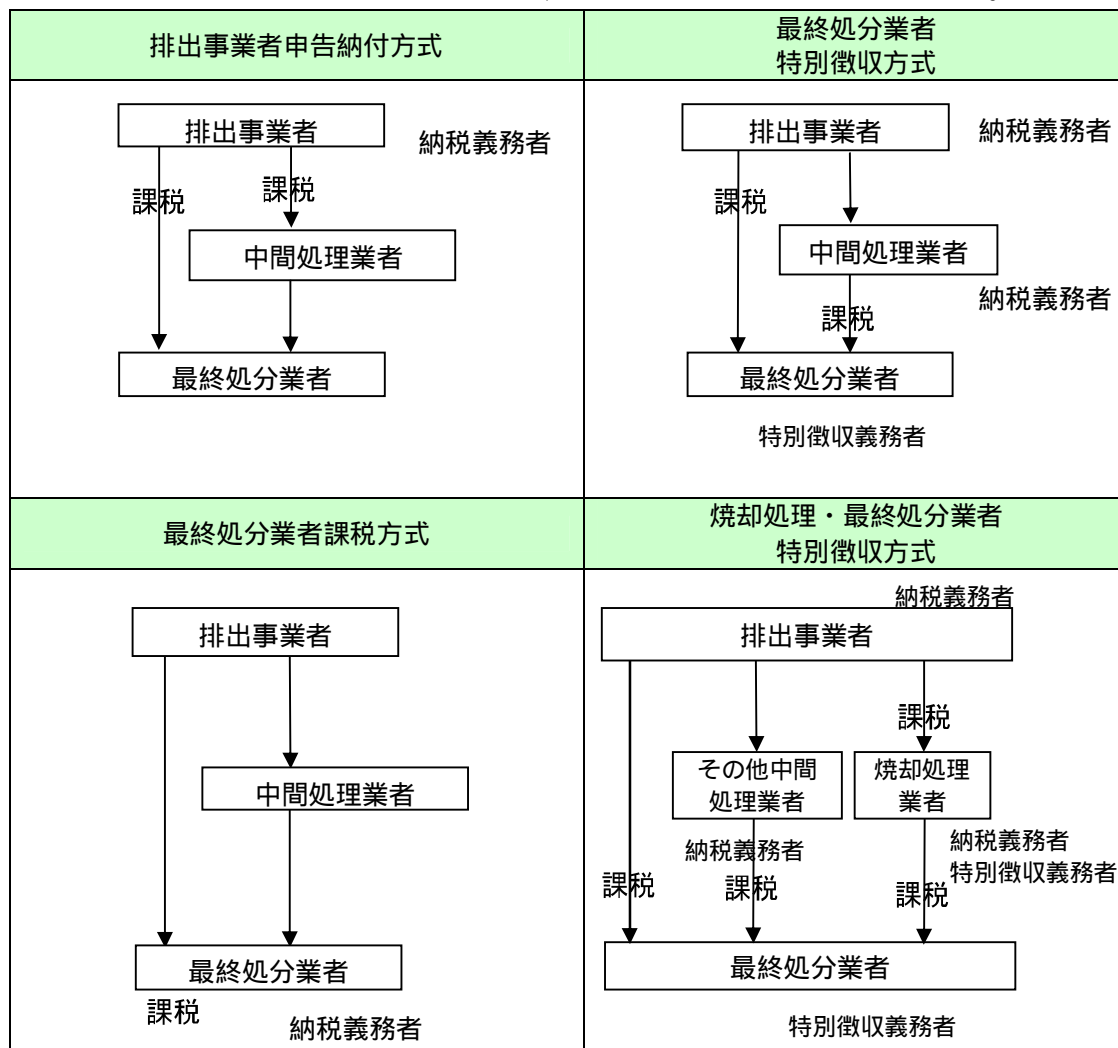
なお、(2)(3)についても、平成16年度からの事務点検表の導入により、適切な計画に向けての取組みがなされているが、今後はさらにその取組みを充実されたい。

8 . 産業廃棄物税

1 . 産業廃棄物税の概要

(1) 概要

産業廃棄物税は、資源循環型社会の構築を目指し、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるための法定外目的税である。法定外目的税制度は平成 12 年 4 月 1 日から施行された地方分権一括法による地方税法改正により、課税自主権の尊重・活用を図る観点から創設されたものであり、県においては平成 14 年 4 月 1 日に全国に先駆けて産業廃棄物税を導入した。その後多くの自治体で産業廃棄物に係る税が導入、検討されており平成 17 年 4 月 1 日現在 22 団体が条例施行済みとなっている。なお全ての自治体で同じ方式をとっているわけではなく、県では排出事業者申告納付方式を採用している。他の自治体が採用しているその他の方式には、最終処分業者特別徴収方式、焼却処理・最終処分業者特別徴収方式、最終処分業者課税方式がある。



(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

(2) 納税義務者

納税義務者は産業廃棄物を排出して、県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設に搬入する事業者であり県内・県外を問わない。例えば、これらの施設に産業廃棄物を搬入する製造業者、建設業者や、県外の中間処理業者が主な納税義務者となる。

(3) 税額

最終処分場への産業廃棄物の搬入重量又は中間処理施設への産業廃棄物の搬入重量に処理係数を乗じた後の重量(課税標準)1トンにつき千円となっている。なお、再生施設に産業廃棄物の搬入を行ったときは、その搬入重量には課税されない。また、4月1日から翌年の3月31日までの間(課税期間)での事業所における課税標準の合計が1,000トン未満の場合にも課税されない。

(4) 申告と納税

課税対象期間は4月1日から3月31日までであり、納税義務者が納付すべき税の課税標準及び税額を7月31日までに申告し納税する。なお、県における申告納付先は、津総合県税事務所である。

2. 三重県における産業廃棄物税の状況

(1) 最近5年間の産業廃棄物税の収入実績推移

平成16年度の県における産業廃棄物税の徴収金額は95,224千円(現年度分95,224千円、繰越分0千円)であり、同年度の県税収入全体に占める割合は0.0%である。また、産業廃棄物税について滞納は生じておらず、徴収率は100%である。

平成16年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収入未済額 (千円)	収入未済率 (%)
16年度現年課税分	95,224	95,224	0	0	0.0%
滞納繰越分	0	0	0	0	0.0%
計	95,224	95,224	0	0	0.0%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	-	-	-	132,534	95,224
収入額(千円)	-	-	-	132,534	95,224
不納欠損額(千円)	-	-	-	0	0
収入未済額(千円)	-	-	-	0	0

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	-	-	-	0	0
収入額(千円)	-	-	-	0	0
不納欠損額(千円)	-	-	-	0	0
収入未済額(千円)	-	-	-	0	0

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

(2) 三重県内における産業廃棄物の最終処分量の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度
最終処分量(トン)	約 370,000	約 280,000	約 190,000	約 170,000

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

産業廃棄物の最終処分量は年々減少しており、税導入の効果が認められる。

(3) 産業廃棄物税の使途の推移

(単位：千円)

事業名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
産業廃棄物抑制等 事業費補助金 (農水商工部)	-	129,044	55,631	61,867	31,836
産業廃棄物抑制等 設備機器整備資金融資制度 (農水商工部)	-	0	0	-	-
企業環境ネットワーク 支援事業費 (環境森林部)	-	19,270	13,129	4,493	2,969
産業廃棄物リサイクル技術 研究開発事業費 (科学技術振興センター)	-	13,383	17,018	15,483	9,392
廃棄物処理センター 適正処理支援等事業費 (環境森林部)	-	80,454	42,834	-	18,880
産業廃棄物監視強化対策 事業費 (環境森林部)	-	88,377	94,740	-	-
徴税费 (総務局)	-	5,540	19,473	18,106	9,387
計	-	336,068	242,825	99,949	72,464

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

3．事務手続の概要

課税事務の流れ

排出事業者の登録

申告書用紙の送付

申告書の受理、点検、電算入力

調定決議、申告書編綴

申告内容の調査

環境森林部が所管する書類を参考にして、排出事業者の登録状況を確認する。過去の課税状況等を踏まえて、産業廃棄物の搬入が1,000トン以上になると見込まれる事業所について申告書及び納付書を送付している。なお、新規課税者の場合には混乱を避けるために電話ないし文書等で連絡を徹底することとしている。

納税義務者から申告書等を受理したときにその内容を精査し、単純な誤りを発見した場合には納税義務者に連絡し所要の訂正を依頼している。システムに申告書の情報を入力後、調定決議書により決議し調定される。

申告漏れがないか、申告額が適切かどうかについて、納税義務者に対し調査を行う。具体的には、帳簿やマニフェストと申告書の照合が主であり、調査実施後に調査報告書を作成している。また、それ以外に環境森林部が所管する書類も確認事務での参考としている。

4．監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

産業廃棄物税の課税事務及び徴収事務について特に記載すべき事項はない。

なお、今後も他部局との連携を密にして、産業廃棄物税の課税客体の効率的な捕捉が望まれる。

9 . 県たばこ税

1 . 県たばこ税の概要

(1) 概要

県たばこ税は、たばこの消費に対して課される消費税であり、収納税額の用途は定められていない一般税である。県たばこ税は、たばこの販売価格の中に含まれており、たばこの消費者がその税額を負担することになる間接税である。

たばこや酒類に対しては、いわゆる財政物資として、わが国のみならず諸外国においても、伝統的に高率の課税が行われているのが通例であり、その理由としては、次のような事情によるものとされる。

第一に、これらの物品は、主食、副食、衣料品といった第一義的な生活必需品ではなく、これらに税負担を求めても、消費の基礎的部分に対する課税にはならないこと。

第二に、これらの過度な消費が国民保健上又は社会道徳上多少とも害をもたらすことは否めないため、その消費を全く自由に放置することには問題があること。

第三に、これらの物品は一般的に、かつ大量に消費されるものであり、消費支出弾力性が比較的小さいと考えられるため、これらに課税すれば、安定した収入を確保することが可能であること。

たばこに係る税金には、県たばこ税のほかに国、市町村たばこ税、たばこ特別税及び消費税等があり、一箱 270 円のたばこの販売価格は、約 63.2%の税金で構成されていることになる。このうち、県たばこ税の割合は 7.2%となっている(図 1)。

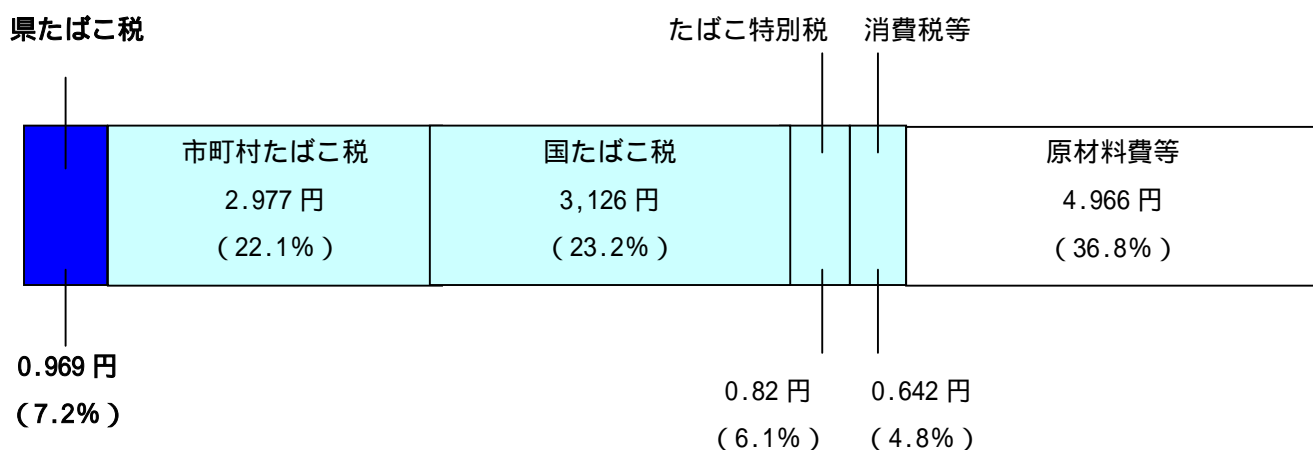


図 1 . たばこ 1 本 (1 箱 270 円 20 本入) に含まれる税額等

(「くらしと県税平成 16 年度」より抜粋)

(2) 納税義務者

県たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者（自ら輸入をした製造たばこの販売を業として行おうとする者（たばこ事業法第11条））又は卸売販売業者（以下「卸売販売業者等」という）が製造たばこを小売販売業者に売渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課される税である（法第74条の2第1項、条例第75条1項、最終卸売段階課税方式）。すなわち、県内に営業所が所在する小売販売業者及び消費者にたばこを売渡す卸売販売業者等が納税義務者となり、県に申告納付するという方法によっている。

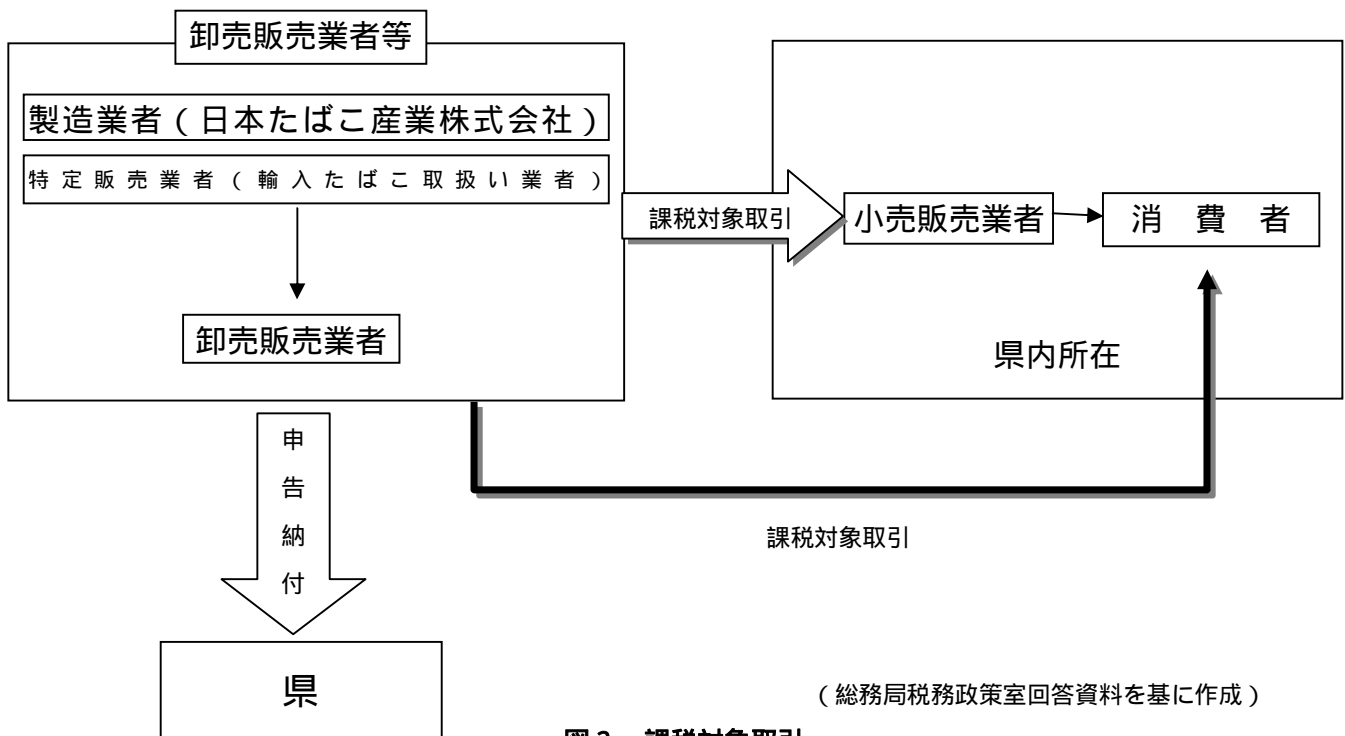
この最終卸売段階課税方式が採られるに至った理由は次のとおりである。

卸売販売業者等が小売販売業者に売渡す製造たばこについては、おおむね当該小売販売業者の営業所の所在する都道府県の区域内で最終的な消費等が行われるものと考えられること。

最終卸売よりも前の流通段階で課税することとした場合には、都道府県間で税収が大きく偏在することが予想され、地方税として課税する消費税の性格上、できるだけ最終的な消費等をする者に近い段階で課税することが好ましいこと。

従来の道府県たばこ消費税においても、小売人に製造たばこを売り渡す日本専売公社を納税義務者として最終卸売段階で課税することとされていたこと。

課税対象となる主な取引を図で表せば以下のようなになる（図2）。



（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

図2．課税対象取引

なお、卸売販売業者等はたばこ事業法に基づいて認可された業者（財務省によって認可される）が納税義務者として把握され、当該認可業者が上記課税対象取引を行った場合に課税される。

また、特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を開始及び廃止又は休止する場合は、遅滞なく「営業の開廃等の報告書」の提出を求めなければならないとされている（法第74条の16、条例第79条の7）。

（3）課税標準

たばこ税の課税標準は、売渡し又消費等に係る製造たばこの本数であり（法第74条の4、条例第77条）、従量課税方式が採用されている。このような従量制を採用することとした理由には、消費税が併課されるため、納税事務負担の軽減を図るために制度を簡素化する必要があること、たばこの価格の変動に左右されない安定的な税収入の確保を図る必要があることなどが挙げられる。

また、地方税法によれば、たばこ税の税率は、千本につき793円であるとされる（法第74条の5、条例第78条）。但し、現在は経過措置として地方税法附則12条の2が適用され、千本につき969円とされている。よって、税額は課税標準本数（千本あたり）×969円で算定される。当該税率は各都道府県において同水準となっている。

（4）賦課徴収の方法

県たばこ税の納税方法は、申告納税の方法（法第74条の9、条例第79条の2）と普通納税の方法（法第74条の9但書、条例第79条の2但書）があるが、県においては普通納税の方法を採用しているケースはなく、全て申告納税の方法によっている。

課税標準本数の申告は、卸売販売業者等の申告書に基づいている。申告納税者は、総務省令で定める様式によって、毎月末までに、前月の初日から末日までの間における県内に所在する小売販売業者の営業所に対する売渡しなどに係る課税標準数量及びこれに対するたばこ税額を記載した申告書を津総合県税事務所に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならないとされている（法第74条の10）。

また、納税義務者の適切な申告を担保するべく、県には納税義務者や小売販売業者等に対して質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる（法第74条の7）。

2. 三重県における県たばこ税の状況

平成 16 年度の県における県たばこ税の徴収金額は 3,805,764 千円（現年度分 3,805,764 千円、繰越分 0 千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は 1.8% である。また、県たばこ税について滞納は生じておらず、徴収率は 100% である。

平成 16 年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損 額 (千円)	収入未済 額 (千円)	収入未済 率 (%)
16 年度現年課税分	3,805,764	3,805,764	0	0	0.0%
滞納繰越分	0	0	0	0	0.0%
計	3,805,764	3,805,764	0	0	0.0%

過去 5 年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額 (千円)	3,781,798	3,724,629	3,638,535	3,726,806	3,805,764
収入額 (千円)	3,781,798	3,724,629	3,638,535	3,726,806	3,805,764
不納欠損額 (千円)	0	0	0	0	0
収入未済額 (千円)	0	0	0	0	0

繰分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
調定額 (千円)	0	0	0	0	0
収入額 (千円)	0	0	0	0	0
不納欠損額 (千円)	0	0	0	0	0
収入未済額 (千円)	0	0	0	0	0

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

平成 16 年度現在、県では合計 13 社（休止又は廃止は除く、平成 15 年度は 14 社）が納税義務者として認定されているが、納税額上位の 2 社で県たばこ税総額の 99.9% を占めており、当該 2 社に対する課税事務が適切に行われることが特に重要となる。これに係る課税事務及び徴収事務は津総合県税事務所で行われている。

また、特定販売業者又は卸売販売業者が提出する「営業の開廃等の報告書」について、県の平成 16 年度実績では、新たな営業の開始が 1 件、営業の廃止が 1 件報告されている。

3．事務手続の概要

(1) 県たばこ税事務手続の概要

課税業務は以下の手順で行われることとなっている。

申告書の受理

津総合県税事務所において「都道府県たばこ税申告書及び修正申告書」、「品目別課税標準数量明細書」、「市町村別課税標準数量明細書」、「返還に係る製造たばこの明細書」の提出を受けるとともに申告税額の納付を受ける。上記4つの提出書類間の整合性を担当者が確認した上でデータ入力する。県総合税システムにおいて、整合性のないデータの入力はできない仕組みとなっているため、入力間違いの可能性は低減されている。

調定の実施

調定は、県たばこ税調定決議書、明細書、集計表及び累計の明細書をアウトプットして津総合県税事務所長の決裁を得れば、賦課決定となる。

津総合県税事務所は、県総合税システム入力後、総務局税務政策室に申告書と複写となっている入力資料を送付する。

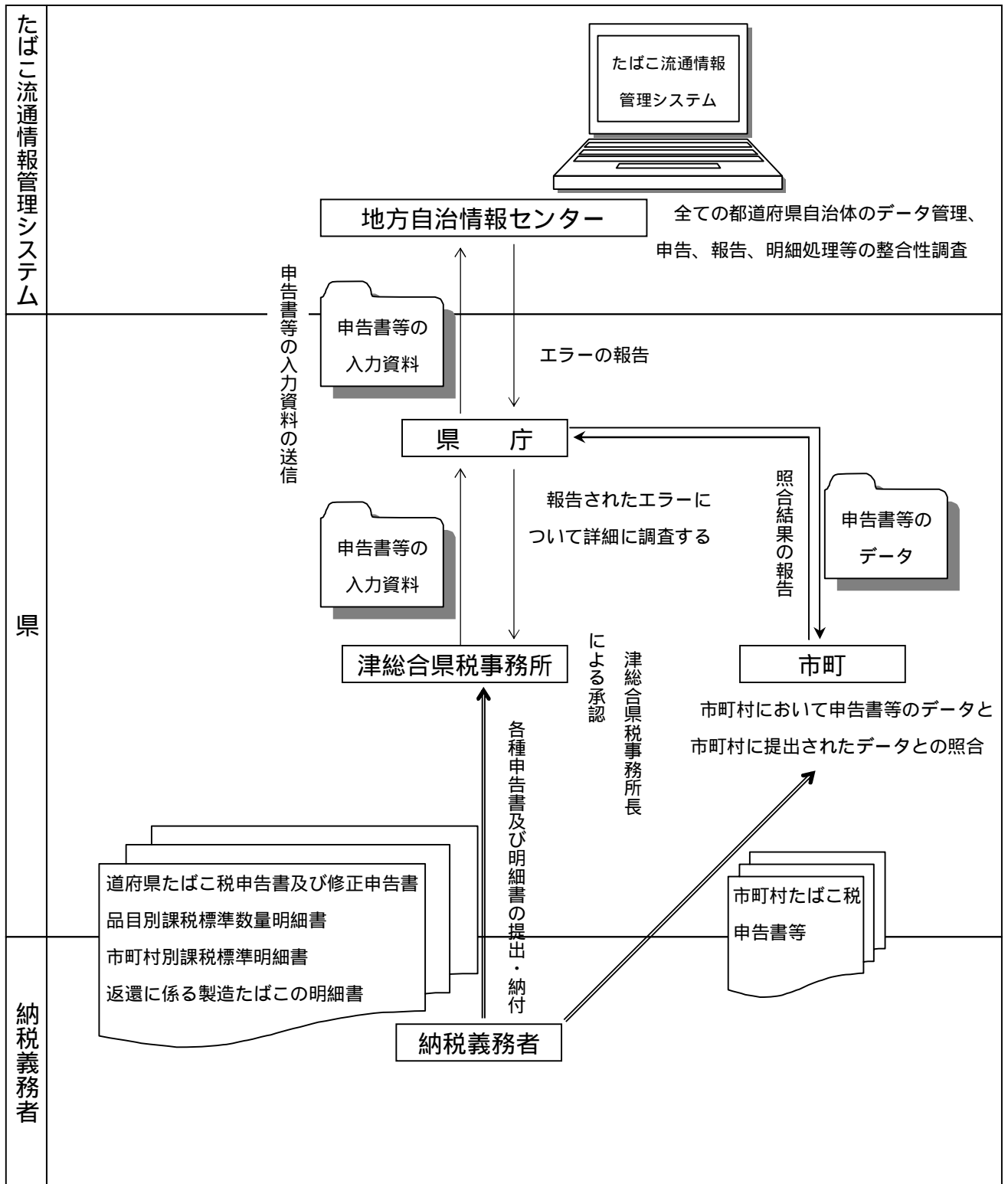
税務政策室は、その入力資料を地方自治情報センターに送付し、地方自治情報センターでデータが入力され、たばこ流通情報管理システム（全国の都道府県たばこ税に係るデータを一元管理するシステム）によって全国の情報管理がなされている。

市町村との整合性の確認

年度末締後に県庁は、市町村たばこ税を所管する地域振興部市町村財政室が集計した各市町村の市町村申告書データと県のデータ（税務政策室）との突合を行い、整合性の確認を行っている。整合性が取れなかったときは、市町村財政室が該当の市町村に対して確認と是正の指導を行っている。

地方自治情報センターからのエラー報告

地方自治情報センターにおいて各都道府県から提供された情報に基づき、たばこ流通情報管理システムによる申告、報告、明細処理の整合性の検査が行われ、各都道府県に最新データの提供を行う。また、何らかのエラーが存在すれば地方自治情報センターから税務政策室に報告があり、税務政策室は当該エラー内容について調査する。



(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

図3. 県たばこ税業務フロー図

(2) 流通管理情報システムの概要

システムの目的

たばこ流通情報管理システムは、地方たばこ税の適正な課税の実施に寄与するため、各都道府県からたばこ税に係る申告書、報告書、明細書及び開廃報告書を電子データ又は紙ベース（県は紙ベース）で受け取り、たばこ流通情報管理システムにてコンピュータによる全国レベルでの電子データを一元管理し申告書等の突合チェックなどを行い、課税の適正化を図るための情報を各都道府県に提供することを目的としている。

具体的には以下のデータを管理している。

- ア. たばこ流通に係る特定販売業者、卸売販売業者、小売販売業者の管理
- イ. たばこ納付状況に係るたばこの申告数量の管理
- ウ. たばこ流通状況に係るたばこの受入れ、払出し数量の管理
- エ. たばこ流通状況及び税納付状況の把握に伴う明細の管理
- オ. 申告、報告、明細処理に係る各数量の整合性検査

システムの処理内容

- ア. 申告書等の単票チェック及び申告書間の整合性チェックを行う。
- イ. たばこ流通情報管理システムにおいて、全都道府県の情報をもとに、都道府県間での整合性の検査を行う。イメージとしては、卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所が所在する都道府県に対して申告する際には、当該都道府県の区域内に所在する小売販売業者等に対する売渡し数量だけでなく、他区域に所在する小売販売業者等に対する売渡し本数も報告することになっているため、全都道府県に対して報告された県所在の小売販売業者に対する売渡し本数と県に提出された申告書の申告本数は一致するはずであることから整合性のチェックが可能となる。
- ウ. たばこ流通情報管理システムにおいて、「営業の改廃等の報告書」に基づき、これらの事業者の情報を作成し、各都道府県に最新データ及び事業管理帳票の提供を行う。
- エ. エ、たばこ流通情報管理システムでは、事業者情報及び申告書・報告書・明細書等の数量情報が過去7年間保管される。各都道府県は、たばこ流通情報管理システムに保管されている数量情報をオンラインによりデータ取得、参照、修正及び更新処理を行う。

4．監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 卸売販売業者等に対する調査について

県は、卸売販売業者等の申告内容の適正性に関する調査を特に実施していない。業者の申告を信頼し、これを是認していることになる。

県の調査によると全国的にも調査していない状況とのことであるが、適切な申告を確保するためには、他県に主たる事務所及び事業所の所在する卸売販売業者等の調査を実施すべきであり、必要に応じて質問検査権（法第74条の7）を使用することも検討すべきである。

また、県が、他県に主たる事務所及び事業所の所在する卸売販売業者等の調査を実施することが非効率であるならば、当該他県に調査を正式に依頼し、その調査結果の報告を受けるなどの方法で他県との連携を深めることを検討すべきである。【意見】

(2) 課税標準数量がない場合の取扱いについて

法第74条の10第2項及び条例第79条の3第2項の規定によると、県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における申告納付すべきたばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、申告書を知事に提出しなければならないとされている。

これに対して県は、県内に主たる事務所又は事業所を有する卸売販売業者等であっても、課税標準数量がない場合については申告書の提出は求めていなかった。また、当該卸売販売業者等の過少申告に対する調査も実施されていなかった。

県では、今回の監査における指摘の後、直ちに当該卸売販売業者に赴き販売実績等の調査を行い申告指導を行った。その結果、課税標準数量がないことが確認できたので、法の規定に基づき当該卸売販売業者から申告書の提出を受け、以降も毎月申告書の提出を受けている。

今後は、このようなことが再度起きないように、申告内容が実態に合致しているかの調査を定期的に行うようなルールを検討すべきである。【結果】

10．県固定資産税

1．県固定資産税の概要

(1) 概要

固定資産税は、本来は、固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者に対して、固定資産の所在する市町村によって課税される市町村税であるが、固定資産のうち大規模償却資産の場合は、当該市町村を包括する都道府県も課税権を有している。

ここに、償却資産とは、構築物、機械、装置、船舶、航空機等の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、その法人税又は所得税で減価償却の対象となる資産である。但し、土地及び家屋並びに自動車税、軽自動車税の課税客体である自動車等は除かれる。

都道府県も課税権を有する大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価額の合計額が市町村の人口区分に応じて法定されている金額を超えるものである。

一部の市町村に税源が過度に偏ることを避け、市町村の財政上の均衡を図るために、市町村は法定の限度額を課税標準として固定資産税を課し、その限度額を超える部分の価額については、道府県が固定資産税を課するものとされている。

(2) 納税義務者

県固定資産税の納税義務者は、賦課期日（毎年1月1日）現在における大規模償却資産の所有者である。

(3) 課税標準

県固定資産税の課税標準は、大規模償却資産の価額から、その大規模の償却資産に対して市町村が課税すべき金額を控除した額である。

すなわち、大規模償却資産に係る固定資産税については、市町村は、法定の限度額を課税標準として固定資産税を課し、道府県は、大規模償却資産の価額のうち市町村の法定の限度額を超える部分を課税標準として固定資産税を課することとなる。

大規模償却資産の価額は、賦課期日における償却資産の適正な時価である。但し、その価格は法人税法、所得税法上の減価償却費の価額の計算の基礎となる価額を下ることはできないこととされている。

固定資産の価格は、本来は市町村長が決定するが、二以上の市町村にわたって所在し、又は使用される一定の固定資産について県知事（関係市町村が二以上の都道府県にまたがるときは総務大臣）が価格を決定して、関係市町村に配分する。

市町村が課税すべき金額は、その市町村の人口区分に応じて法定されている金額（限度額）である。

また、基準財政需要額の一定割合の収入額を確保しうるまで、限度額が増額されている。工場・発電所又は変電所が新設された場合には、新たに生ずる財政需要のために、新設から一定年度分、市町村の課税制限が緩和される。

(4) 税率

県固定資産税の税率は、1.4%である。

県固定資産税は、普通徴収の方法で徴収される。納税義務者は、県税事務所から送付される納税通知書により、納税通知書に記載された納期限までに納付しなければならない。納期限は、4月、7月、12月及び2月である。

2. 三重県における県固定資産税の状況

平成16年度の県における県固定資産税の徴収金額は1,553,004千円（現年度分1,553,004千円、繰越分0千円）であり、同年度の県税収入全体に占める割合は0.7%である。また、県固定資産税について滞納は生じておらず、徴収率は100%である。

平成16年度実績額	調定額 (千円)	収入額 (千円)	不納欠損額 (千円)	収入未済額 (千円)	収入未済率 (%)
16年度現年課税分	1,553,004	1,553,004	0	0	0.0%
滞納繰越分	0	0	0	0	0.0%
計	1,553,004	1,553,004	0	0	0.0%

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	2,115,446	1,071,282	1,360,477	961,129	1,553,004
収入額(千円)	2,115,446	1,071,282	1,360,477	961,129	1,553,004
不納欠損額(千円)	0	0	0	0	0
収入未済額(千円)	0	0	0	0	0

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	0	0	0	0	0
収入額(千円)	0	0	0	0	0
不納欠損額(千円)	0	0	0	0	0
収入未済額(千円)	0	0	0	0	0

(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

なお、県固定資産税は、上記の特殊性があることから、平成16年度において、47都道府県のうち県固定資産税を課税しているのは12都道府県に過ぎない。

3. 事務手続の概要

(1) 県固定資産税の事務手続の概要

県内の大規模償却資産は、二以上の都道府県にまたがって所在するものである。したがって、償却資産の価格は、総務大臣が決定し、その決定した価格を関係市町村に配分し、当該配分された額のうち市町村の限度額を超える部分について、県が課税しており、具体的には、課税業務は以下の手順で行われることとなる。

大規模償却資産の所有者は、総務大臣に対して償却資産申告書を提出する。

総務大臣は、大規模償却資産について、固定資産評価基準によって償却資産を評価し、価格を決定し、関係市町村に価格を配分する。また、県知事に対し、償却資産の価額の合計額等を通知する。

県税事務所長は、県固定資産税の賦課決定をし、納税通知書を送付する。

(2) 賦課徴収に関する調査について

現在、県は、県固定資産者たる大規模償却資産を所有する事業者に赴くなどして償却資産を実地に調査したり、また、事業者に法人税又は所得税の申告書、固定資産台帳等の関係帳簿書類の閲覧を求めて調査したりは、特にしていない。

これは、県内の大規模償却資産は、二以上の都道府県にまたがって所在するものであるため、その課税標準は、総務大臣から配分された価格となることが地方税法により定められているため、県が独自に課税標準等を更正することはできない。したがって、税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合になしうる質問検査権を行使すべきでないという理由からである。

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

県固定資産税の課税事務及び徴収事務について特に記載すべき事項はない。

なお、電力会社が数ヶ所の発電所を廃止した際、設備の現状を残したまま帳簿上の価値をなくす措置で損金を計上したが、国税当局から否認されたケースが発生しているため、念のため申し添える。

．三重県総合税システムに関する情報セキュリティ監査の報告事項

1．総合税システムに関する情報セキュリティの概要

(1) 総合税システムの概要

総合税システムの機能と特徴

県の税務業務の遂行を支援する重要システムとして、県総合税システム（以下「総合税システム」という）が構築されている。当該総合税システムの主要機能は以下のとおりである。

< 総合税システムの主要機能 >

課税	個人県民税 県民税利子割 個人事業税 法人二税 不動産取得税 県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車二税	鉦区税 狩猟税 県固定資産税 軽油引取税 旧法による税 産業廃棄物税 配当割・譲渡割
共通	あて名管理 収納管理 滞納整理 返戻文書 帳票印刷	

（県総合税システムの概要から抜粋）

上記機能から明らかなように、総合税システムは県の税務業務の殆どをカバーしているシステムである。したがって、税務業務に係る大量のデータを保有していることになる。特定の個人等に対し税を賦課し徴収するという税務業務の特性を踏まえれば、これらのデータはいわゆる個人情報に該当するものが多いことが特徴であるといえる。

総合税システムの沿革

総合税システムが構築される以前は、各税目別のシステムがそれぞれ構築・運用されていた。

税務業務の利便性の向上を図るため、各税目別に分散していた情報システムを統合する形で総合税システムが構築され、平成13年より運用が開始された。

その後、平成14年より自動車二税、産業廃棄物税、外形標準課税に関する機能が段階的に追加され、また自動車税車検用納税証明書自動発行機が県税事務所及び自動車会議所において導入され、さらに平成17年に法人二税の電子申告の

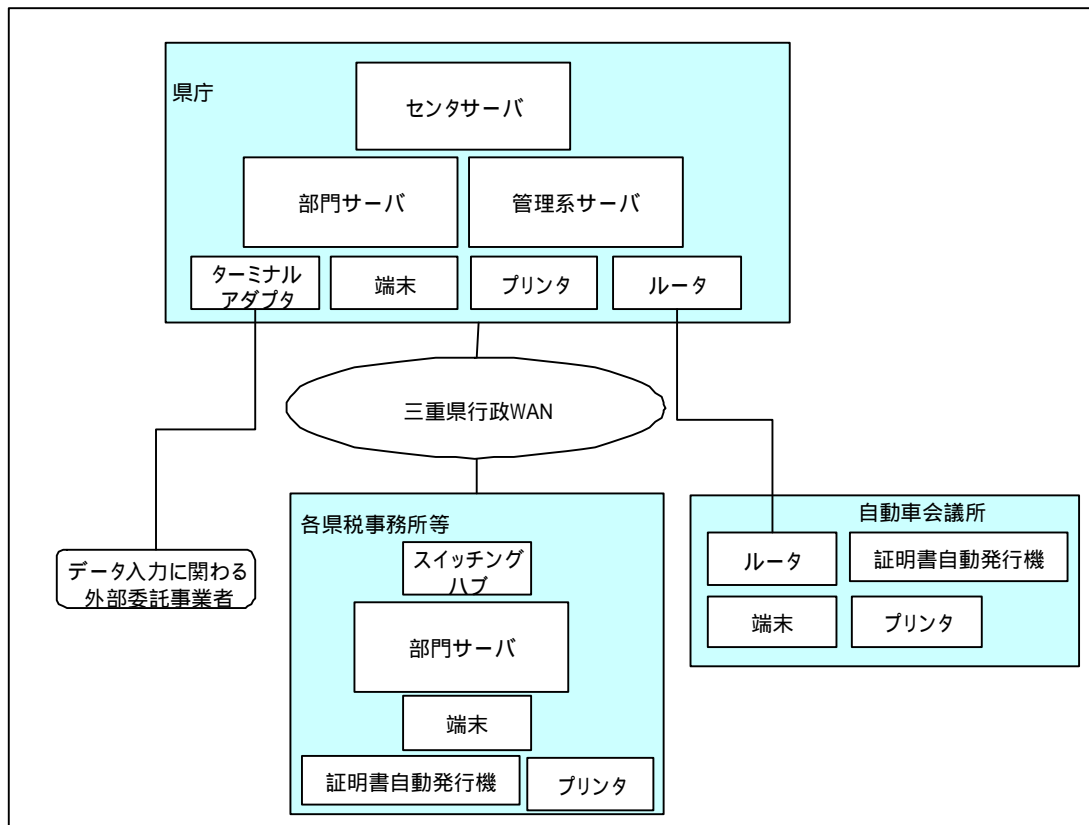
運用が開始されるなど、総合税システムが支援する業務の範囲は段階的に拡張している。

さらに、平成 17 年に各サーバ、端末機等の機器の更新に伴い、ハードディスクの暗号化や IC カードの導入が行われ、総合税システムは情報セキュリティの面からも強化が進んでいる。

総合税システムの構成

総合税システムはクライアント・サーバシステムの形態をとっている。すなわち、県庁の電子計算機室に設置されるセンタサーバ、各県税事務所に設置される部門サーバ及び専用クライアント端末間で主要処理を分割して実行している。各機器は LAN 及び県行政 WAN により結ばれている。なお、上記接続のほか、データ入力に関わる外部委託事業者及び 2 つの自動車会議所との間で、県行政 WAN を介さない接続が行われている。

以下に、総合税システムの構成の概略図を示す。



(総務局税務政策室回答資料を基に作成)

また、以下に総合税システムの主要な機器の構成を示す。

機器の種類	機器名	備考
サーバ	センタサーバ	県庁の電子計算機室に設置。 税務に関する主要なデータを保有。 税務に関する主要な処理を実施。 オンラインサーバ、バッチサーバ、テストサーバの計3台を保有。
	管理系サーバ	県庁の電子計算機室に複数台設置。 各種の運用管理を実施。 運用管理サーバ、ソフトウェア配布管理サーバ、ドメイン管理サーバ、自税証明書発行管理サーバ、セキュリティ管理サーバ、メール・WEBサーバと、その用途ごとに機器が分かれている。
	部門サーバ	県庁の電子計算機室に2台、各県税事務所に1台ずつ設置。 総合税システムの各種帳票出力、照会に係る処理の実施。 センタサーバと日次で同期処理を行う。
クライアント	税務端末	県庁の事務室、各県税事務所等及び自動車会議所に複数台設置。 総合税システムへの入力、照会、出力指示（専用端末）。
出力装置	税務用プリンタ	県庁のプリンタ室・事務室、各県税事務所等及び自動車会議所に複数台設置。 総合税システムから帳票を出力。
	証明書自動発行機	各県税事務所及び自動車会議所に設置。 総合税システム自税証明書の出力。
ネットワーク 関連機器	ターミナルアダプタ	県庁の電子計算機室に設置。 データ入力に関わる外部委託事業者との間で収納データの送受信を行う。
	ルータ	県庁の電子計算機室、自動車会議所に設置。 自動車会議所と総合税システムとのネットワーク接続を行う。
	スイッチングハブ	各県税事務所等に設置。 各県税事務所等と総合税システムとのネットワーク接続を行う。

（総務局税務政策室回答資料を基に作成）

総合税システムの管理組織

総務局税務政策室・電算グループが総合税システムの全体的な運営を担当している。電算グループにおいては職員7名のほか、嘱託職員2名をあわせた計9名により総合税システムの運營業務を実施している。

また、県は総合税システムに係る業務のうち、システム開発、維持管理、帳票出力・封入封緘、リース機器の保守、データ入力に関わる業務を外部事業者に委託しており、当該外部委託事業者の作業要員も電算グループの管理のもと、総合税システムの運營業務を支援している。

なお、総合税システムが接続される県行政 WAN の管理については、地域振興部情報基盤室が担当している。

(2) 三重県の情報セキュリティ施策の概要

三重県における情報セキュリティに係る取組みの沿革

県においては、これまで各種業務の本格的な情報システム化を順次実施してきた。それに併行して、情報基盤の整備も段階的に実施され、平成 9 年の本庁における行政 LAN の敷設を皮切りに、平成 10 年に本庁と総合庁舎を結ぶ行政 WAN への拡張、平成 12 年に単独地域機関を含む現在の行政 WAN が完成した。さらに平成 12 年には職員一人一台のパソコンを貸与する体制が整備されたこともあり、県の業務における情報システムの重要性が高まった。

情報システム及び情報基盤の拡張に伴い、平成 15 年に県行政 WAN 及びそれらに接続される端末、サーバ、通信関連の機器、配線及びそれらに記録されている情報資産を対象に、情報セキュリティ対策について総合的、体系的かつ具体的に取りまとめた「三重県電子情報安全対策基準」が策定された。

しかし、「三重県電子情報安全対策基準」においては、県行政 WAN に接続された情報システム、パソコンのみを適用範囲としていたため、各所属が独自に運用している情報システムなどに関するセキュリティポリシーが存在せず、セキュリティ対策にばらつきが発生するという問題点が生じていた。また、行政事務の遂行や県民サービスの提供に占める情報通信技術・基盤への依存度や、ウィルス、サイバー攻撃、不正アクセス、自然災害等情報通信技術・基盤への脅威は、一層増大する傾向にあった。このことを踏まえ、情報セキュリティ対策について改めて見直す必要性が生じ、平成 17 年 11 月に「三重県電子情報安全対策基準」の大幅な改正が行われた。

当該改正基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行される予定である。これに合わせ現在、各情報システムにおける情報システム管理者等により、各情報システムにおける具体的な実施手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」の策定等が鋭意進められている。

なお、以降の記載において、平成 17 年 11 月に改正された「三重県電子情報安全対策基準」を「(新)三重県電子情報安全対策基準」という。

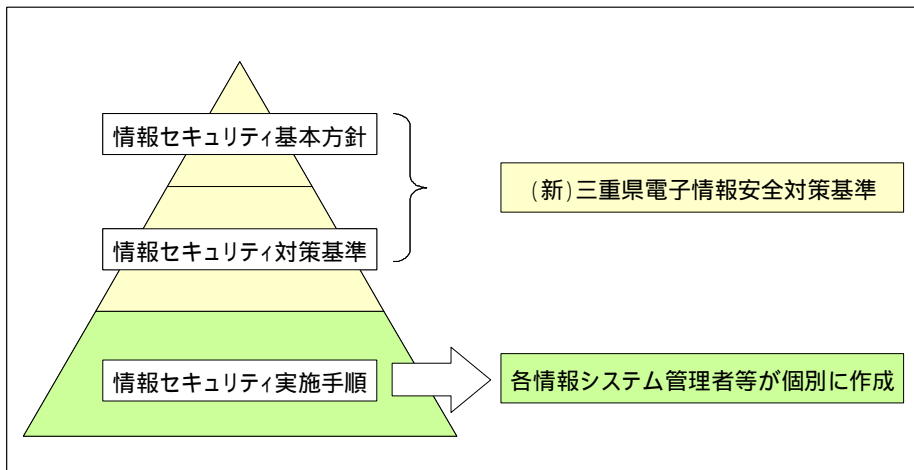
「(新)三重県電子情報安全対策基準」の構成

県における情報セキュリティ対策に関する規程は、最上位規程である「情報セキュリティ基本方針」、当該方針に基づき各情報システムに共通するセキュリティ対策に関する概要を定めた「情報セキュリティ対策基準」、各情報システムにおける情報セキュリティに関する具体的な実施手順を定めた「情報セキュリティ実施手順」より構成される。なお、「情報セキュリティ基本方針」と「情報セキ

「情報セキュリティ基本対策基準」をあわせて「(新)三重県電子情報安全対策基準」としている。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」はIT利活用推進本部が策定する。また、「情報セキュリティ実施手順」は各情報システムにおける情報システム管理者等が個別に策定する。

以下に上記規程類の関係を図示する。



「(新)三重県電子情報安全対策基準」に基づく県の情報セキュリティの主要推進組織

県庁全体の情報セキュリティの推進は、IT利活用推進本部が担当している。各部局等における情報セキュリティの推進は、情報セキュリティ総括責任者が担当している。各所属等における情報セキュリティの推進は、情報セキュリティ責任者が担当している。個別システムに関する情報セキュリティの推進は、情報システム管理者が担当している。

2. 実施した主な手続

IT利活用推進本部に対してヒアリングを実施し、県における情報セキュリティに対する取組みに関する基本方針を把握した。

総務局税務政策室の電算グループに対してヒアリングを実施し、総合税システムにおける情報セキュリティに対する具体的な対策について把握するとともに、各施設を視察し、その実施状況を確認した。

県税事務所(2ヶ所)に対してヒアリングを実施し、当該県税事務所における情報セキュリティに関する具体的な取組みや機器等の管理方針を把握するとともに、各施設を視察し、その実施状況を確認した。

なお、監査手続の策定、実施に際しては、総合税システムが大量の個人情報を有していることを鑑み、情報漏洩対策の状況確認に重点を置いた。

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

総合税システムに関する情報セキュリティに係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見は以下の項目に区分して記載する。

- 情報資産の分類と管理
- 物理的セキュリティ
- 人的セキュリティ
- 技術的セキュリティ
- 委託管理
- 運用におけるセキュリティ

< 情報資産の分類と管理 >

(1) 外部事業者との間における情報資産の受渡しに関する規制の強化

外部事業者と機密情報の受渡しを行う場合等、機密情報を組織の管理区域外に持ち出す場合、当該機密情報が外部に漏洩しないための適切な保護措置を施すことが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、重要な情報資産を記録した外部記録媒体を郵送等により送付する場合は、受領者を限定して確実に到達するような手段で送付すべき旨が記載されている。また、重要な情報資産を管理簿により厳重に管理することとし、外部に持ち出す場合は記録の残る方法により許可を受けなければならない旨が記載されている。

現状、総合税システムの運用業務においては、外部記録媒体に関する受渡しを外部事業者と行っている。しかし、当該外部事業者に渡した情報資産を管理簿により記録していない。また、重要な情報資産を記録した外部記録媒体の受渡しに関し、施錠されたジュラルミンケースの箱に用いるなど、厳重な保護措置が講じられているものもあるが、カッター等による開封が可能な物により受領が行われているものもある。

県が保有する重要な情報資産が万一漏洩した場合、その漏洩経路を明確にし、防止策を新たに策定するとともに、責任の所在を明確にすることが重要となる。そのため、どの外部事業者にどのような情報資産を渡したかを把握できる管理簿を作成することが望ましい。

また、重要な情報資産が外部事業者への送付中に紛失、漏洩する危険性を軽減するため、開封が可能な物が用いられている外部事業者との間における重要な情報資産を記録した外部記録媒体の受領に関し、より厳重な保護措置の実施可否を検討することが望ましい。【意見】

(2) 常駐外部委託事業者による情報資産の持ち出しに関する規制の強化

外部委託事業者が常駐する場合、機密情報が当該外部委託事業者により組織の管理区域外に持ち出されないための適切な保護措置を施すことが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、職員等及び外部委託事業者が業務上必要な場合において重要な情報資産を外部へ持ち出すときは、情報セキュリティ責任者の許可を受けるべき旨が記載されている。

現在、総合税システムに関連する業務のうち、システムの開発・維持管理業務に関する外部委託事業者が常駐している。総合税システムの開発・維持管理業務に関する委託契約書上、業務に係る資料等について業務の作業場所から搬出する必要が生じた場合は、書面による事前の承諾を得てから行うべき旨が記載されている。しかし、当該業務の作業場所が具体的にどこであるかが委託契約書において特定されておらず、必ずしも明確になっているとはいえない。

常駐する外部委託事業者の作業場所を特定しないことにより、作業場所とは特定の室なのか、特定の建物なのか、外部委託事業者の事業所を含むのかなどの解釈にずれが生じ、不正又は誤認により県が承認しない機密情報の外部への持ち出しが行われてしまうおそれがある。そのため、総合税システムの開発・維持管理業務に関する委託契約書上、常駐者の作業場所を明示することが望ましい。

【意見】

(3) 外部委託事業者に渡した情報資産の保管に関する規制の強化

外部委託事業者に機密情報を渡す場合、当該機密情報を外部委託事業者から漏洩させないために、外部委託事業者に対し適切な保護措置を求めることが望ましいとされる。

「三重県個人情報取扱事務委託基準」においても、個人情報取扱事務を外部事業者に委託する場合に必要なに応じて契約書等に盛り込む事項として、情報資産の保管場所及び保管方法の指定があげられている。

総合税システムにおいては、データ入力に関わる業務に関しては2社、帳票出力・封入封緘業務に関しては1社の外部事業者による業務を委託しており、当該事業者の事業所において県の機密情報が保管されることになる。これに即応し、データ入力に関わる業務を委託する外部事業者のうち1社との間においては、契約書上、機密情報の保管に関し必要な処置を講じ、善良なる管理者の注意義務をもって保管しなければならない旨が記載されているとともに、機密情報の保管場所及び保管方法につき、別途文書により報告を受けている。しかし、データ入力に関わる業務を委託する外部事業者のうち他の1社との間で締結された確認書においては、機密情報の保管に関する特段の記載はない。また、帳票出力・封入封緘業務を委託する外部事業者との間で締結された契約書においては、機密情

報に関し善良な管理者の注意をもって使用保管しなくてはならない旨の記載はあるものの、具体的な保管場所及び保管方法に関する特段の記載はない。

機密情報の保管場所が県庁舎内であっても、外部委託事業者の事業所であっても、県が保有する機密情報である以上、県の責任において厳重に管理すべき点において相違はなく、万一機密情報が外部委託事業者より漏洩した場合においても、県が負うべき責任は軽減されるものではない。そのため、機密情報の保管場所及び保管方法につき特段の合意のないデータ入力に関わる業務及び帳票出力・封入封緘業務に関する外部委託事業者との間に締結した確認書・契約書において、受渡した機密情報を適切に管理すべき旨の条項を追加するとともに、具体的な保管場所及び保管方法について別途書面により合意することが望ましい。【意見】

(4) 情報資産の管理方法の強化(電子データ)

電子データは複製並びに外部記録媒体による持ち出しが容易であるという特性を持つため、機密情報に関する不要な電子データは可能な限り保有しないことが望ましいとされる。

総合税システムは、専用端末からのみ利用が可能なシステムであり、当該端末以外において総合税システム上の情報を利活用しないことが原則とされている。しかし、現状の総合税システムの運用において、以下の検討すべき状況が認められた。

- ・ 総合税システムにおいて約 100 種類の帳票につき、データファイルを出力する機能が設定されている。
- ・ 県税事務所において、当該データファイルを外部記録媒体によりファイルサーバに移動し、当該ファイルサーバにおいてデータファイルを表計算ソフトにより表示・加工する業務が行われている。
- ・ 当該データファイルを使用する業務において、利用される外部記録媒体や共有端末上のデータファイルの管理に関する手続等が定められていない。

機密情報の流出経路を可能な限り限定する観点から、総合税システムにおいて以下の施策につき検討するべきである。

- ・ データファイルの出力が業務上必要な帳票の見直し(データファイルの出力機能を有する約 100 種類の帳票を必要最低限の種類に絞り込み、帳票や総合税システム上の画面による代替を図る)。
- ・ データファイルのダウンロードが可能なユーザの限定。
- ・ 外部記録媒体を使用する端末の制限。
- ・ ファイルサーバにおける当該データファイルの管理に関する手順書の作成(過去ファイルを速やかに削除するための手続、バックアップ取得・保管ルール、他の端末への移動の禁止等)。

- ・ データファイルの移動において使用する外部記録媒体の管理に関する手順書の作成（使用する外部記録媒体の特定、ファイル移動における切取り機能の利用、当該媒体の保管ルール等）。

【結果】

（５）情報資産の管理方法の強化（用紙/帳票）

機密情報を出力した紙媒体や機密情報を出力するための専用用紙の管理に関しては、以下を考慮することが望ましいとされる。

- ・ 機密情報の不正な流出を防止する観点から、紙媒体による機密情報に係る出力情報を厳重に管理する。
- ・ 万一機密情報が流出した場合において負担すべき責任を限定する観点から、機密情報を廃棄する際、廃棄記録を作成・保管する。
- ・ 虚偽の資料・帳票が外部において作成される危険性を軽減する観点から、専用用紙についても厳重に管理する。

これらを踏まえた場合に、現状の総合税システムの運用において、以下の検討すべき事項が認められた。

- ・ 税務政策室や県税事務所において、総合税システムより出力された書類・帳票が、プリンタ室や他の事務所の出力帳票と同じ室に保管されている（税務に関連する機密情報は、県庁における他の事務所の担当者に対しても閲覧・持ち出しが認められるものではない）。
- ・ 税務に関する機密情報の出力帳票は、一定の保管期間を経過すると廃棄されているが、廃棄記録は特段確認されなかった。
- ・ 県の公印が押下された専用用紙が施錠されていない室又はロッカーに保管されている（県の公印が押下された専用用紙は、印字又は手書きにより虚偽の内容が記入された場合においても、県が承認した正式な資料としての効力を有すると解される可能性がある）。

機密情報の不正な流出の防止、機密情報漏洩時における負担すべき責任の限定、虚偽の資料・帳票が外部において作成される危険性の軽減する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・ 総合税システムより出力された紙媒体による機密情報は、プリンタ室や他の事務所との共有の室に保管せず、総合税システム専用の常時施錠された場所に保管する。
- ・ 廃棄する機密情報に係る出力情報の廃棄記録を作成・保管する。
- ・ 県の公印が押された専用用紙についても総合税システムより出力された紙媒体による機密情報と同様の厳重な管理を行う。

【意見】

< 物理的セキュリティ >

(1) 電子計算機室等の入退室管理の強化

無権限者による機密情報へのアクセスを防止する観点から、機密情報が保管される室への入退室は厳重に管理されることが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、最高レベルに該当する管理レベル3の入退室管理領域は、常時施錠管理されており、セキュリティカードなどによる入退室管理が行われているべき旨が定められている。

現状、総合税システムのセンタサーバ等が設置されている電子計算機室等における入退室管理に関しては、「吉田山会館電子計算機室及び関連施設入退室管理要領」(以下「入退室管理要領」という)にて一定の管理事項が定められ、これに基づき入退室管理が行われているものの、以下の検討すべき事項が認められた。

- ・ 電子計算機室等の施設は、税務政策室電算グループが管理する総合税システムのほか、他組織が管理するシステムにおいても使用されている。しかし「入退室管理要領」において、どちらの組織のどの職務者が電子計算機室等の管理者の役割を担うかに関する記載はなく、電子計算機室等の一義的な管理者が不明確である。
- ・ 電子計算機室等の入室証の発行に関する手続は「入退室管理要領」において定められているものの、入室証の返還に関する手続が定められていない。
- ・ 電子計算機室等の入退室はセキュリティカードや指紋認証システムにより管理されているが、当該入退室管理システムより登録情報のリストを出力することができない。そのため、当該入退室管理システムにおける実際の登録情報と管理簿との照合を行うことができず、入退室が許可された者のみが当該入退室管理システムに登録されていることを確認することができない。

電子計算機室等の入退室が可能な権限者に関する最新の情報を常時把握し、無権限者による機密情報へのアクセスを防止する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・ 電子計算機室等の施設が、他組織が管理するシステムと共同で使用されていることを踏まえ、当該施設の一義的な管理者を明確にした上で、「入退室管理要領」に記載する。
- ・ 「入退室管理要領」において、入室証の返還に関する手続を定めるとともに、入退室が可能な要員の見直しを定期的に行う。
- ・ 入退室管理システムより登録情報のリストを出力するとともに、管理簿との照合を定期的実施した上で、当該照合結果につき電子計算機室の管理者等による承認を行う。

【意見】

(2) ネットワーク（配線）の管理の強化

情報システムへの不正なアクセスを制限する観点から、当該システムに接続するために設置されるハブに関し、配線の変更、追加を行うことができないようにするための保護措置を施すことが望ましいとされる。

「（新）三重県電子情報安全対策基準」においても、ネットワークを構成する通信関連機器等のネットワーク接続口は、権限を有しない者が配線を変更、追加できないように必要な措置を施さなければならない旨が記載されている。

これらを踏まえた場合に、現状の総合税システムの配線管理に関し、以下の検討すべき事項が認められた。

- ・ 総合税システムに接続されている県庁及び県税事務所に設置されたハブの大部分は、職員等の机の下等に設置されており、利用者等が配線の変更、追加を容易に行うことが可能な状況にある。
- ・ 本庁及び県税事務所に設置されたハブの空きポートが閉じられていない。

総合税システムへの承認されない不正なアクセスを制限する観点から、総合税システムのネットワーク接続に利用するハブなどの通信関連機器に関し、以下施策につき検討することが望ましい。

- ・ 床下等利用者等が容易に触れることができない場所への設置
- ・ ネットワーク接続口における全ての空きポートの閉鎖

【意見】

<人的セキュリティ>

(1) 利用者向けの情報セキュリティに関するマニュアルの作成

情報システムの利用者が多数に上る場合、情報セキュリティに関する各利用者の知識レベルや判断基準にばらつきが生じる。そのため、情報システムの利用に係るセキュリティ水準を一定以上に確保する観点から、情報セキュリティに関するマニュアルを作成し、当該情報システムの利用者に周知させることが望ましいとされる。

総合税システムは、全ての県税事務所の職員が利用者である。このことを踏まえれば、総合税システムの利用において遵守すべき事項を包括的に取りまとめた手順書が作成されるべきであるが、現状 IC カードなど一部の取扱いを除き、情報セキュリティに関するマニュアルが策定されていない。

総合税システムの利用に係るセキュリティ水準を一定以上に確保する観点から、利用者に対し、遵守すべき事項を包括的に取りまとめた情報セキュリティマニュアルを作成することが望ましい。

当該遵守事項を定めるにあたり、以下の内容を考慮することが望ましい。

〔物理的セキュリティ〕

- ・ 県税事務所における部門サーバの、常時施錠されたレベル 2 以上の領域における設置の義務付け。
- ・ 税務端末に関し、ワイヤーによる固定若しくは施錠可能なロッカーに格納するなどの物理的施策の実施の義務付け。
- ・ 税務端末の外部への持ち出しの原則禁止、及び、例外的に持ち出しを行う際の情報セキュリティ責任者の承認の取得。

〔ネットワークへの接続〕

- ・ 総合税システムの専用端末以外の端末による総合税システムのネットワークへの接続の禁止。
- ・ 総合税システムに接続するハブなどのネットワーク接続口の空きポートの閉鎖。
- ・ 総合税システムに接続に関する配線の変更を行う際における情報セキュリティ責任者の承認の取得。

〔ユーザ ID、パスワードの管理〕

- ・ 総合税システムのログインパスワードの口外の禁止。
- ・ 総合税システムのログインパスワード通知メモの管理手続。
- ・ 出社時及び帰宅時における IC カードの鍵付きロッカーなどへの保管の義務付け。

〔ファイルの管理〕

- ・ 電子データによる保有を必要最小限とすべきことの徹底。
- ・ 外部記録媒体を利用する際の保管及びデータ削除の手続。
- ・ 共有端末を利用する場合における厳重なファイル管理（不要なファイルの削除、バックアップ取得・保管ルール、他の端末への移動の禁止等）の実施。

〔ウィルス対策〕

- ・ 税務端末におけるウィルス感染時におけるネットワークの切断とヘルプデスクへの報告の手続。

〔その他〕

- ・ 総合税システムより印刷した帳票に関するプリンタからの速やかな回収。
- ・ 税務端末への認められないソフトウェアのインストールの禁止。
- ・ 総合税システムの利用時に離席する際のログオフの徹底。

【結果】

（ 2 ）教育・訓練の実施

情報システムの利用に係るセキュリティ水準を一定以上に確保する観点から、情報システム管理者は当該情報システムの利用者に対する教育・訓練を継続的に実施することが望ましいとされる。

「（新）三重県電子情報安全対策基準」においても、IT利活用推進本部が職員等及び外部委託事業者に対し、情報セキュリティに関する普及・啓発又は研修等の機会の提供を行わなければならない旨が記載されるとともに、情報セキュリティ責任者は、所管組織内における職員等に対する情報セキュリティに関する教育、訓練、助言及び指示を行う役割と責任を負う旨が記載されている。

現状、県において、IT利活用推進本部が情報システム全般のセキュリティに関する概括的な研修を実施している。しかし、情報システム管理者や情報セキュリティ責任者等による総合税システム固有の情報セキュリティに関する教育・研修等は特段確認されなかった。

上記（１）のマニュアルを踏まえ、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者は、総合税システムの利用において必要な情報セキュリティに関する教育・研修等を継続的に実施することが望ましい。【意見】

<技術的セキュリティ>

（１）コンピュータウィルス対策の強化

コンピュータウィルスが情報システムに与える影響に対処する観点から、コンピュータウィルスに対する適切な対応策を実施することが望ましいとされる。

「（新）三重県電子情報安全対策基準」においても、ネットワーク管理者は所管するネットワークに接続する情報システムがウィルスによる脅威から守られるように必要な措置を講じなければならない旨が、また、情報システム管理者はウィルスに関する情報収集に努めること、ウィルス情報について、利用者に対する注意喚起を行うこと、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを常に最新の状態に保つことなどが記載されている。

これらを踏まえた場合に、現状の総合税システムのコンピュータウィルス対策に関し、以下の検討すべき事項が認められた。

- ・ センタサーバにおいて、ウィルス対策ソフトの導入等、コンピュータウィルスに対する施策が実施されていない。
- ・ 税務端末において、導入されたパターンファイルのバージョンについては、外部委託事業者より定期的に文書により報告を受けているが、当該報告においては、現在インストールされたパターンファイルのバージョンが記入されているのみであり、そのバージョンにつきソフトウェアメーカーが提供する最新のものであるかどうかを把握することができない。

センタサーバの当該OSは、その他のOSに比べてコンピュータウィルスによる被害を受ける可能性は相対的に低いといえる。さらに、総合税システムはインターネットにも接続されておらず、ウィルスの感染経路が少ないことから、ウィルスの脅威にさらされるリスクは相対的に低いといえる。しかし、当該センタサー

バには、県の税務業務に関する重要な情報が多く存在し、万一コンピュータウィルスの被害にさらされたときの影響の重大性は非常に高いこと、近年、当該 OS を標的としたコンピュータウィルスも増加しつつあること、当該 OS に対応したウィルス対策ソフトは市場においても販売されており、その入手は特に困難ではないことを考慮すると、センタサーバにおいてもウィルス対策ソフトを導入すべきである。

また、コンピュータウィルスのパターンファイルは頻繁に更新されるものであり、ウィルス対策ソフトは、パターンファイルに存在しないウィルスに対しては無効である。そのため、税務端末にインストールされるパターンファイルが常に最新の状態であることを確保する必要がある。当該観点から、税務政策室電算グループは最新のパターンファイルのバージョンを定期的に把握し、外部委託事業者より報告された各税務端末のバージョンが最新のものであることを確認すべきである。【結果】

(2) 機器設定等に関する検討の必要性

情報システムが稼動する各サーバ、端末において、セキュリティホールとなりうる要因を可能な限り排除する観点から、必要なユーティリティソフトウェアを特定した上で、不要なものを削除することが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、情報システム管理者等は、情報システムなどに関して、未使用又は不必要なユーティリティソフトウェアを全て停止又は排除すべき旨が記載されている。

現状、総合税システムの各サーバ、端末において、未使用又は不必要なユーティリティソフトウェアの停止又は削除が実施されているか否かは確認できなかった。

総合税システムが稼動する各サーバ、端末において、セキュリティホールとなりうる要因を可能な限り排除する観点から、維持管理業務を委託する外部事業者に対し、サーバや端末には必要なユーティリティソフトウェアだけがインストールされていることを書面により確認することが望ましい()。【意見】

()サーバや端末において、ユーティリティソフトウェアなどがアプリケーションの稼動に与える影響は複雑であり、不要なものを特定するにあたり、慎重な検討が必要となることに留意が必要である。

(3) 管理者権限の ID に対する管理強化

情報システムの設定につき無制限の権限を有する管理者権限の ID は、情報システムにおけるあらゆる設定を自由に行うことが可能である。そのため、当該管理者権限の ID を無権限者が利用することにより、情報システムに重大な影響が生じる可能性を考慮し、厳重に管理されることが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、情報システム管理者等は、所管する情報システムなどを管理するための管理用の ID を作成し、厳重に管理しなければならない旨、及び、情報システム管理者等は、管理用の ID を使用できる者を指名することとし、その作成は必要最小限にとどめるとともに、管理用の ID による情報システムなどへのアクセスが必要最低限となるよう運用しなければならない旨が記載されている。

現状、総合税システムにおいて、センタサーバ、部門サーバ、各サーバ上のデータベース、各税務端末において管理用の ID が設定されている。これに対し、各管理用の ID の利用可能なメンバーを記載した名簿が作成されるなど、一定の管理状況が認められるものの、以下の検討すべき事項が認められた。

- ・ センタサーバ、データベースのシステム上、名簿に記載されておらず、かつ、その用途が確認されていない管理用の ID (システム上デフォルトで作成されているアカウントなど) が残存していた。
- ・ センタサーバ、データベースにつき、本稼動システムと開発用システムともに同一の管理用の ID が作成されており、結果的に開発用システムの管理者権限が付与された開発要員は、本稼動システムにおいても管理者権限を行使できる状況になっている。
- ・ 本稼動システムの管理用の ID は日常業務において頻繁に利用されるものではなく、業務上必要な場合においてのみ貸与すれば足りるものである。しかし、管理用の ID は開発、維持管理業務を委託する外部事業者に常時付与されており、その貸与及び返還や貸与後のパスワードの変更は実施されていない。
- ・ システム上デフォルトで作成されている管理用の ID のパスワードは機器ごとに共通であり、容易に知りうるものであるが、当該パスワードの変更を指示している書面は確認されなかった。

総合税システム(本稼動)における管理用の ID の無権限者による利用を排除する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・ 不要な管理用の ID は削除する。
- ・ 本稼動システムの管理用の ID、パスワードは開発用システムと明確に分離し、開発業務や維持管理業務の外部委託事業者に管理用の ID を付与する場合に、業務権限を超えた範囲でのシステム権限が付与されないようにする。

- ・ 管理用の ID は情報システム管理者が管理し、開発業務や維持管理業務の外部委託事業者が利用を必要とする場合のみ、申請に基づき貸与するとともに、利用後は情報システム管理者がパスワードを変更する。
- ・ システム上デフォルトで作成されている管理用の ID のパスワードの変更を必ず要求する。

【結果】

(4) 開発要員による本稼動システムへのアクセス制限

本番データへの無権限者によるアクセスを制限する観点から、本稼動システムへのアクセスが不要な開発要員による本稼動システムへのアクセスを制限するとともに、開発用システムに移行する本番データの厳重な管理のための適切な処置を施すことが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、情報システム管理者等が、原則、実データを使用したテストを行ってはならない旨及び実データを使用しなければ十分なテストができないなどやむを得ない事情がある場合には、個人情報を削除又は別の情報に置き換えるなど十分な対策を実施した上で使用しなければならない旨が記載されている。

現状、開発要員の本番データへのアクセス制限及び開発・テスト環境における本番データの使用に関し、以下の検討すべき事項が認められた。

- ・ 開発を担当する外部委託事業者の要員には、本稼動システムのネットワークにログインするための IC カードが付与されている。また、本稼動システムと開発用システムにおける管理用の ID 及びパスワードは同一である。そのため、開発を担当する外部委託事業者の要員は、本来の業務権限上は不要な本稼動システムへの無制限のアクセスが可能となっている。
- ・ 開発用システムへの本番データの移行に関する特段の制限（原則禁止や承認手続等）は確認されなかった。
- ・ 開発用システムへ本番データを移行した場合において、その使用後に当該本番データの削除を行うべき旨がルール化されていない。
- ・ 本稼動システムとテスト用システムとの間で同期処理が実施され、テスト用システムに機密情報を含む本番データが移行されており、本稼動システムへのアクセス権限を有すべきでない開発要員がテスト用システムにおいて本番データを利用することが可能となっている。

本番データへの無権限者によるアクセスを制限する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。但し、従前の実務上の業務運営との連続性やトラブルへの迅速な対応、さらに効率的な開発・維持管理の実施という観点を勘案すると、以下の施策を実行するには相当の困難が伴うことも想定される。したがって、施策の実施可能性に関しては慎重な判断が必要となる。

- ・ 開発要員に対し、本稼動システムのネットワークにログインするための IC カードを付与しない。
- ・ 本稼動システムと開発・テスト用システムにおいて異なるアクセス権限を設定し、開発要員には開発・テスト用システムへのアクセス権限のみを付与することにより本稼動システムへのアクセスを制限する。
- ・ 開発用システムへの本番データの移行を原則禁止とする。
- ・ 開発用システムへの本番データの移行を例外的に認める場合、機密情報にあたる項目を別の情報に置き換える処理を設ける。また、情報システム管理者の承認を得るとともに、利用後における当該本番データの速やかな削除及び削除した旨を記載した書面を入手する。
- ・ 本稼動システムとテスト用システムとの間の同期処理を行う場合において、機密情報にあたる項目を別の情報に置き換える処理を設ける。

【意見】

(5) ユーザによる総合税システムのアクセスに関する規制の強化

情報システムへの無権限者によるアクセスを制限する観点から、端末からのアクセスについても、適切な制限措置を施すことが望ましいとされる。

現状、総合税システムにおいて、以下の運用が行われている。

- ・ 総合税システムの利用後又は利用中に一時離席する場合において、ログオフをすべきことが特段推奨されておらず、実際に担当者が不在の端末において、総合税システムがログオフされていない状況が散見された。
- ・ 総合税システムの機能上、ログオフをした場合、ログイン画面に遷移するが、当該ログイン画面において前回ログイン時のユーザ ID 及びパスワードが表示される。そのため、利用者が仮にログオフをした場合においても、無権限者は画面に残存するユーザ ID、パスワードを利用して容易に総合税システムにアクセスすることが可能な状況にある。

上記は、端末操作が可能な場所にさえ行けば、無権限者でも総合税システムにアクセスできる状況であることを意味する。端末は、県税事務所のワークスペースに設置されており、一般人が入室可能な区域とはカウンターなどにより隔てられていることから、無権限者が容易に立ち入れる状況とはいえないものの、留意が必要である。

総合税システムの利用権限を有しない者による総合税システムへのアクセスを厳重に制限する観点から、以下の施策を実施することが望ましい。

- ・ 総合税システムの利用者に対し、離席時には総合税システムをログオフする運用を徹底させる。

- ・ 総合システムのログオフ時に遷移するログイン画面上、前回ログイン時のユーザ ID、パスワードをクリアするように機能を修正する。

【結果】

(6) 外部ネットワークとの接続における安全性の確保

特定のネットワークを多数の情報システムが共用する場合、不正若しくは誤ったアクセスを制限する観点から、特定システムのセグメントと共用ネットワーク間のデータ通信に関する適切なフィルタリングを設定することが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、情報システム管理者等は、ルータ及びファイアウォールなどに関して、未使用又は不要なポート及びプロトコル並びに不正な IP アドレスによる接続を排除するよう適切なフィルタリング設定を行わなければならない旨が記載されている。

現状、総合税システムは県の多数の行政機関において共用される県行政 WAN を介して県庁、各県税事務所等の主要なセグメント間のネットワーク接続がなされているが、各セグメント間で IP アドレスなどによる特段のフィルタリング設定は行われていない。

総合税システムに対する不正若しくは誤ったアクセスを制限する観点から、総合税システムの各セグメントのルータやスイッチングハブなどにおいて最低限必要なフィルタリングの設定を行い、県行政 WAN 上の膨大な通信のうち、総合税システムに関係しないものを極力排除するような処置を施すべきである。【意見】

(7) 外部ネットワークとの接続に関する承認

ネットワークの一元的な管理により統一的な安全措置を実施する観点から、ネットワークの安全管理に関しては一義的な責任を有する管理者を定めるとともに、当該ネットワークに機器を接続する場合における管理者による承認手続を定めることが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、外部とのネットワーク接続は必要最低限に止めるとともに、県が管理するネットワークと外部のネットワークを接続する場合は、外部ネットワークの管理者と当該接続機器等について協議の上、その管理責任を明確にしなければならない旨が記載されている。

現状、総合税システムにおける業務上の必要性のため、データ入力に関わる委託会社 1 社と、自動車会議所 (2 ケ所) が総合税システムのネットワークと直接接続されている。当該外部とのネットワーク接続に関し、税務政策室電算グループは総合税システムの稼動時にネットワーク管理者より口頭による承認を得ているとのことであるが、当該承認に関する文書は確認されなかった。そのため、数

年前に承認されたとされる外部との接続に関し、どのような協議を経た上で承認されたのかが不明確となっている。

万一総合税システムと外部ネットワークとの接続に関する重要な問題が生じた場合における責任の所在を明確にする観点から、総合税システムにおける現時点の外部との接続に関し、必要な協議を経た上で、ネットワーク管理者の承認を文書により得ることが望ましい。【意見】

< 委託管理 >

(1) 常駐外部委託事業者に対する監視の強化

外部委託事業者の要員が本稼動システムの操作等が可能な場所に常駐する場合、不正又は誤認に基づく権限外の作業の実施や、機密情報へのアクセスを防止するため、当該常駐者の作業状況を適切に管理することが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、外部委託事業者の作業中に身分の確認ができるように身分証明書の携帯を義務付けなければならない旨を記載するなど、外部委託事業者の作業状況を管理すべきことを指示している。

現在、総合税システムに関連する業務のうち、システムの開発・維持管理業務に関する外部委託事業者が常駐している。視察時において、総合税システムの開発に関する外部委託事業者が、重要な機密情報が保管されており、かつ、県の職員等による監視が届かない室で作業を実施している状況が認められた。

常駐者の作業場所を、県の職員等が作業状況を確認できる場所に限定することが望ましい。【意見】

(2) 委託先及び再委託先による確実な業務の履行の確保に関する規制の強化

重要な情報資産が漏洩した場合の責任は、外部委託先及び再委託先より漏洩した場合においても軽減されるものではない。そのため、情報システムの開発、維持管理、データ入力に関わる業務等を外部に委託する場合、当該外部委託先及び再委託先の事業者及び当該業務に従事する要員を把握するとともに委託契約において締結された内容につき、確実に履行されるための措置を講じることが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者等は、外部委託事業者から作業者の名簿及び契約に定められた資格を事前に提出させ確認させなければならない旨、外部委託事業者に対し再委託や再々委託を認める場合、本基準のうち外部委託事業者を対象とした規定の遵守や原契約の確実な履行が保証されるよう原契約に定めなければならない

旨が記載されている。また、「三重県個人情報取扱事務委託基準」において、再委託を承認する場合、書面を持って承認すべき旨が記載されている。

総合税システムにおいて、システム開発、維持管理、帳票出力、リース機器の保守、データ入力に関わる業務につき、複数の事業者への外部委託を行っている。しかし、一部の外部委託事業者との間において、以下の検討すべき点が認められた。

- ・ 委託業務に従事する要員の最新のリストを入手していない。
- ・ 再委託を承認する場合における申請が書面によりなされていない契約がある。
- ・ 再委託先を承認した場合における原契約の確実な履行が保証されるための契約がなされていない。

外部委託先及び再委託先による業務の確実な履行を確保する観点から、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・ 委託先及び再委託先を含む、委託契約に基づく業務に従事する要員に関する最新のリストの入手。
- ・ 総合税システムに関する業務を委託する外部事業者に対し、再委託を承認する場合における申請に関する書面の入手。
- ・ 特に再委託先が多い情報システムの開発、維持管理業務の委託先との契約における、再委託先に対しても原契約の確実な履行が保証されるための条項の追加。【結果】

(3) 契約条項の見直し

情報システムに関する業務を外部事業者に委託する場合、当該業務を遂行する上での様々なリスクに備えるために、必要な条項を盛り込んだ契約書を締結することが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」及び「三重県個人情報取扱事務委託基準」においても、委託契約を締結する場合において契約書に明記すべき事項が記載されている。

総合税システムにおいて、システム開発、維持管理、帳票出力・封入封緘、リース機器の保守、データ入力に関わる業務につき、複数の組織への外部委託を行っている。しかし、一部のデータ入力に関わる業務を委託している外部事業者との間においては、当該外部事業者が指定する協定書が締結されているにとどまっております。当該協定書において以下の点に関し、協定内容の記載に不足が認められた。

- ・ 機密情報が当該外部委託事業者の事業所において保管される場合における、保管場所及び保管方法に関する記載
- ・ 個人情報の取扱いに関する記載
- ・ 作業者の名簿及び契約に定められた資格を事前に提出させる旨の記載

- ・ 守秘義務に関する記載
- ・ 機密情報の複製又は複製の禁止に関する記載
- ・ 不要となった機密情報の廃棄・焼却・返却に関する記載
- ・ 外部への持ち出しを原則として禁止する旨の記載

協定書の記載事項に不足が見られたデータ入力に関わる業務において万一問題が生じた場合に責任の所在を明確にする観点から、上記の必要事項を含んだ協定書又は契約書の締結可否を検討することが望ましい。【意見】

<運用におけるセキュリティ>

(1) 障害管理の強化

情報システムを継続的に利用するにあたり、発生した全ての障害は、その影響の重大性を考慮した上で報告され、対策が検討されることが望ましいとされる。

「(新)三重県電子情報安全対策基準」においても、情報システム管理者等は、情報システムなどの障害に関する処理結果及び問題等を障害記録として体系的に記録し、常に活用できるよう保存しなければならない旨が記載されている。

現状、総合税システムにおける障害は、利用部門より発生が確認され税務政策室電算グループに連絡があったものにつき、「税務電算システム連絡票」によりその内容が報告され、「作業完了報告書」によりその対応結果が記録される。また、そのうち重大な影響が生じた障害に関し、総合税システムの維持管理業務を担当する外部委託事業者より別途報告がなされている。しかし、総合税システムの維持管理業務を担当する外部委託事業者において発生が確認された障害に関する記録・報告手続は特段確認されなかった。

総合税システムにおいて発生した障害を網羅的に管理するという観点から、外部委託事業者において発生が確認された障害も含めた総合的な障害の記録・報告手続を整備することが望ましい。そのためには、以下の施策につき検討することが望ましい。

- ・ 外部委託事業者より、総合税システムにおいて発生した全ての障害に関し、書面による報告を受ける。
- ・ 発生した障害を影響の重大性に基づいて分類するための障害レベルを設定するとともに、障害レベルに応じた報告手続を定める。
- ・ 月間、年間等、定期的に障害の発生に係る統計に基づく報告を受ける。
- ・ 発生した障害の原因や傾向の分析を行い、適切な障害対策の策定に役立てる。

【結果】

(2) 総合税システムの管理者が実施すべき情報セキュリティに関する管理マニュアルの整備

情報システムの管理者が当該情報システムに係る情報セキュリティを推進する上で実施すべき施策や考慮すべき事項は広範囲に渡るものである。したがって、これらの施策を漏れなく継続的に実施する観点から、情報システムの管理者が実施すべき事項を包括的に定めた管理マニュアルを整備することが望ましいとされる。

現状、総合税システムにおいて、情報システム管理者が情報セキュリティを推進する上で必要な施策や考慮すべき事項等に関する部分的な内容を記載したガイドラインは存在するものの、それらの内容に関する包括的な管理マニュアルは整備されていない。

総合税システムの管理者が情報セキュリティに関する施策を漏れなく継続的に実施する観点から、以下に記載した事項も含め、総合税システムの管理者が実施すべき事項を包括的に定めた管理マニュアルを整備することが望ましい。

〔情報資産の管理方法〕

- ・ 情報資産の重要性分類に基づくアクセス権限の設定に関する手続。
- ・ 職員等や外部委託事業者により、総合税システムの機密情報が外部へ持ち出される際における保護対策の実施、及び、どの事業者にどのような情報資産を渡したかを把握できる管理簿の作成に関する手続。
- ・ 外部委託事業者に重要な情報資産を外部記録媒体により送付する場合における、送付方法の厳重性を確保するための手続。
- ・ 紙媒体（出力済み帳票及び未出力の用紙）の保管手続。
- ・ 機密情報の廃棄記録の作成及び保管手続。
- ・ 総合税システムにおける重要なデータに関するバックアップの取得及び当該バックアップ媒体の管理に関する手続。

〔物理的セキュリティ〕

- ・ 管理区域の管理レベルに基づく機器の設置や入退室管理の実施に関する手続。
- ・ 電子計算機室等の機密情報が保管される室等における入退室可能な権限者の定期的な確認手続。
- ・ 総合税システムの稼動のために利用するサーバなどの機器に関する安全対策（ハードディスクの冗長化、予備電源の設置等）の実施に関する手続。
- ・ 上記の室等における入室証の配布及び返還手続。

〔技術的セキュリティ〕

- ・ サーバにおけるウィルス対策ソフトの定期的な実行及びパターンファイルの定期的な更新に関する手続。
- ・ 税務端末におけるウィルス対策ソフトに関するパターンファイルのバージョンが最新であることの継続的な管理に関する手続。

- ・ 各サーバ、端末におけるユーティリティソフトのインストール状況の把握に関する手続。
- ・ 各サーバ、データベース、端末における管理用の ID の管理に関する手続。
- ・ 総合税システムの利用者に付与したシステム権限と業務権限との間の整合性の定期的な確認手続。
- ・ 各県税事務所等において利用される IC カード、総合税システムへのログイン ID の配布・回収の管理に関する手続。
- ・ 総合税システムの開発要員による本番データへのアクセスを制限するための手続。
- ・ 総合税システムへのアクセスを認めるデータ通信の制御設定に関する手続。
- ・ 総合税システムに関する不正アクセスの防止やキャパシティ管理の実施のために必要な監視の実施に関する手続。

〔外部委託管理〕

- ・ 外部委託に伴い、委託契約を締結する際において、契約書への記載が必要な事項の整理及びそれに基づく契約の見直し及び新たな締結に関する手続。
（外部委託事業者が県庁舎内に常駐する際における作業場所の特定、機密情報が当該外部委託事業者の事業所において保管される場合における保管場所及び保管方法の合意、個人情報の取扱い、作業者の名簿及び契約に定められた資格を事前に提出させるべきこと、守秘義務を負うべきこと、機密情報の複写又は複製の禁止に関する記載、不要となった機密情報の廃棄・焼却・返却、外部への機密情報の持ち出しの原則禁止等）
- ・ 常駐する外部委託事業者の作業状況の監視手続。
- ・ 最新の書面の入手による外部委託事業者やその作業要員の把握に関する手続。

〔運用におけるセキュリティ〕

- ・ 総合税システムにおいて発生した障害の管理に関する手続。
- ・ 総合税システムに関する緊急時対応計画の策定及び当該計画に基づく緊急時の対応の実施に関する手続。

〔教育及び研修〕

- ・ 総合税システムの利用者に対する情報セキュリティに関する継続的な教育・研修の実施に関する手続。【意見】

第4．税外収入に関する外部監査の結果

このセクションでは、「外部監査の結果」として、県における税外収入の概要、事務の執行に関する合规性、経済性、効率性及び有効性について検討した結果を報告する。

．監査手続について

国の「三位一体の改革」が推し進められ大規模な税源移譲が実施された場合、自主財源の重要性は益々高まると予想される。自主財源とは県税、分担金及び負担金、使用料及び手数料等のように県が自ら賦課徴収することのできる歳入のことである。第1テーマとして自主財源の約60%を占める県税を選定したが、残りの40%を占める税外収入も同じ自主財源であることには変わりはない。また、税外収入の事務の中には公法上の収入として県税と共通する部分も多い半面、私法上の収入として全くその取扱いを異にする部分も多い。

以上の理由から今回第2テーマとして税外収入を選定した。

なお、税外収入は県税以外の全ての収入を指す場合があるが、県が自ら賦課徴収することのできる歳入、逆に言えば県民が直接、県に対して負担する歳入である自主財源としての税外収入を監査対象とした。

さらに、税外収入は項目が多岐にわたることから、監査実施に当たっては監査資源の効率的な配分を念頭に置き、以下の手順で重点項目を絞り込んだ。

まず、都道府県間の清算である地方消費税清算金、他会計との資金のやり取りである繰入金、前年度の剰余金である繰越金は県民と直接の関係がないため除外した。

また、過年度の県における包括外部監査のテーマの中には、財産の管理や貸付金等歳入の一部を部分的に監査の対象としたものもあったことから、重複を避けるため、諸収入のうち貸付金に関する収入と財産収入は除外した。寄付金についても金額僅少であることから除外した。

その結果、監査の対象とした自主財源としての税外収入は以下のとおりである。

- 1．分担金及び負担金
- 2．使用料及び手数料
- 3．諸収入（うち、貸付金に関する収入は除く）

監査の視点としては、主として収入未済額の生じている収入の項目について何らかの問題が生じている可能性が高いものとの判断から、16年度の決算書上、収入未済額が生じている項目について、その事務処理の適正性や効率性等の検討を行った。

まず、対象となった前述の3項目について、担当部局に対するヒアリングを実施し、収入未済が発生した原因等の説明を受け、問題となる事項がないかを検討した。

また、このうち諸収入は雑入や弁償金、過年度収入等多数の項目の集まりとなっていることから、誤りが生じやすい不定期的な収入事業について絞り込み監査を実施した。

なお、これらのうち弁償金、損害賠償金あるいは返還金等、既に県の支出が行われていることを条件として県に賦課徴収が認められる性質の収入については収入未済の根本原因が支出時の事務のあり方に起因している場合があることから、テーマの範囲内で支出事務についても監査対象とした。

・報告事項の構成について

発見された事項と表題項目は以下のとおりである。

- 1．地方税の延滞金
- 2．産業廃棄物の不法投棄に係る行政代執行弁償金
- 3．談合に対する損害賠償金
- 4．生活保護費返還金
- 5．心身障害者扶養共済負担金
- 6．高等学校授業料

上記の項目については、それぞれ1．制度の概要、2．県における状況、3．事務手続の概要、4．監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の順で記載している。

なお、監査の結果のうち、法令規則等に従い適切に処理されているかどうか及び地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則ってなされているかどうか、すなわち効率的かつ効果的な事務あるいは事業がなされているかどうかについての指摘事項については【結果】として表記し、それら以外に検討を要すべき事項として監査人が必要と認めて記載する指摘事項については、【意見】として表記している。

・報告事項

1. 地方税の延滞金

1. 制度の概要

(1) 概要

延滞金は本税が納期限までに納付されなかった場合に徴収されるもので、その納期限の翌日から納付日までの期間に応じ、本税に対して年 14.6%の割合（納期限の翌日から 1ヶ月を経過するまでの期間については特例基準割合、平成 16 年度の場合、年 4.1%）を乗じて計算される。現在の利率水準からすると高いように感じられるが、納期限を厳守した納税者との公平性あるいは催告に係る事務コストを考慮するとそれ程不合理な利率であるとはいえない。例えば自動車税 39,500 円を 1 年間支払わないと延滞金は 5,300 円となる。

このような延滞金の特徴として第一に挙げられるのは、その金額が本税が完納になって初めて確定するということである。すなわち本税が未納になっている間は日々年 14.6%の割合で増加し続け、本税が全て支払われたときにそれまでの延滞金が確定するのである。

二番目の特徴は納入額が調定額となるいわゆる事後調定であるため収入未済額が集計されないということである。本税であれば課される税額が確定したときに調定額として計上され未納分があれば収入未済額として集計されるのに対し、延滞金については納入された金額が調定額とされるため、調定額のうちの未納分を表す収入未済額が仕組み上集計されないことになるのである。

三番目の特徴として不納欠損額が集計されないということである。これも二番目と同様、納入額が調定額となる仕組みから派生するものである。本税であれば調定額のうち最終的に納付されなかった金額は不納欠損額として集計されるのに対し、延滞金については事後調定であるため調定額の中に不納となるものはもともと存在しないのである。

(2) 延滞金の免除

延滞金が免除される場合は以下のとおりである。

ケース	免除金額
1. (法第 15 条の 9 第 1 項) 納税者等がその財産につき災害を受けたため徴収猶予(注 1)したとき 納税者等が病気又は負傷のため徴収猶予したとき 又は に類する理由により徴収猶予したとき 法第 15 条の 7 第 1 項各号該当により滞納処分の執行を停止したとき	猶予又は停止をした税額の延滞金の金額のうち、その猶予又は停止をした期間に対応する部分の金額

ケース	免除金額
<p>2. (法第15条の9第1項) 納税者等がその事業を廃止又は休止したため徴収猶予したとき 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたため徴収猶予したとき 又は に類する理由により徴収猶予したとき 法定納期限から1年を経過した後に賦課したため徴収猶予したとき 法第15条の5第1項の規定による換価猶予したとき</p>	<p>猶予した税額の延滞金の金額のうち、猶予期間中において年14.6%の割合で計算される期間に対応する部分の金額の1/2</p>
<p>3. (法第15条の9第2項) 上記2の理由により徴収猶予又は換価猶予(注2)した場合で 納税者等の財産の状況が著しく不良なため、他の租税、公課又は私債権について軽減又は免除しなければその納税者等の事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その租税、公課又は私債権が軽減又は免除されたとき 納税者等の事業又は生活の状況により、その延滞金の金額の納付納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき</p>	<p>猶予した税額の延滞金の金額(上記2による1/2の免除部分を除く)のうち、その猶予期間に対応する部分の金額で納付納入が困難と認められるものを限度</p>
<p>4. (法第15条の9第3項) 更正の請求があり徴収猶予した場合</p>	<p>猶予した期間(延滞金が年14.6%の割合によって計算される期間に限るものとし法第15条の9第1項又は第2項の規定による免除期間は除く)に対応する延滞金の1/2</p>
<p>5. (法第15条の9第4項) 差押した場合又は担保の提供を受けた場合</p>	<p>差押又は担保の提供がされている間(延滞金が年14.6%の割合により計算される期間に限るものとし、第1項から第3項までの規定により延滞金の免除がされた場合にはその免除期間に該当する期間を除く)に対応する部分の金額の1/2を限度</p>

(注1) 徴収猶予とは、納税者等が一定の事由により徴収金を一時に納付納入できないと認められる場合に、納税資金の調達のための時間的余裕を与えるために、一定期間徴収を猶予して納税の緩和を図る制度。

(注2) 換価猶予とは、滞納処分を受けた滞納者について、その財産の換価を直ちにすることにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるときなどに、その換価を猶予して納税の緩和を図る制度。

(注3) 滞納処分の執行停止とは、滞納者に滞納処分できる財産がないとき、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどに、地方団体の長の職権によって滞納処分の執行を停止して納税の緩和を図る制度。

2. 三重県における延滞金の状況

総務局税務政策室が発行している税務統計書には延滞金の推移が以下のように示されている。

年度	延滞金
11年度	332,405千円
12年度	333,814千円
13年度	291,311千円
14年度	312,898千円
15年度	366,412千円
16年度	432,925千円

(「税務統計書」より抜粋)

3. 事務手続の概要

滞納されていた本税が完納されると延滞金が計算され、翌月20日頃に滞納者に対して納付書が発送される。なお、平成14年度からは本税において督促状が発付されていない場合翌々月20日頃に督促状が発付されている。

延滞金事務の二つの流れ

滞納本税と併せて延滞金を完納

滞納本税のみを完納

完結

計算により延滞金が確定

延滞金の納付書の発送

延滞金の徴収により完結

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 延滞金の把握

税務政策室に集計を依頼した結果、平成15年度末及び平成16年度末における本税が完納されたことによりその金額が確定した延滞金は以下のとおりと判明した。これによると平成16年度においては延滞金が約5億2千万円となっている。

平成15年度 (件数、千円)

事務所別	延滞金	
	件数	金額
桑名県税事務所	2,444	29,400
四日市県税事務所	4,833	113,123
鈴鹿県税事務所	4,797	99,626
津総合県税事務所	4,831	115,009
松阪県税事務所	2,608	95,334
伊勢県税事務所	3,974	54,569
上野県税事務所	3,094	57,157
紀州県税事務所	1,040	37,744
計	27,621	601,965

平成16年度

事務所別	延滞金	
	件数	金額
桑名県税事務所	1,815	24,447
四日市県税事務所	4,530	103,348
鈴鹿県税事務所	4,320	83,716
津総合県税事務所	4,660	97,941
松阪県税事務所	2,410	47,501
伊勢県税事務所	3,574	65,635
上野県税事務所	3,061	63,831
紀州県税事務所	855	34,017
計	25,225	520,439

各事務所分は千円未満切り捨てのため、計と一致しない。

(総務局税務政策室回答資料より)

なお、上記で算出された延滞金は本税が完納されて金額が確定したものである。したがって本税が滞納中で完納されていないために確定はしていないが日々発生している延滞金は含まれていない。現在の電算システムにおいては滞納者ごとで

あれば仮に今完納したとすれば延滞金がいくらになるかは画面上計算されるが、全ての滞納者については集計することはできない。

また、集計の結果、平成 15 年度及び平成 16 年度における延滞金の不納欠損額は以下のとおりと判明した。平成 16 年度においては延滞金の不納欠損額が約 10 億 1 千万円となっている。

平成 15 年度

(件数、千円)

事務所別	不納欠損額	
	件数	金額
桑名県税事務所	583	16,790
四日市県税事務所	1,464	27,671
鈴鹿県税事務所	1,091	76,356
津総合県税事務所	1,888	56,436
松阪県税事務所	1,111	15,943
伊勢県税事務所	1,794	81,742
上野県税事務所	738	22,217
紀州県税事務所	275	4,675
計	8,944	301,834

平成 16 年度

事務所別	不納欠損額	
	件数	金額
桑名県税事務所	968	18,670
四日市県税事務所	1,845	236,461
鈴鹿県税事務所	1,486	29,257
津総合県税事務所	1,390	38,218
松阪県税事務所	891	612,288
伊勢県税事務所	1,509	54,500
上野県税事務所	665	13,138
紀州県税事務所	314	7,526
計	9,068	1,010,062

各事務所分は千円未満切り捨てのため、計と一致しない。

(総務局税務政策室回答資料より)

滞納している本税については税目別に収入未済額及び不納欠損額が公表されているが、本税が完納されたことによりその金額が確定した延滞金は調定の必要がないため、統計数値として公表されていない。本税であれ延滞金であれ地方団体の徴収金に変わりはなく、徴収状況を把握する必要がある。【意見】

(2) 延滞金の管理状況

滞納が発生すると滞納整理票が発行され地区担当者ごとに整理される。本税が滞納されている間は、この滞納整理票に基づいて延滞金が管理されている。

一部の県税事務所では独自の判断で本税完納後、延滞金のみ滞納整理票を用いていたが、ほとんどの県税事務所では整理されていない。また電算システムには当然延滞金のデータが保存されているため、定期的に電算システムから出力される滞納繰越一覧表を基に延滞金のチェックを行うことは可能である。これも一部の県税事務所では実施されていたに留まり、ほとんどの事務所では有効利用されていない。滞納繰越一覧表を基に延滞金の徴収チェックを行う必要がある。

【結果】

本税であれば納税通知書、督促状、催告状等、複数回にわたって納税者との接触を図る仕組みができていますが、延滞金の場合は本税が完納されると翌月 20 日頃に延滞金の納付書が発付されるのみである。平成 14 年度からは本税において督促状が発付されていない場合、翌々月 20 日頃に督促状が発付される仕組みに変更している。本税の期限内納付を高めるための制度として本来の機能を発揮させるために延滞金を完全に徴収するためのさらなる努力が必要である。【結果】

2. 産業廃棄物の不法投棄に係る行政代執行弁償金

1. 制度の概要

(1) 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち法・政令で指定された 20 種類をいい、これに該当しないものは一般廃棄物として取扱われる。また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染症等人の健康又は生活環境への影響から見て特別の管理を要する廃棄物は、特別管理産業廃棄物として区分されている。

【業種に関係なく産業廃棄物に該当するもの】

産業廃棄物の種類	内 容
燃え殻	石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性の全てのもの
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係る全ての廃油
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとする全ての酸性廃液（中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取扱う）
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとする全てのアルカリ性廃液（中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取扱う）
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状の全ての廃プラスチック類
ゴムくず	天然ゴムのくず（合成ゴムは廃プラスチック類として取扱う）
金属くず	鉄くず、ブリキタンクくず、銅線くず、切削くずなど
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	廃空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラスなど、土器・陶器・磁器くず、耐火煉瓦くず、製品の製造過程等で生じるコンクリートくずなど
鉱さい	高炉・電気炉等からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、鋳物廃砂等
がれき類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）
ばいじん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
処分するために処理したもの（13号廃棄物）	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の種類の産業廃棄物に該当しないもの

（環境森林部作成「産業廃棄物処理の手引き」より抜粋）

【業種指定のあるもの】

産業廃棄物の種類	内 容
紙くず	1．建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの 2．パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、印刷業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの 3．PCBが塗布され、又は染み込んだもの
木くず	1．建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの 2．木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの 3．PCBが塗布され、又は染み込んだもの
繊維くず	1．建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの 2．繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの 3．PCBが塗布され、又は染み込んだもの
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
家畜ふん尿	畜産農業に係るもの
家畜の死体	畜産農業に係るもの
動物系不要固形物	と畜場、食鳥処理場において、とさつなどあるいは食鳥処理した獣畜等に係る固形状の不要物

（環境森林部作成「産業廃棄物処理の手引き」より抜粋）

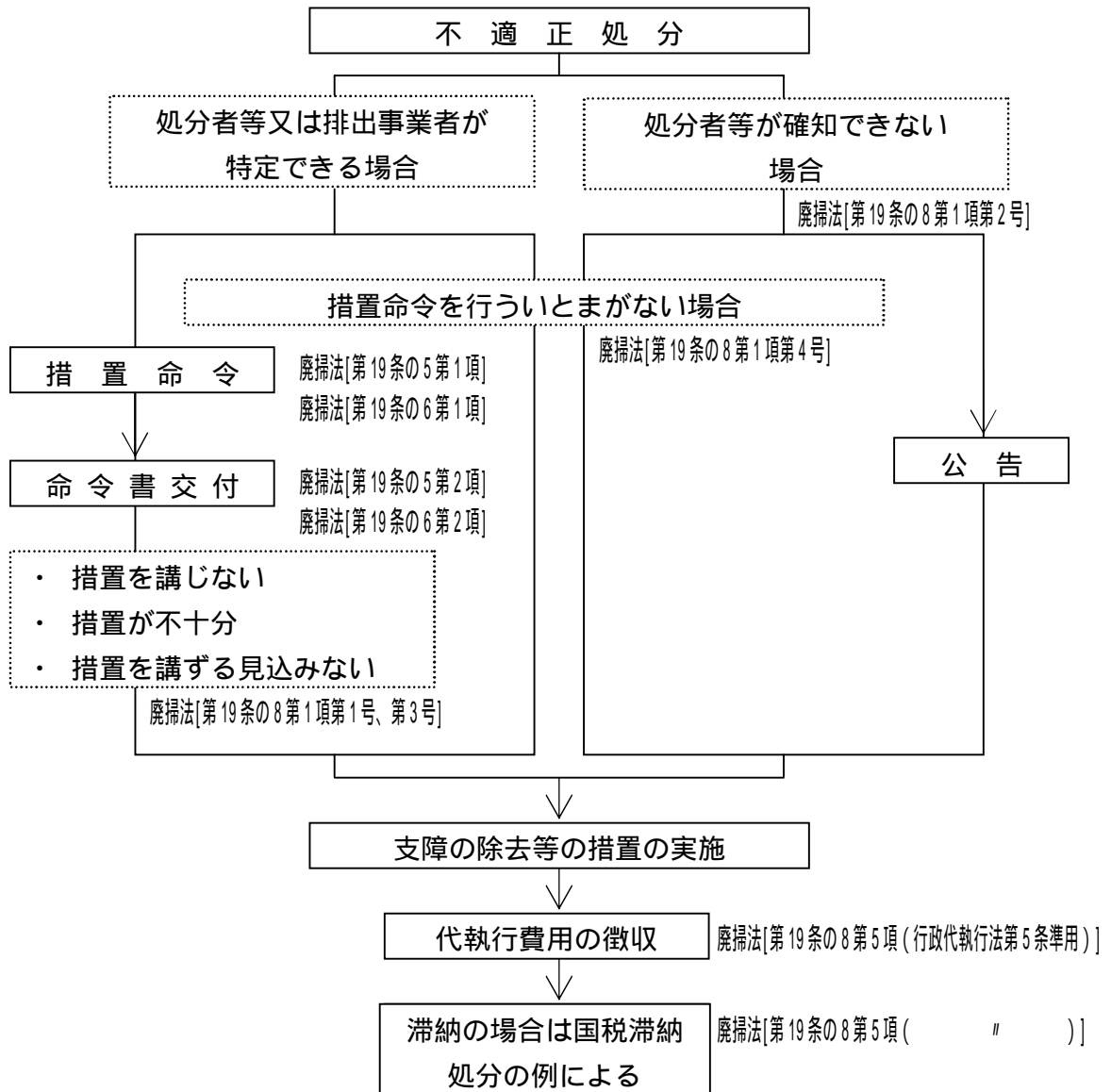
（２）産業廃棄物処理

産業廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）」に基づいて、その排出が抑制されるとともに分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の適正処理が求められている。排出事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を自らの責任において適正に処理し、運搬又は処分を他人に委託する場合には県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託しなければならない。また最終処分が終了するまで産業廃棄物管理票（マニフェスト）で把握する必要がある。一方、県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者は、収集した産業廃棄物を産業廃棄物処理施設等まで運搬し、最終処分場を含む産業廃棄物処理施設の設置者はその維持管理を適切にしなければならないこととされている。なお、産業廃棄物以外の一般廃棄物については市町村の管轄となっている。

(3) 不法投棄に対する措置

これらのルールに違反し産業廃棄物について不適正処分（不法投棄）がなされた場合、県は、不法投棄をした者等に対し生活環境保全上の支障を除去するよう措置を命ずる。措置命令対象者は平成 12 年の法の改正により拡大し、管理票に関する法律上の規定に違反した者、及び不適正処分に関与した者、さらには一定の要件を満たした排出事業者も措置命令の対象となった。しかし、不法投棄者等が措置を講じないとき、措置が不十分なとき又は措置を講ずる見込みがないとき、さらには緊急に支障等の除去等の措置を講ずる必要がある場合において措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき、不法投棄者等が不明なときには、県知事が自ら支障の除去等の措置を講じることになる。いわゆる行政代執行である。

行政代執行の流れ



(環境森林部回答資料より)

行政代執行に要した費用は、納期限を定め不法投棄者等から徴収する。納期限まで完納されない場合は、民事上の手続きではなく国税滞納処分の例により徴収することになり、滞納処分の停止を行うか5年の時効にならない限り債権は消滅しない。国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有し、徴収したときに県の収入となる。なお、代執行に要した費用についてはほとんど回収不可能なケースが多いため、行政代執行に踏み切る時期、あるいは採用すべき除去方法について慎重な判断が求められる。

過去に実施された行政代執行のうち費用が5億円を超えたもの

執行した県	執行開始時期	執行費用	産業廃棄物の内容
秋田県	平成11年1月	10億8,600万円	廃油ドラム缶等
福島県	平成10年11月	43億8,000万円	廃油ドラム缶等
和歌山県	平成12年5月	7億7,000万円	ダイオキシン汚染土

(読売新聞平成13年6月4日記事より)

(4) 不法投棄に対する財政支援

不法投棄された産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、平成24年度までの特別措置として「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行されている。この法律によって都道府県が実施する支障除去等事業に関して、(財)産業廃棄物処理事業振興財団から代執行費用の3分の1以内の国庫補助等を受けるとともに、差額についても地方財政法による地方交付税交付金対象若しくは地方債の起債特例により財源が確保されている。

2. 三重県における状況

(1) 不法投棄の発見状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
発見件数(件)	非集計	59	72	92	63
発見投棄量(t)	23,215	977	6,124	21,650	2,884

(環境森林部回答資料より)

(2) 監視指導体制

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
県職員	5	10	10	10	11
警察官	5	10	10	10	5
計	10	20	20	20	16

(環境森林部回答資料より)

平成 16 年度は、1 班 2 名の 8 班体制とし、本庁待機 1 班、北勢地域 2 班、津伊賀地域 1 班、その他の地域 1 班、広域班 3 班の体制で実施している。

(3) 監視指導状況

(件)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
監視指導	2,512	2,916	3,072	2,858	2,667
行政指導等	872	1,305	1,231	1,103	1,008

(環境森林部回答資料より)

平成 16 年度の行政指導等の内訳は、指導（口頭指示を含む）999 件、改善命令 3 件、措置命令 3 件、取消処分 1 件、その他 2 件である。

(4) 通報件数

(件)

	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
廃棄物 ダイヤル 110 番	非集計	66	82	104	69
廃棄物 FAX110 番	非集計	0	0	2	9

(環境森林部回答資料より)

(5) 市町村等との連携

市町村は産業廃棄物に対する立入検査権限を有していないことから、市町村と産業廃棄物に係る協定を締結し、市町村職員を県の特別非常勤職員に任命することにより立入検査権限を付与している。平成 16 年度においては四日市市他 11 市町村と協定を締結している。また平成 16 年 6 月には県内森林組合と不法投棄等の情報提供の協定を締結し早期発見に努めている。

(6) 不法投棄事案

県における不法投棄のうち生活環境保全上の支障等が懸念されている 11 事案について平成 16 年度から 3 年間で安全性確認調査を実施することとしている。調査の結果、生命健康被害等生活環境保全上の支障等があると判断されたところについては廃掃法の枠組みにより支障等の除去が進められる。

不適正処理事案	投棄面積 (m^2)	投棄容量 (m^3)	廃棄物の種類	調査進捗状況
いなべ市員弁町 地内養鰻跡地	12,000	57,000	がれき類、木 くず、金属く ず、コンクリ ートくずなど	17年3月に調査終 了
四日市市大矢知 町地内最終処分 場	94,781	許容超過量 約678,000 埋立容量 2,621,000	安定型廃棄物 埋立処分場	16年6月に調査を 着手、継続中、18 年3月取りまとめ 予定
津市美杉町太郎 生地内採石場跡 地	8,600	19,000	がれき類、木 くず、金属く ず、コンクリ ートくずなど	17年3月に調査終 了、市町村支援事 業で一部撤去
四日市市内山町 地内最終処分場	15,036	許容超過量 196,000 埋立容量 277,000	安定型廃棄物 埋立処分場	16年10月に調査 を着手、継続中、 18年3月取りまと め予定
四日市市内山町 地内中間処理場 (自社処分場含む)	4,748	63,000	安定型廃棄物 埋立処分場 廃プラスチック 類等破碎処 理場	16年10月に調査 を着手、継続中、 18年3月取りまと め予定
鈴鹿市国分町地 内保管場所	未定	未定	廃プラスチック	17年5月に調査を 着手、18年3月取 りまとめ予定
菰野町大字永井 地内砂利採取跡 地	未定	未定	不明	17年6月に調査を 着手、18年3月取 りまとめ予定
四日市市下海老 町地内事業所跡	未定	未定	アルミスラグ	17年8月に調査を 着手、18年3月取 りまとめ予定
鈴鹿市稲生町地 内保管場所	未定	未定	建設廃棄物	18年度以降着手予 定
伊賀市比土地内 造成地	未定	未定	建設廃棄物等	18年度以降着手予 定
松阪市山室町地 内保管場所	未定	未定	建設廃棄物	18年度以降着手予 定

(参考)

甲子園球場 総面積 39,600 m^2 (グラウンド 14,700 m^2 、スタンド 24,900 m^2)

(環境森林部回答資料より)

(7) 産業廃棄物不適正処理対策の強化についての提言

県では現在の産業廃棄物不適正処理対策の問題点と、それに対する解決策を国へ提言している。

(問題点 1)

無許可業者による不法投棄が行われた場合、原因者に対して原状回復のための措置命令を行うこととなるが、原因者が履行できない場合、その措置は県に求められることになるので、実質、措置命令は代執行を前提とした命令となっており、安易に発出することができない。また、この措置命令は、必要な限度において行うとされており、不法投棄であっても顕著な支障等が見受けられない案件について、原状回復の措置命令を発出することが、極めて困難な状況となっている。

(問題点 2)

行政代執行に要した費用については、原因者に請求することになるが、原因者等が財産の隠匿や名義変更を行うことによって、費用求償を逃れる事例が少なくない。また、不適正処理を行った処分業者に改善の資力がない場合が多い。

(解決策 1)

不法投棄事案において、まず原因者に代執行に直結しない命令（撤去命令等）を発出することができれば、次の措置命令において必要な限度での支障の除去等を実施することが可能になる。

(解決策 2)

措置命令時に、行政代執行となった場合の費用弁償の財源を担保するため、財産等の調査権及び確認された財産を隠匿できないようにする制度を創設する。

(解決策 3)

汚染者負担の原則を徹底させることを主旨として、当初の産業廃棄物処理業の許可時等に一定の金額を預託させ、不適正処分が行われた場合の是正費等に充てる制度を創設する。

(8) 収入額と滞納額

産業廃棄物不法投棄等原状回復に関する収入未済額は、平成 17 年 5 月 31 日現在、前年度と比べ 76,505 千円増加している。

(千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	46,341	506,721	510,925	76,625
収入額(千円)	0	2,396	120	120
収入未済額(千円)	46,341	504,325	510,805	76,505
滞納額累計(千円)	46,341	550,666	1,061,471	1,137,976

(環境森林部回答資料を基に作成)

(9) 行政代執行事案

県において過去に実施された産業廃棄物不法投棄に対する行政代執行は2事案あり、一つは平成13年6月に実施された桑名市五反田事案、もう一つは平成14年7月に実施された亀山市楠平尾事案である。県のホームページで公開されている2事案の経緯は以下のとおりである。

桑名市五反田事案

【概況】

不法投棄場所 桑名市大字五反田
不法投棄時期 平成7年から平成8年頃
土地状況 地目山林、公募面積1,937 m²、実測面積3,813 m²
原因者(措置命令対象者) 1法人、2個人
投棄物 汚泥、燃えがら、廃油、鋳物鉋等

【主な経緯】

平成9年10月 桑名市農業集落排水処理施設建設工事現場から廃油らしきものが浸出しているとの通報
平成10年5月 A社に対し、廃掃法19条の4の規定に基づく措置命令(観測井の設置、地下水等の水質調査等)
平成10年12月 A社及び代表者に対し、廃掃法第16条違反(不法投棄)で略式命令(各々に50万円の罰金刑)
平成11年3月 廃掃法第16条違反により行政処分(収集運搬、処分業の取消)
平成12年12月 A社に対し廃掃法第19条の4の規定に基づく措置命令(汚染の拡散防止措置、汚染の浄化措置等)
命令の履行期限;平成13年5月31日
平成13年3月 県が行政代執行により汚染修復を行う旨発表
平成13年6月 措置命令違反でA社を桑名警察署に告発
平成13年6月 現地において行政代執行開始宣言
平成13年11月 個人2名に対し措置命令
平成13年12月 預貯金等調査

平成 14 年 9 月 汚染拡散防止（鉛直遮水壁）工事完成
 平成 14 年 12 月 預貯金等調査
 平成 15 年 4 月 措置命令違反に対する判決
 平成 15 年 5 月 汚染浄化（遮水壁内水処理施設）工事完成
 平成 16 年 2 月 産廃特措法に基づく実施計画案を環境省提出
 平成 17 年 2 月 預貯金等調査

【行政代執行の費用総額】

（単位：千円）

発生年度	費用	請求金額	請求日
13 年度	不動産鑑定費	303	13.8.31
	測量業務費	2,735	
	地質調査業務費	7,520	13.10.4
	基本設計業務費	35,782	13.11.13
14 年度	遮水壁建設工事費	448,140	14.11.26
	技術提案書審査業務委託費	945	
15 年度	遮水壁内水処理施設建設工事費	488,594	15.6.10
	ハイトリ-死リテ試験業務委託	4,410	
	高密度電気探査解析業務委託費	17,921	
	産業廃棄物税	6,389	
16 年度	平成 15 年度運転業務委託等	76,625	15.9.18
17 年度	平成 16 年度運転業務委託等	40,678	16.6.8
	計	1,130,042	

（環境森林部回答資料より）

なお、これに係る工事は平成 19 年度に終了予定であり、費用総額は 14 億 4,000 万円になる予定である。

【徴収状況】

平成 13 年 8 月 測量業務費を A 社に請求（納期限 9 月 14 日）
 平成 13 年 9 月 督促状の発布
 平成 13 年 10 月 不動産（山林）差押
 平成 13 年 12 月 ゴルフ会員権差押（額面 700 万円、据置期間 10 年、規約に 5 年間の延長規定あり）
 平成 14 年 1 月 第 1 回預金調査実施
 平成 14 年 8 月 差押不動産（山林）の公売による回収 2,700 千円
 平成 15 年 2 月 現地の土地差押 従業員名義（なお、一部第三者所有）

【財団法人産業廃棄物処理事業振興財団からの出えん金】

平成 14 年 7 月 平成 13 年度分 50,225 千円交付
 平成 15 年 5 月 平成 14 年度分 268,058 千円交付
 平成 16 年 5 月 平成 15 年度分 44,869 千円交付
 平成 17 年 5 月 平成 16 年度分 13,559 千円交付

亀山市楠平尾事案

【主な経緯】

平成 11 年 4 月	豊田市より硫酸ピッチ保管の通報
平成 11 年 6 月	硫酸ピッチ保管引取 555 本搬入
平成 11 年 7 月	硫酸ミス漏洩事故に伴う操業停止。廃業届提出。11 月より放置
平成 12 年 2 月	廃掃法第 12 条の 2 第 2 項に基づく警告
平成 12 年 3 月	設備撤去工場閉鎖による無人化状態 代表者破産宣告
平成 12 年 7 月	再度文書警告
平成 13 年 1 月	3 回目の文書警告
平成 13 年 6 月	硫酸ピッチ 720 本
平成 13 年 夏	ドラム缶腐食による硫酸ピッチの漏出による生活環境保全上の支障が生じるおそれ
平成 13 年 10 月	行政手続法第 13 条の規定による聴聞手続
平成 13 年 12 月	措置命令、履行期限平成 14 年 1 月末
平成 14 年 1 月	持家登記簿確認。2 番抵当付、条件付賃借権設定仮登記付き 措置命令の履行の催告 最終処理計画書提出 聴取。履行期限までに撤去終了予定の説明
平成 14 年 2 月	原因者資力調査。対象は市役所のみ 聴取。期限までの履行は不能だが 2 ヶ月以内（4 月末）に処理との説明 期限内に全量撤去不可能な場合には行政代執行も異議なしとの説明
平成 14 年 3 月	汚水及びドラム缶 40 本のみ撤去。
平成 14 年 4 月	現地調査
平成 14 年 7 月	行政代執行着手

【行政代執行の費用総額】

(単位：千円)

発生年度	費用	請求金額	請求日
14 年度	汚泥 316 トン撤去費	20,886	14.12.11
	硫酸ピッチ 175 トン撤去費	36,750	14.12.11
	計	57,636	

(環境森林部回答資料より)

【徴収状況】

平成 14 年 12 月	代執行費用の請求
平成 14 年 12 月	配偶者名義のマンションを 5,980 万円で業者に売却依頼
平成 15 年 2 月	預貯金調査開始（第 1 回）
平成 15 年 3 月	マンションを他自治体が差押

平成 15 年 12 月	マンション処分済み
平成 16 年 2 月	預貯金調査（第 2 回）
平成 16 年 3 月まで	120 千円回収
平成 17 年 2 月	預貯金調査（第 3 回）
平成 17 年 3 月まで	120 千円回収
平成 17 年 4 月	上場会社株式差押後売却 1,404 千円

【財団法人産業廃棄物処理事業振興財団からの出えん金】

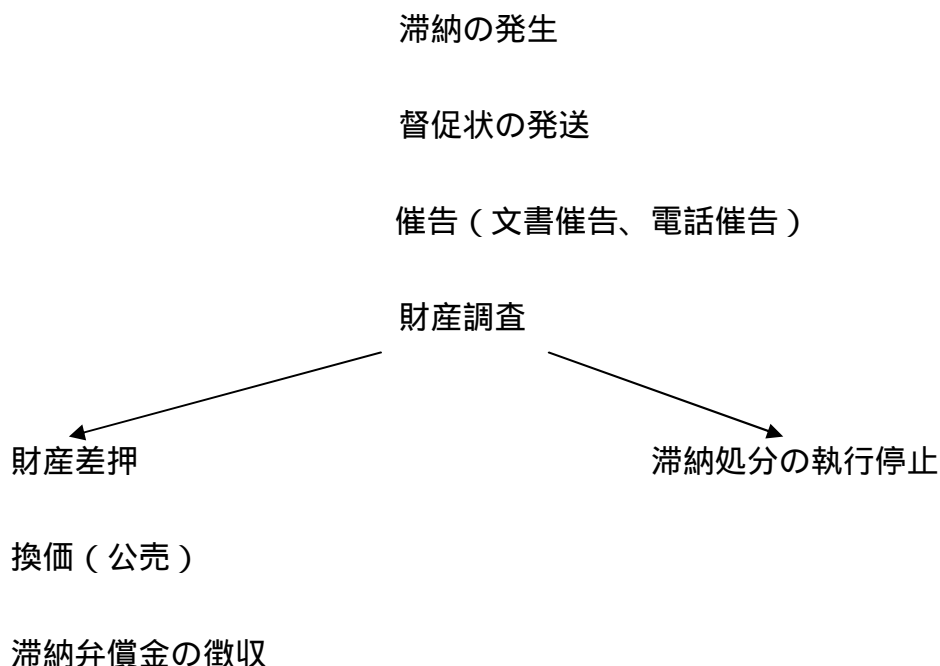
平成 15 年 2 月 平成 14 年度分 43,227 千円交付

3. 事務手続の概要

行政代執行そのものの事務手続については、監査対象としての税外収入の賦課徴収事務ではないため、行政代執行が終了した後の行政代執行費用の賦課徴収事務の概要を示す。

行政代執行の費用は、納税者が弁償金を納期限までに完納しない場合、いわゆる滞納の発生となり 20 日以内に督促状が発送される。督促状の発送後 10 日を経過した日までに完納されない場合、滞納者の財産を差押えなければならない。督促状の発送は 1 回限りであるがそれ以降、催告状等の文書催告あるいは電話催告がなされる。それでもなお完納されない場合、財産調査に基づいて滞納者の財産を差押えた後、公売等によって換価し滞納弁償金を徴収する。行政代執行の費用としての弁償金は県税と同様、滞納処分と呼ばれるこれらの一連の強制徴収手続によって徴収される。

徴収事務の流れ



4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 財産調査

行政代執行事案においては金融機関に対して、現在まで毎年、財産調査を実施しており、亀山市楠平尾事案においては平成17年2月の財産調査では証券会社保管の本人名義株式が発見されている。これは、従前より確認先金融機関を増加させた効果が出たものと認められる。

ただ、平成15年度において実施した件数のうち未回答となっている先が5件、平成16年度においては9件あり、実施した財産調査の結果については、全件回答を入手し、捕捉漏れを防止する必要があると考える。また財産調査は金融機関から預金残高の報告を求めているのみであるが、一定期間の入出金履歴の報告も求め、資金の流れを調査することも検討すべきである。【結果】

	13年度	14年度	15年度	16年度
実施件数	35	41	25	202
回答数	35	41	20	193
回答割合	100%	100%	80%	95.5%
対象	五反田事案	五反田事案	亀山事案	五反田事案 亀山事案

また、亀山市楠平尾事案においては預貯金等の財産調査結果の内容を閲覧したところ、預貯金以外の土地、家屋や出資証券がある旨の回答があった。これについては、国税滞納処分の例により徴収することから、県税滞納時と同様に財産差押を実施し、代執行費用にあてる必要がある。特に出資証券については、税の滞納時には差押対象としていることから実施する必要がある。【結果】

(2) 排出事業者責任の追及

事業者は、原則としてその産業廃棄物を自ら処理しなければならず、自ら処理できない場合には、廃掃法に基づく産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可を受けた処理業者等にその処理を委託することができる。なお、処理を委託した場合であっても、適正に処理が完了するまでは、その産業廃棄物に関する責任は排出事業者にある。したがって、排出事業者が委託基準に違反して処理を委託していないか、管理票に係る義務違反（不交付・不回付、未記載・虚偽記載、未保管等）がないか、排出事業者の責めに帰する事由（不適正処分を知りつつ処理を委託、適正な処理料金を負担せずに委託等）がないかなどを調査し、不適正処分に直接関与していない排出事業者に対しても、支障の除去又は発生防止のための必要な措置を命じる必要があると考える。【意見】

3. 談合に対する損害賠償金

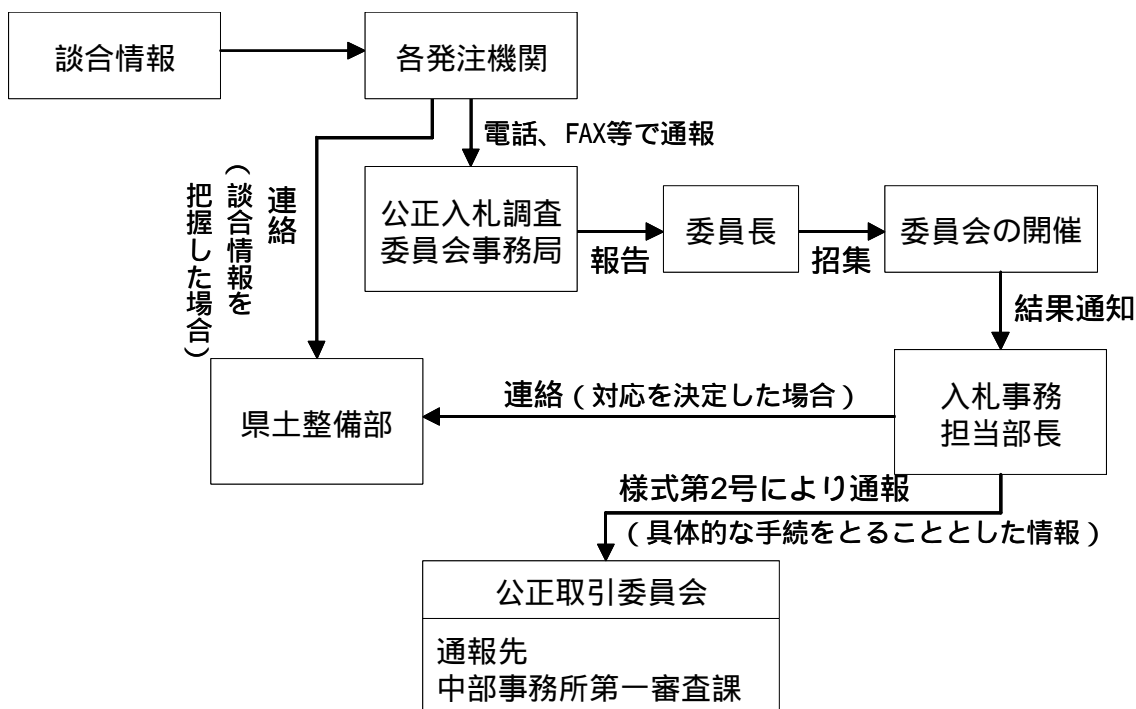
1. 概要

(1) 談合について

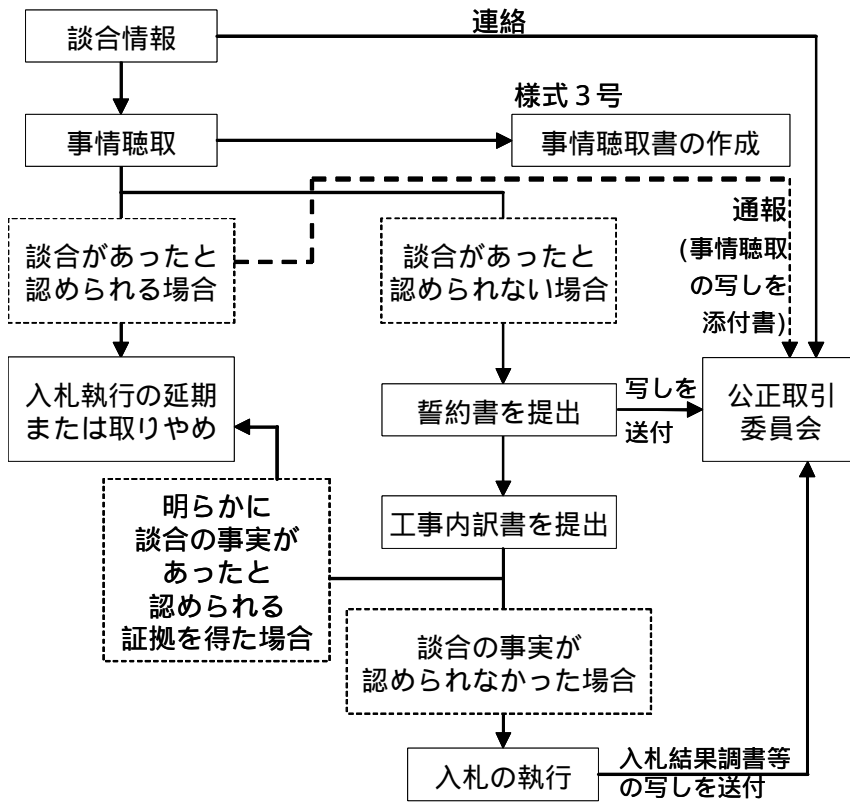
談合とは、地方公共団体等が公共工事等の発注に際して行う入札にあたり、入札参加者が事前に相談して入札価格や落札者等を決めておくことであり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という）第3条に規定されている不当な取引制限に該当する。談合が行われると、入札参加者の公正かつ自由な競争を通じて適正に受注者や受注価格を決定しようとする入札制度の意義が否定され、納税者である県民の利益が損なわれることになる。すなわち、談合により県が発注業者に対し支払を行った額が談合のない場合と比較して多額の工事費支払いを実施する結果、県税収入に対する予算支出が適切に執行されていない結果となる。このため、独占禁止法に基づき、公正取引委員会へ通報し適切な対応を実施することになる。談合情報が通報された場合の実施手続については、「三重県建設工事等の談合情報対応マニュアル」に具体的に示されている。

談合情報対応マニュアルフロー図

A. 一般原則

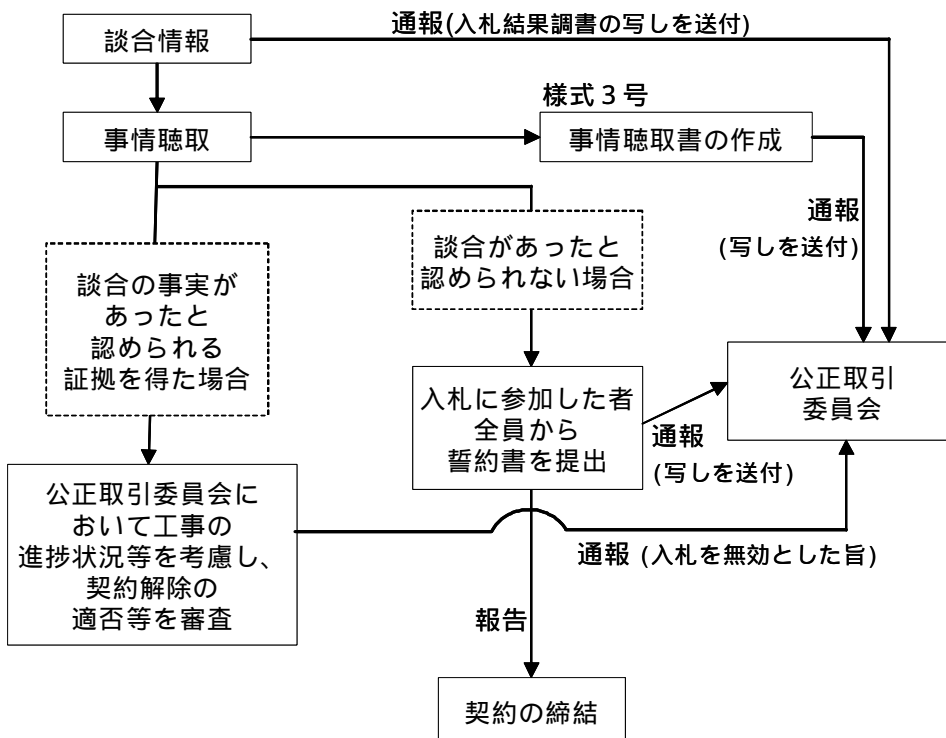


B. 入札執行前に談合情報を把握した場合

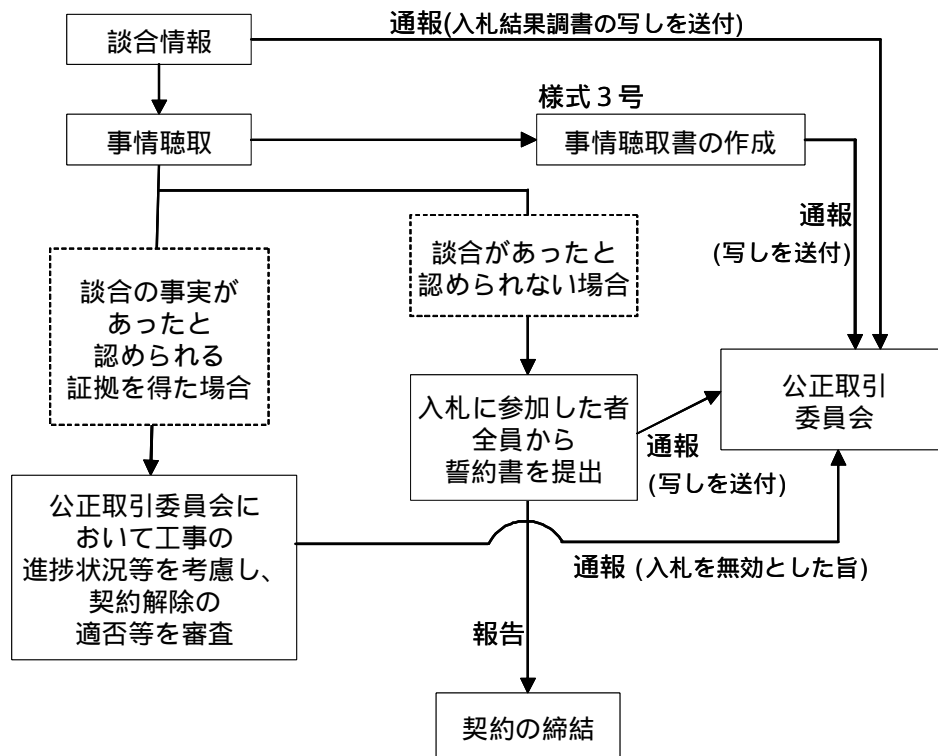


C. 入札執行後に談合情報を把握した場合

(a) 契約締結以前の場合



(b) 契約締結後の場合



(「三重県建設工事等の談合情報マニュアル」より抜粋)

(2) 損害賠償金について

談合が行われることにより、公共工事等の発注者である地方公共団体等は、入札が適法に実施された場合に決定していたであろう公正な価格との差額につき損害を被ることがある。この場合に地方公共団体等は、談合を行った事業者に対し損害賠償の請求をすることができる。その根拠は独占禁止法第 25 条の規定に基づく無過失損害賠償責任若しくは民法 709 条の規定に基づく共同不法行為責任である。

損害賠償金の確定が遅れることを防止するために、談合等が認められた場合には、事業者には契約金額の 10%の支払義務を負わせる旨をあらかじめ契約書に盛り込む方法も採られている。因みに、米国では談合業者には利益の 2 倍の罰金と 12 ヶ月の実刑が科され、実際の損害額の 3 倍の賠償請求といった厳しい罰則が設けられており、さらに内部告発者に対する刑事免責、報酬制度等談合が発覚しやすいシステムが構築されている。

2. 三重県における状況

(1) 談合情報の状況について

県における過去の談合情報の状況は以下のとおりである。(件数)

	14年度	15年度	16年度
情報が寄せられた対象工事件数	35	27	9
談合情報として取扱ったもの	28	18	9
談合の疑いが払拭できないものとして入札を無効・中止としたもの	1	6	0
談合の事実はないものの、工期の都合で入札を中止したもの	2	0	0
談合の事実はないとして入札執行・落札決定したもの	25	12	9

(県土整備部回答資料より)

また、平成16年度の談合情報の内容は以下のとおりである。

工事名	提供情報	調査結果
宮川流域下水道(宮川処理区)宮川浄化センター(電気)設備工事 宮川流域下水道(宮川処理区)宮川浄化センター(機械)設備工事	匿名者から報道機関にFAX 5月に入札予定の電気設備工事は(会社名)の落札が決まっている。以外の入札参加者はの機器が組み込まれているため見積もりさえ不可能であり、入札金額はの指示どおりに入札される。 匿名 報道機関から連絡(来庁)5月14日入札の機械設備工事は(会社名)に受注者が決まっている。	談合情報対応マニュアルにより、入札を行った結果、情報どおりの業者が最低入札者であったため、落札決定を保留し入札参加者から事情聴取を行った。三重県公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、保留していた落札決定を行い仮契約を締結することとした。
二級河川碧川 県単河川局 部改良工事	匿名者から建設業室に電話(会社名)の者等4名ほどが、碧川の工事をが2,700万円ぐらいで落札すると話していたのを聞いた。	談合情報対応マニュアルにより、入札を行った結果、情報どおりの業者が最低入札者であったため、契約を保留し入札参加者から事情聴取を行った。部公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、保留していた契約を締結することとした。

工事名	提供情報	調査結果
一級水系宮川水系伊勢市流域 島路川国補通常砂防工事	匿名者及び報道機関から伊勢建設部に電話 明日入札予定の島路川の入札で談合が行われる。落札業者は (会社名) で落札金額は予定価格の 5~8% 減で落札される。	談合情報対応マニュアルにより、入札を行った結果、情報どおりの業者が最低入札者であったため、契約を保留し入札参加者から事情聴取を行った。 部公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、保留していた契約を締結することとした。
北勢南部地区広域農道事業 道路工事	実名で知事室あて FAX 8 月 4 日に開札される農道工事は既に談合により受注業者が決定しており、予定価格に近い金額で落札される。本命業者は (会社名) で落札額は 8,300 万円程度である。	談合情報対応マニュアルにより、入札執行前に入札参加者から事情聴取を行い、部公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、開札執行した。 開札の結果、情報どおりの業者が最低入札者となり入札額も情報と近かったため、落札決定を保留し再度事情聴取を行ったが、部公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、保留していた契約を締結することとした。
伊賀県民局建設部発注の阿山町地内の雪氷・除草及び小規模修繕業務委託	匿名者から伊賀建設部、県庁建設業室あて郵送 県発注の雪氷・除草及び小規模修繕業務のほか、過去 5 年間にわたり県、町全ての公共工事において、阿山町の建設業者間で談合の疑いがあるので調査のうえ徹底追及してほしい。阿山町は建設協会会長の (会社名) 社長 (人名) のもと、いろいろな決議事項を FAX で指示しているので入手した資料を送る。	談合マニュアルにより、部公正入札調査委員会を開催し、取扱いを公正取引委員会と協議することとした。 公正取引委員会と協議を行い、部公正入札調査委員会を開催し、関係業者から事情聴取することとした。 部公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実は確認できなかった。

工事名	提供情報	調査結果
主要地方道嬉野美杉線地方特定道路整備工事	匿名者から久居建設部に電話 9月24日に実施される嬉野町矢下の工事における電子入札で談合が行われているとの噂がある。昨年度同様の工事を実施し、国において指名停止を受けている業者が予定価格の95%で落札する。	談合情報対応マニュアルにより、入札を行った結果、情報どおりの業者が最低入札者であったため、契約を保留し入札参加者から事情聴取を行った。 部公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、保留していた契約を締結することとした。
一般国道163号長野峠BP国補道路改良(仮称)新長野トンネル工事	匿名者から報道機関に電話 1月21日に入札予定の新長野トンネル工事で、(会社名)が落札すると聞いた。	談合情報対応マニュアルにより、入札を行った結果、情報どおりの業者が最低入札者であったため、契約を保留し入札参加者から事情聴取を行った。 三重県公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、保留していた契約を締結することとした。
一般国道167号第二伊勢道路(仮称)白木IC国補道路改良工事	通報者(実名)から県土整備部に電話、FAX 「この工事の入札で(会社名)が6,400万円前後で落札する」とのFAXが通報者あてに届いたので県に通報する。	談合情報対応マニュアルにより、入札を行った結果、情報どおりの業者が最低入札者であったため、契約を保留し入札参加者から事情聴取を行った。 部公正入札調査委員会の開催結果、談合の事実が確認できなかったため、保留していた契約を締結することとした。

(県土整備部回答資料より)

(2) 損害賠償金請求事案

【主な経緯】

平成10年6月から平成13年5月までの間に行われた県発注の測量設計等業務の指名競争入札において、公正取引委員会から平成14年4月18日付けで、独占禁止法第48条第2項に基づき排除勧告を受けた県内測量業者33社に対し、県発注の入札において談合が行われたとして、談合により県が被った損害を入札にかかわった業者に対して、平成16年5月20日付けで損害賠償請求を行っている。その概要は以下のとおりである。

平成13年5月 公正取引委員会が(社)三重県測量設計業協会及び県内の測量業者数十社に対し、独占禁止法違反の疑いで立入調査

平成 14 年 4 月	公正取引委員会は県内測量設計業者 33 社に対し独占禁止法に違反したとして排除勧告、5 月 10 日までに全社、勧告を応諾。
平成 14 年 5 月	過去に排除勧告を受けて指名停止措置を受けた社又は談合の疑惑があるとして指名停止措置を受けた社を 8 ヶ月間、そのほかの社を 7 ヶ月間の指名停止
平成 14 年 6 月	国土交通省から 33 社に対し、6 月 26 日から 15 日間の営業停止
平成 14 年 12 月	公正取引委員会は測量・設計等業者 26 社に対し、納期限を平成 15 年 2 月 7 日として、課徴金納付命令 7 社は、課徴金納付命令の対象の対象とならなかった（50 万円未満）
平成 15 年 2 月	公正取引委員会は課徴金納付命令について、審判手続の開始の請求があった 3 社に対して、審判開始を決定
平成 15 年 4 月	公正取引委員会は 3 社に対して、第 1 回審判を行った。7 月 25 日に第 2 回、10 月 28 日に第 3 回が開催され、11 月 26 日に第 4 回が開催され、審理終結
平成 16 年 2 月	公正取引委員会は 3 社に対して、課徴金の納付命令を命ずる審決を行った。納付期限は 4 月 12 日
平成 16 年 5 月	民法 719 条共同不法行為者の責任を根拠に入札参加業者に対し損害賠償請求（損害率 12.19%）。請求先 33 社。納付期限 6 月 4 日 同日、損害賠償請求額及び遅延損害金額の合計額 1,807,078 千円を調定決議
平成 16 年 6 月	督促。納付期限 7 月 9 日
平成 16 年 8 月	損害賠償請求訴訟の訴の提起。被告 17 社、事件 18 件 第 1 回即決和解の申立 16 社、事件 16 件。10 月 26 日成立
平成 17 年 3 月	訴訟の終結（和解成立）和解 17 件
平成 17 年 4 月	第 2 回即決和解の申立 15 社、事件 15 件。4 月 27 日成立

（和解内容）

・損害賠償額（損害率 7%）

各社ごとに、損害賠償金及び遅延損害金（当初の県の納付期限平成 16 年 6 月 4 日から和解成立後の平成 17 年 4 月 30 日までは算定期間から除外）を確定し、これに加えて、分割納付をする場合には、確定した損害賠償金に対して平成 17 年 5 月 1 日以降、支払済みまで年 5%の遅延損害金が発生する。

・支払方法等

各社は、それぞれ自分の受注業務分の損害賠償額を、一括又は分割で支払う。賠償金支払方法については最長 10 年間の分割払いを認める。なお、受注しなかった入札参加業者についても連帯債務が発生する。

・分割払いの場合の取扱い

分割払いが 2 回以上滞った場合、当該社は直ちに残額を支払う。

受注業務分の支払いを行うべき社が倒産等になった場合は、連帯債務者が直ちに残金を支払う。この場合、自分の受注業務分の支払いを適切に行っている連帯債務者等は、分割払い、支払猶予等支払いの特例措置を求めることができる。

【損害賠償額】

(単位：千円)

受注業者	当初損害賠償請求額 (損害率 12.19%)	和解成立した損害賠償請求額 (損害率 7%)	平成 16 年度 収入済額	収入未済額 (H17 年度以降 収納予定額)
33 社	1,807,078	1,036,928	416,461	620,467

(県土整備部・農水商工部回答資料を基に作成)

【平成 17 年度以降収納予定】

(単位：千円)

収納方法	納付業者数	H17 年度以降 収納予定額	左記のうち、 H17 年度 収納予定額
120 回分割納付	9 社	469,222	61,783
60 回分割納付	5 社	115,237	17,817
36 回分割納付	2 社	12,718	3,475
6 回分割納付	1 社	23,290	23,290
合計	17 社	620,467	106,365

(県土整備部・農水商工部回答資料を基に作成)

3. 事務手続の概要

当該事案の収納事務については損害賠償請求訴訟等において成立した和解内容に従った事務手続となる。すなわち徴収状況で示した計画に従って分割納付金を毎月収納し、滞納になった場合は直ちに残額の支払いを求める。受注業務分の支払いを行うべき社が倒産等になった場合は、連帯債務者に対して直ちに残金の支払いを求める。

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

監査の結果、分割納付金については適法に調定され徴収されていた。また、今回の県の対応は談合に対して毅然たる態度を示したものであり評価できる。

4 . 生活保護費返還金

1 . 生活保護の概要

(1) 概要

日本国憲法第 25 条に「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定されており、国民に、健康で文化的な最低限度の生活を保障することが、国の義務とされた。この憲法によって保障された生存権を具体化する制度のひとつとして生活保護法が制定されており、保護を国民の権利として認め、健康で文化的な最低限度の生活を保障している。生活保護制度は、最低限度の生活を保障するとともに、保護を受けた人たちの自立の助長を図ることを目的としている。

一方、生活保護費の返還について、先日、会計検査院の調査結果が発表された。それによると、全国の市や都道府県の福祉事務所が扱う生活保護費で、支給が不適切として回収することになった金額について、2003 年度までの 2 年間でそれ以前の発生分も含めて、約 20 億円の回収分を断念していたことがわかった。そのうち、約 9 億円を会計検査院が調査したところ、約 9 割が、回収努力不足であるとの結果が発表された。

回収を断念した額（不納欠損処理額）の 75%は、その後、国が補填しており、最終的に、国民の負担するところとなっている。

(2) 実施機関

生活保護法（以下「法」という）第 19 条により、保護の決定、実施機関が定められており、それによると保護の決定権は 都道府県知事 市長及び社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（福祉事務所）を管理する町村長にあり、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者を保護しなければならない。

県では、大半が市の福祉事務所で保護の決定、実施を行っており、郡部について県管轄の福祉事務所が、保護の決定、実施を行っている。

(平成 17 年 7 月現在)

(人)

福祉事務所	管内世帯数	被保護世帯数	管内人口	被保護人員
北勢福祉事務所	29,870	230	91,346	285
中勢福祉事務所	27,970	314	81,985	436
飯南多気福祉事務所	16,229	156	49,739	207
南勢志摩福祉事務所	30,628	328	88,761	475
紀北福祉事務所	8,504	108	20,289	140
紀南福祉事務所	10,350	101	24,293	130
郡部合計	123,551	1,237	356,413	1,673
市部合計	552,585	7,835	1,512,452	11,057
合計	676,136	9,072	1,868,865	12,730

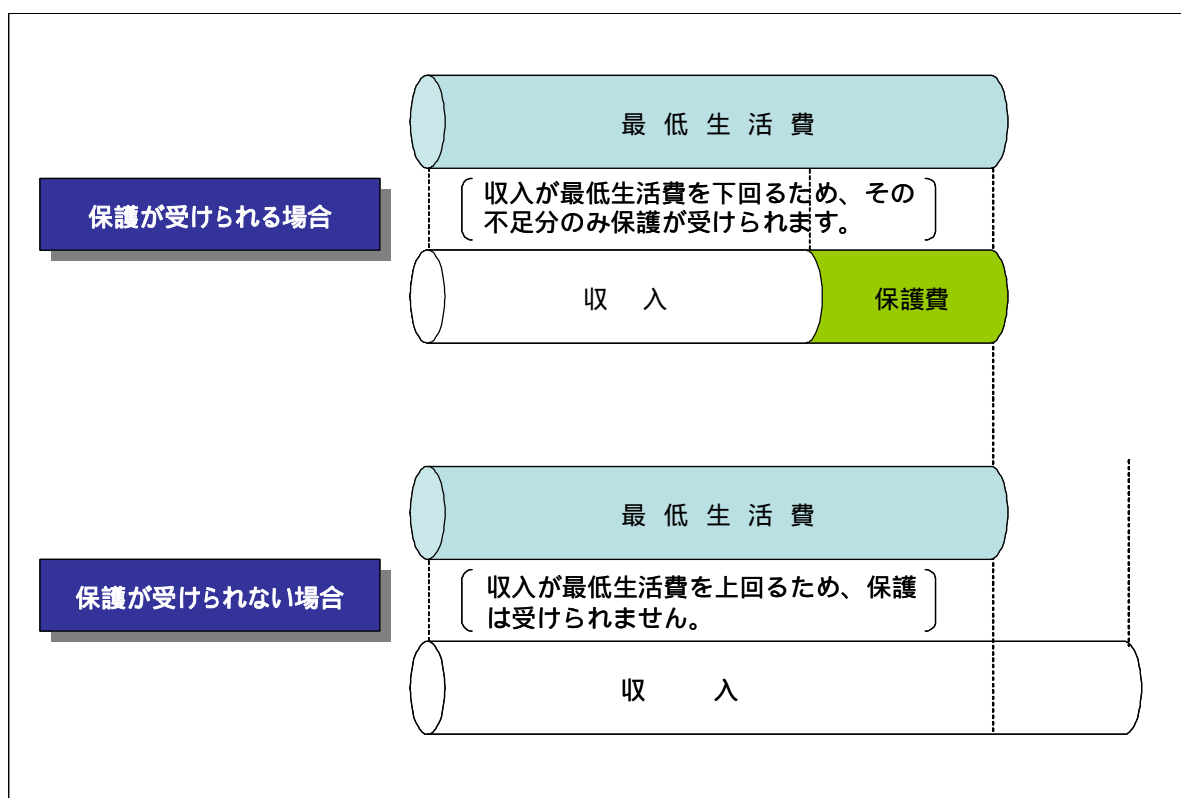
(3) 生活保護の仕組み

生活保護は、申請保護の原則（法第7条）をとっており、保護を必要とする本人かその者の扶養義務者又はその者と同居している親族が、福祉事務所に保護の申請をすることにより、保護の開始の要否が判断される。

その他に、保護が必要でありながら、本人からの申請が不可能である場合等には、福祉事務所が職権で、保護を行うこと（職権保護）がある。

保護の申請がなされた場合、各福祉事務所は、保護が必要であるか否かの判断を行う。

保護は、自分の収入だけでは、最低限の生活を営むことができない者に対して、最低限度の生活を保護する制度であるため、福祉事務所は法の規定に従い、厚生労働大臣の定める保護基準によって世帯を単位として最低生活費を計算し、この最低生活費と保護を申請している者の収入を比較して、その者の収入だけでは最低生活費に満たないときに、保護の開始を決定する。



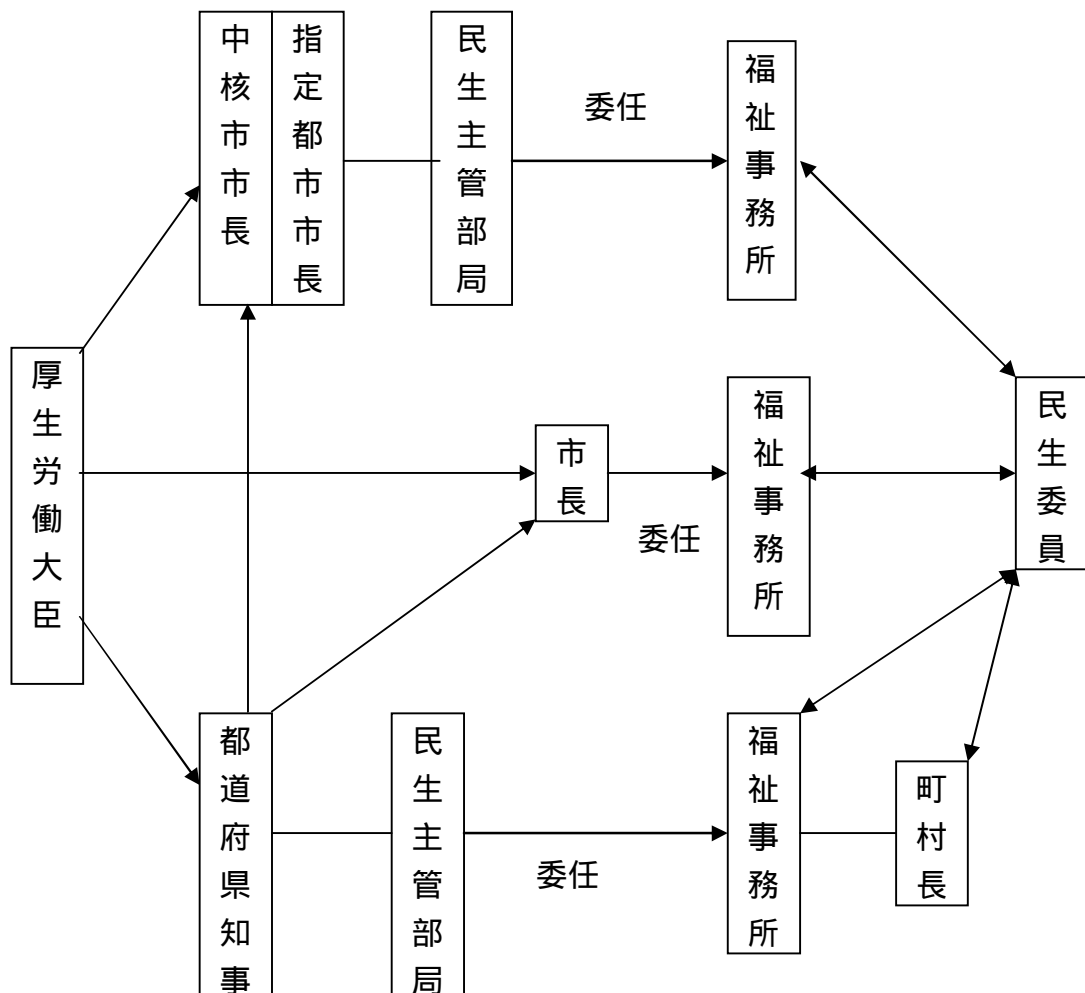
（「保護のてびき平成16年版」より抜粋）

法上の判断基準

- ア． 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる。
- イ． 基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えない範囲で行われる。

その後、保護開始の決定がなされると、被保護者は、各福祉事務所より生活保護費を受給することになる。

<生活保護の実施体制>



法定受託事務の委託、監査指導、技術的助言・勧告・是正の指示等
監査指導、技術的助言・勧告・是正の指示等

(「保護のてびき平成16年度版」より抜粋)

(4) 保護の内容

保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。各扶助により、健康で文化的な生活水準を維持することができる最低限度の生活を保障する。扶助の基準は厚生労働大臣が設定する。

(平成16年度最低生活費(月額)の例)

(円)

	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯(33歳、29歳、4歳)	180,170	138,690
標準4人世帯(35歳、30歳、9歳、4歳)	228,720	177,930
高齢者単身世帯(68歳)	93,820	70,640
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	134,940	102,500
母子世帯(30歳、9歳、4歳)	208,900	164,740

(「保護のてびき平成16年度版」より抜粋)

住宅扶助基準額を含む。

(5) 被保護者の権利と義務

生活保護費は、最低限度の生活の維持のための給付であり、財源は、国民の税金によって賄われるため、被保護者には、生計の安定に関する権利が与えられる一方、義務が課されている。被保護者の権利と義務は以下のとおりである。

<被保護者の権利>

不利益変更の禁止(法第56条)

被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることがない。

公課禁止(法第57条)

被保護者は、保護金品を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

差押禁止(法第58条)

被保護者は、既に給付を受けた保護金品又はこれを受ける権利を差押えられることがない。

<被保護者の義務>

譲渡禁止(法第59条)

被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことはできない。

生活上の義務(法第60条)

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならない。

届出の義務(法第61条)

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は、居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

指示等に従う義務（法第 62 条）

保護の実施機関は、被保護者に対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は、指示をすることができることになっている（法第 27 条）。被保護者が、保護の実施機関からこれらの指導又は指示があったにもかかわらず、これに従わないときは、保護の実施機関は、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

（ 6 ）保護費の返還請求

生活保護は、最低限度の生活を保障するための制度であり、保護金額の決定上、被保護者の財産、収入が福祉事務所により把握される。また、上述 のように、被保護者は、収入、支出の状況に変動があった場合には、届出をすることになっている。しかし、被保護者の中には、収入の不申告、過少申告等により、不正に生活保護費を受給しているケースが存在し、これを法第 63 条と法第 78 条により、被保護者から返還させている。

	第 63 条に基づく返還	第 78 条に基づく徴収
主旨	被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けたときに、その費用の範囲内において実施機関が定めた金額を返還させる旨を定めた規定	不正な手段によって保護を受けた者又は受けさせた者からその費用を徴収することができる旨を定めた規定
返還金額の決定	当該資力を限度として、受けた保護金品の範囲内において実施機関が決定 決定に際しては、世帯の自立助長を考慮して必要最少額を控除できる	徴収額の決定は、不正受給額を全額決定するものであり、実施機関の裁量は認められない 損害追徴としての性格を有しており、徴収額の決定に当たり、相手方の資力は考慮されない
無申告時の判断の目安	受給者に不当に受給しようとする意志がなかったことが立証される場合で、届出又は申告を速やかに行われなかったことについて、やむを得ない理由が認められるとき 実施機関及び受給者が予想しなかった収入があったことが事後になって判明したとき	届出又は申告について、口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず、それに応じなかったとき 届出又は申告に当たり、明らかに作為を加えたとき 届出又は申告に当たり、格段の作為を加えない場合でも、実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらず、これに応じず又は虚偽の説明を行ったとき
	法第 78 条「不実の申請」には、積極的に虚構の事実を構成することはもちろん、消極的に真実を隠蔽することも含まれる。よって、第 63 条の に該当するようなやむを得ない事情がない限りは、原則として、第 78 条を適用するのが適当である。	

(健康福祉部回答資料を基に作成)

2. 三重県における生活保護費の状況

最近 3 年間の生活保護費の支給実績推移

(単位：千円)

	14 年度	15 年度	16 年度
支給額	4,361,203	4,577,960	3,916,342

(健康福祉部回答資料を基に作成)

最近3年間の生活保護費返還金の決定と収入額

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度
調定額	37,659	52,528	58,643
収入額	25,734	40,199	44,249
収入未済額	11,925	12,329	14,394
滞納額累計	62,736	70,762	73,240

(健康福祉部回答資料を基に作成)

福祉事務所別の生活保護費返還金の収納状況(平成16年度)

(単位：千円)

福祉事務所名	管理事務推進機構	滞納者数	滞納額	収納額	回収率(%)	不納欠損額
北勢福祉事務所	北勢県民局桑名保健福祉部徴収管理事務推進機構	8	2,951	19,014	86.6%	0
	北勢県民局四日市保健福祉部徴収管理事務推進機構	9	3,818	802	17.4%	1,095
	北勢県民局鈴鹿保健福祉部徴収管理事務推進機構	2	711	9,042	92.7%	0
中勢福祉事務所	津地方県民局保健福祉部徴収管理事務推進機構	35	20,647	2,398	10.4%	0
伊賀福祉事務所	伊賀県民局保健福祉部徴収管理事務推進機構	8	18,247	1,572	7.9%	5,888
飯南多気福祉事務所	松阪地方県民局保健福祉部徴収管理事務推進機構	7	2,440	5,685	70.0%	0
南勢志摩福祉事務所	南勢志摩県民局保健福祉部徴収管理事務推進機構	30	19,762	7,401	27.2%	27
紀北福祉事務所	紀北県民局保健福祉部徴収管理事務推進機構	13	4,343	2,493	36.5%	334
紀南福祉事務所	紀南県民局保健福祉部徴収管理事務推進機構	1	321	410	56.0%	0

(健康福祉部回答資料より)

1人が複数の返還決定を受けたケースや、1件の返還決定について分割納入ごとに調定を行ったケースがあるため、滞納件数(調定件数)と滞納者数は一致しない。

高額滞納者の状況

(千円)

福祉事務所	年齢	収入未済額	月々の返済額
北勢(四日市)福祉事務所	66	2,069	20
中勢福祉事務所	64	1,041	5
	70	2,268	10
	58	2,042	10
	45	3,971	
	74	1,296	3
	死亡	1,449	
	82	1,184	3
南勢志摩福祉事務所	62	1,327	10
	61	3,295	5
	56	4,340	5
	58	1,497	10
	63	1,518	5
	62	1,154	5
伊賀福祉事務所	不明	3,626	2
	不明	3,523	
	不明	1,243	1
	不明	2,201	
	不明	3,621	3
	不明	2,663	
	不明	3,811	10
紀北福祉事務所	35	1,830	

(健康福祉部回答資料を基に作成)

不納欠損処理の処理額と原因

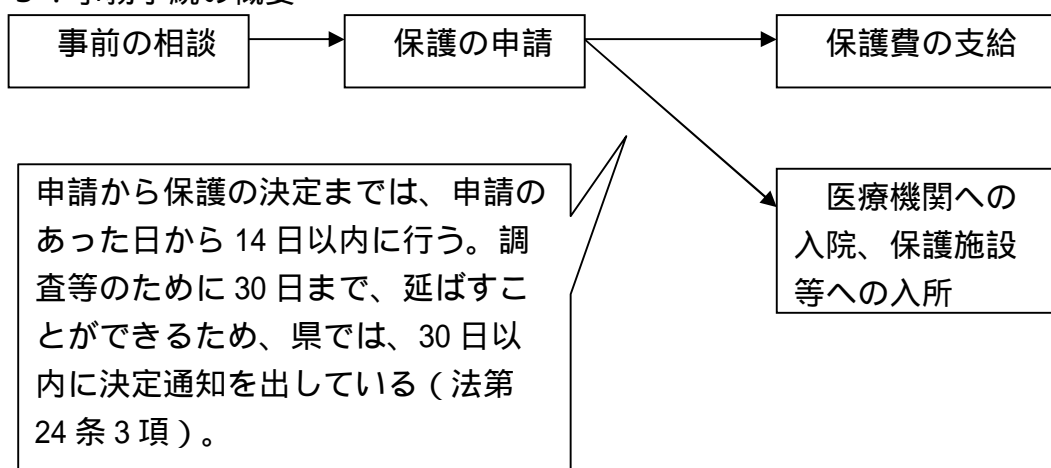
(千円)

福祉事務所	不納欠損処理額	処理理由
北勢(四日市)福祉事務所	1,095	病気・障害により十分な就労を得ることができないまま時効となった。
南勢志摩福祉事務所	27	居所不明となり、連絡不可能で時効に至った。
伊賀福祉事務所	5,877	債務者が平成12年4月に死亡し、相続放棄の手続がとられたため、徴収困難な状況が続いていたが、平成17年1月20日に債権の消滅時効が成立したので不納欠損となった。

福祉事務所	不納欠損 処理額	処理理由
伊賀福祉事務所	11	平成9年3月より分納で納付されていたが、平成10年1月より収入の減少により徴収困難になった。平成16年5月20日債権の消滅時効が成立したので不納欠損となった。
紀北福祉事務所	334	保護廃止ケース。分納誓約を交わしたが履行されず、本人は、脳梗塞による左上下肢機能障害で、働けず、妻も病弱で働ける状態ではなく、生活が苦しい状況で時効に至った。

(健康福祉部回答資料を基に作成)

3. 事務手続の概要



事前の相談

生活に困窮する者が町村役場の窓口で相談に訪れると、担当者が生活福祉資金、障害者施策等各種の社会保障施策による支援を検討し、そうした支援では不足する場合に、生活保護制度の説明を行う。

により、相談者が保護の申請をするとなった場合、町村を經由して県の福祉事務所に保護の申請をする。

それを受けて、県の福祉事務所では、保護の要否の判断をする。各個人の状況により、最低生活費を算定し、それに対して、各個人の収入、財産の状況を把握する。その上で、収入、財産の状況が、最低生活費を下回る場合には、生活保護の開始が決定される。

各項目の判断基準は以下のとおりである。

(ア) 最低生活費の算定

生活保護基準額表を用いて各個人の置かれた状況に応じて判断

(イ) 収入・財産の把握

金融機関への預貯金調査、生命保険会社への保険加入状況調査、町役場での資産調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金等の社会保障給付、就労収入等の調査、就労の可能性の調査が行われる。

で保護が必要となった場合に、保護費の支給が決定される。また、状況に応じて医療機関への入院、保護施設等への入所について支援が行われる。

保護の開始後、資力の発生や生活保護費の不正受給等が判明した場合、「保護費の返還確約書」を徴するとともに、別途管理する「生活保護法第 63 条関係台帳」に記載し、返還の履行を徹底させる。

未収債権については、「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に従い、県健康福祉部で徴収手続が行われている。

公法上の債権である生活保護費返還金は、次の事務手続が行われている。

- ア． 納入期日後 15 日：滞納整理台帳を作成
- イ． 納入期日後 20 日以内：督促状の発行
- ウ． 督促状記載履行期日後 20 日以内：催告状の発行
- エ． さらに 1 ヶ月後及び未収金整理計画で予期した時期：催告状の発行
- オ． 以後：文書催告、電話催告、訪問徴収、納付指導、財産調査
- カ． 5 年の時効期間経過後：時効成立、不納欠損処理

財産調査について

被保護世帯の収入状況、資産の変動状況等については、日々変動のある性質のものであるため、日常の訪問調査活動において把握し、適正な保護を図っている。

また、収入、財産の変動は、被保護者からの申告が原則となっているが、申告がなされない場合には、適正な保護費の支給が害されるため、県が、1 年に一度、調査を行っている。

調査方法は以下のとおりである。

- ア． 町村別被保護者世帯名簿の作成
- イ． 各町村長へ以下の事項の調査を依頼する

- 世帯主並びに世帯員が平成 16 年度中に得た稼働収入総額
 - 世帯主並びに世帯員が平成 16 年度中に得た年金・手当等の総額
 - 世帯主並びに世帯員名義の軽自動車
 - 世帯主並びに世帯員名義又は納税管理者になっている不動産の面積等
- ウ． 各町村から回答を受理する
 - エ． 被保護者に対し、平成 16 年 1 月 1 日から平成 16 年 12 月 31 日の間において収入認定を行った各数値と上記回答額を比較し、保護費認定額の適正性を確認する。
 - オ． 税務資料と既認定額との対比を行う

重要な差異がある場合には、理由を確認し、必要があれば、不正受給として対応を行う。

4． 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 不納欠損処理の遅れについて

生活保護費返還金の債務者が平成 12 年 4 月に死亡し、相続人により相続放棄の手續がとられたにもかかわらず、平成 17 年 1 月の債権消滅時効成立をまって不納欠損処理したケースがあった。相続人が相続放棄の手續をとらなかった場合には、生活保護費返還金債務も相続人が引き継ぐことになるが、適法に相続放棄がなされた場合には債務自体が消滅するため、その時点で不納欠損処理すべきである。【結果】

(2) 調定遅れについて

分納誓約書の提出が平成 16 年 3 月になされている場合、それ以前に生活保護費返還金が確定し調定されているはずであるが、平成 17 年 2 月に調定がなされたケースがあった。これは、市町村合併に伴い生活保護業務が市に移管されることから、分納残の債権を明確にするために一括調定したものである。生活保護費返還額が確定したときに全額を調定する必要がある。【結果】

(3) 生活保護費返還金の発生原因について

生活保護費返還金の発生原因については、就労収入の不正申告、年金の遡及受給、交通事故補償金、生命保険解約返戻金、介護保険償還金等様々なケースがある。これらの収入について被保護者は届出をする義務があり、これに違反した場合に生活保護費の返還となる。しかしながら発生原因の中には福祉事務所の事務手續誤りが直接的な原因となっているものも散見された。

例えば

- ・ 身体障害担当者と生活保護担当者の連携がとられていなかったために障害の等級が軽くなったことに気づかず障害者加算をしてしまったケース
- ・ 生命保険、預貯金の有無を金融機関に照会した際、生年月日を間違えて記載したために該当なしと回答がきたが、後日正しく記載して照会したところ当初から該当ありと判明したケース

などがある。

また、金融機関等の回答が遅れ30日以内に財産調査が終了しない場合には、後日の返還も有り得ることを前提に保護決定通知を発せざるを得ないケースも想定される。一括調定となった生活保護費の返還については分納となることが多いため回収率は低くなることもあるから、支給時には慎重かつ迅速に保護費の算定を進めていく必要がある。【結果】

(4) 市町村合併後の徴収事務について

市町村合併により郡部の生活保護事務が新市に移管されている。例えば、平成16年11月1日の伊賀市誕生とともに、それまで伊賀福祉事務所が所管していた生活保護事務の全てを伊賀市に引き継いでいる。これにより今後の生活保護費の支給は市が担当するが、引継前支給分に係る生活保護費返還金の徴収については、今までどおり県が担当することになり、回収が困難になっている。

新市に引き継ぐ以前は月々の保護費支給時に返還金を徴収することも可能であったが、今後は返還金の滞納が発生した場合、日頃接点が少ない県の担当者が滞納者宅を訪問し徴収にあたることになる。因みに伊賀福祉事務所では保護継続中の者に関しては新市に返還金の徴収を依頼している。

効率的に返還金の徴収事務ができるよう、新市との協調関係を継続しながら対応していく必要がある。【意見】

(5) 各種報告書の活用について

健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱によると、各推進機構は、年間未収金整理実施計画報告書、年間未収金整理実施結果報告書、過年度未収金調書を健康福祉部所掌未収金対策連絡会議長に報告することになっている。しかし、この提出された報告書をもとに具体的な対策がとられていないため、各福祉事務所で発生した未収金の発生状況を一括管理して各福祉事務所の回収指導、情報交換等を行うなど、集められた各種の報告書を活用して、未収金の回収率のアップに努められたい。【意見】

5．心身障害者扶養共済負担金

1．心身障害者扶養共済負担金の概要

(1) 概要

心身障害者扶養共済制度は、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対し保護者の不安の軽減を図ることを目的としている（三重県心身障害者扶養共済条例（以下「条例」という）第1条）。当該制度に加入した場合、保護者が加入者となり、加入時の年齢に応じて毎月一定の掛金を県に納める一方、心身障害者の保護者が死亡し又は重度障害の状態となった場合には、その者が扶養していた心身障害者には年金が給付される。（条例第2条）

この制度の特徴としては

心身障害者を持つ親たちの自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれた制度であること。

地方公共団体が実施している福祉制度であり、確実な保障が受けられる制度であること。

保護者が死亡し、又は重度障害になったとき心身障害者に毎月2万円の年金が支給されること。

地方公共団体では、掛金の納付が困難な方に対して掛金の免除や減額を行っていること。

加入者が65歳以上に達し、かつ、20年（一部の加入者は25年）以上継続して加入者であった場合は、その後の掛金を納めなくてよいことになっていること。

掛金や年金には、所得税及び地方税について特別の優遇措置が講じられていること。

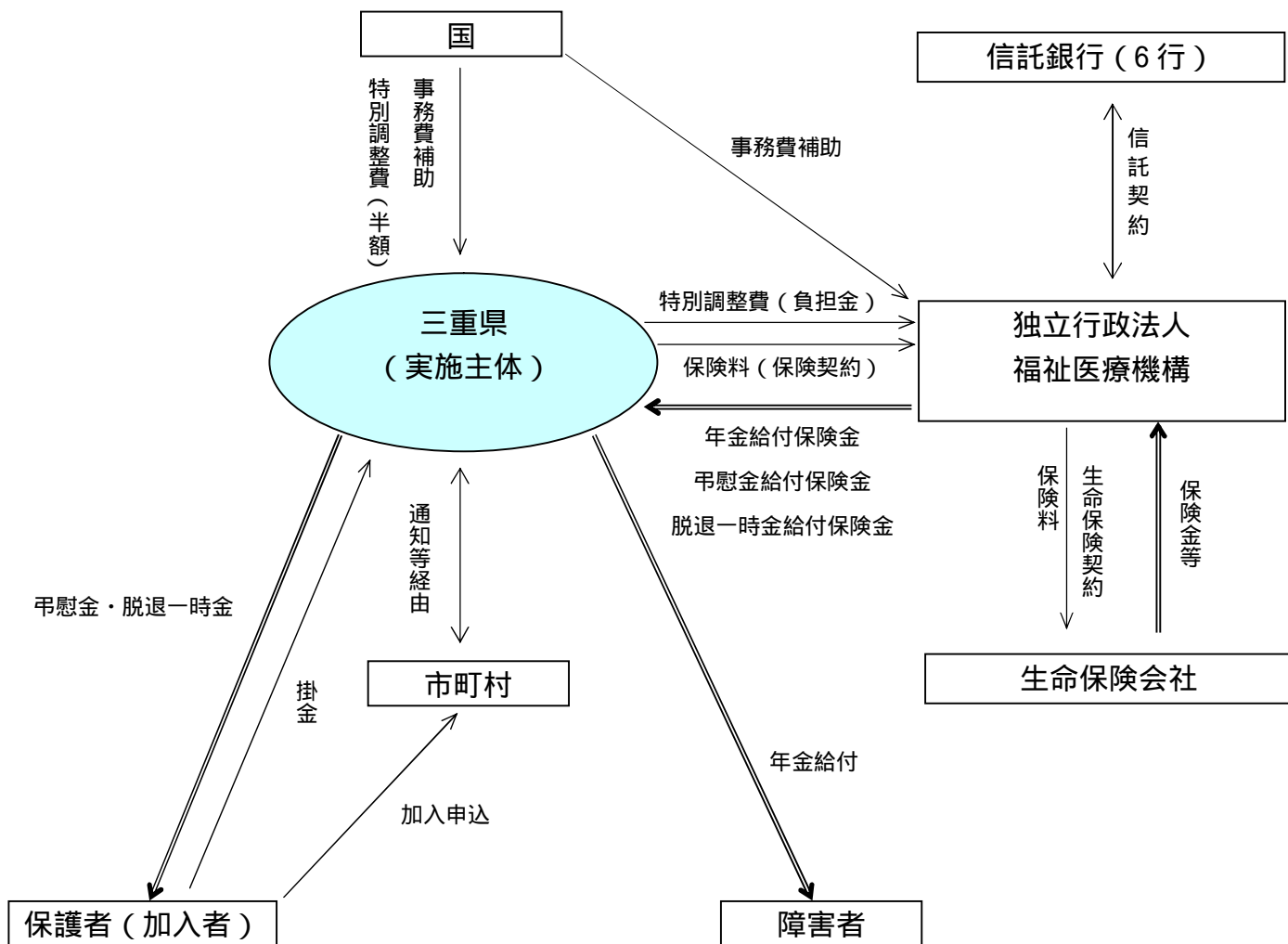
が挙げられる。

(2) 制度の仕組み

この制度は、一部の地方公共団体において独自に実施されていた心身障害者に対する保険扶養制度を全国的に普及させ、併せて安定的、効率的に実施するために創設されたもので、地方公共団体が条例に基づき実施し、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という）が保険する制度である。

この制度の仕組みは、加入者と県、県と福祉医療機構、福祉医療機構と生命保険会社、福祉医療機構と信託銀行、国と県と福祉医療機構というように、それぞれ相互に関連して扶養保険制度の体系を形成している。

図解すると以下のようなになる。



(健康福祉部回答資料を基に作成)

表1. 三重県心身障害者扶養共済制度の図解

加入者と県

この制度に加入を希望する者が、市町村を経由して県に加入申込みをし、県が加入の承認を行うことにより県と加入者の間に共済契約が成立する。県は承認するにあたって、加入者及び障害者の加入資格等の審査を行う。

県と福祉医療機構

県と福祉医療機構の関係は、県が加入者に対し共済契約によって負う共済責任（年金及び弔慰金等を支給する責任）を福祉医療機構が保険する関係になる。この関係は、両者の扶養保険契約の締結によって成り立っている。

福祉医療機構と生命保険会社

福祉医療機構は、前記の扶養保険契約を履行するため、加入者を被保険者とし、福祉医療機構を保険受取人とする再保険的生命保険契約を生命保険会社との間で締結する。これにより、加入者から県に納められた掛金は福祉医療機構に保険料として納付され、さらに福祉医療機構は同額を保険料として生命保険会社に支払うことになる。万一、加入者が死亡又は重度障害になった場合に、生命保険会社からその時点の障害者の年齢に応じて5段階に分け、490万円から320万円の保険金が福祉医療機構に支払われる。

福祉医療機構と信託銀行

福祉医療機構は、生命保険会社から支払われた保険金を信託銀行（6行）との間で締結している指定金銭信託契約に基づいて、安全かつ有利に運用し、年金給付の実施に万全を期すこととしている。

国と県と福祉医療機構

この制度では国は直接の当事者関係にはないが、この制度全般の合理的かつ円滑な運営を確保するため、福祉医療機構が実施する心身障害者扶養保険事業に係る認可、県等の地方公共団体に対する扶養保険制度の条例準則の策定をはじめ、各般にわたる助成を行っている。また、福祉医療機構と県等の地方公共団体に対し、事務の執行に必要な経費を補助するとともに、年金制度の安定的な運用を図るため特別調整費の1/2（半額）を負担している。

掛金については保護者の加入時の年齢に応じて設定されている。

加入時の年齢	掛金額
35歳未満の者	3,500円
35歳以上40歳未満の者	4,500円
40歳以上45歳未満の者	6,000円
45歳以上50歳未満の者	7,400円
50歳以上55歳未満の者	8,900円
55歳以上60歳未満の者	10,800円
60歳以上65歳未満の者	13,300円

（健康福祉部回答資料より）

加入者が65歳に達し、かつ、20年（一部の加入者は25年）以上継続して加入者であった場合には、その後の掛金の納付が不要になるが、これとは反対に、加入者が2ヶ月間掛金を滞納したときは、加入者の地位を失うことになっており、強制的に脱退されることになる（条例第21条）。

給付については、万一、加入者が死亡したり重度障害の状態となったときは、障害者に対し生存中毎月、加入数一口につき2万円の年金が支給される（条例第11条）

また、不幸にして、加入者が生存中に障害者が先に亡くなられたとき、若しくは加入者と障害者が同時に死亡したときは加入期間に応じて一定の弔慰金が支給される（条例第18条）。

加入期間	金額
1年以上5年未満	2万円
5年以上20年未満	5万円
20年以上	10万円

この他、加入期間の中途において、加入者が脱退の申出をしたときは、当該加入期間に応じて、一口当たり次の金額が支給される（条例第18条の2）。

加入期間	金額
5年以上10年未満	3万円
10年以上20年未満	5万円
20年以上	10万円

なお、県の心身障害者扶養共済制度は任意の制度であり、加入するか否かは加入者の意思によっている。

2. 三重県における心身障害者扶養共済制度の状況

現在加入者数は851人（掛金者390人、免除者461人）、年金支給者数は559人である。なお、平成16年度現在において、心身障害者扶養共済負担金（掛金）の未収が9,249千円発生しており、中には調定期から30年以上経過しているものもある。調定年度別の未収金額は以下のとおりである。

調定年度	人数 (人)	未収金額 (千円)
昭和50年度以前	8	86
昭和51年度	6	36
昭和52年度	5	63
昭和53年度	14	182
昭和54年度	8	122
昭和55年度	1	5
昭和56年度	2	6
昭和57年度	6	91

調定年度	人数 (人)	未収金額 (千円)
昭和 58 年度	10	153
昭和 59 年度	11	249
昭和 60 年度	20	263
昭和 61 年度	26	734
昭和 62 年度	8	217
昭和 63 年度	9	207
平成元年	12	412
平成 2 年	14	600
平成 3 年	14	631
平成 4 年	15	630
平成 5 年	12	472
平成 6 年	16	578
平成 7 年	19	641
平成 8 年度	7	240
平成 9 年度	9	480
平成 10 年度	5	275
平成 11 年度	4	112
平成 12 年度	6	282
平成 13 年度	6	256
平成 14 年度	4	220
平成 15 年度	6	424
平成 16 年度	7	582
合計	290	9,249

(注) 表の人数は延べ人数であり、実人数で集計すると 125 人となる

(健康福祉部回答資料を基に作成)

長期間にわたり回収が滞っているにもかかわらず、不納欠損処理されていない心身障害者扶養共済負担金が存在している。経過年数から考えても、これらの未収金の回収は非常に困難であると考えられる。

心身障害者扶養共済負担金は、県税のように県が一方的に滞納処分できる債権ではなく、民事上の債権管理規定により徴収する債権、いわゆる「私法上の債権」である。私法上の債権の時効期間は 10 年で、時効が成立するためには債務者から時効援用の申し出が必要であり、これまでに債務者から時効の援用がなかったため、時効が成立していないとの理由から、県では不納欠損処理はしていない。

3. 事務手続の概要

「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」に従い、県健康福祉部で徴収事務手続が行われている。

私法上の債権である心身障害者扶養共済負担金は、次の事務手続が行われている。

納入期日後 15 日：滞納整理台帳を作成。

納入期日後 20 日以内：督促状の発行。

督促状記載履行期日後 20 日以内：催促状の発行。

さらに一ヶ月後：催促状の再発行。

以後：文書催告、電話催告、訪問徴収、納付指導、財産調査。

10 年の時効期間経過後：時効の援用を受けて、時効成立・不納欠損処理。

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 滞納に基づく脱退について

「三重県心身障害者扶養共済制度の手引き（以下「手引き」という）」及び条例第 21 条によれば、加入者が掛金を 2 ヶ月滞納した場合は脱退の扱いとなると定められている。しかし、現実には 2 ヶ月以上滞納している加入者であっても、脱退させていないケースが散見された。中には 8 年以上も滞納している加入者が、脱退させずに加入継続を認めているケースもある。

未納が短期的に終了しない人に対して加入継続を認めてきたのは、障害者をもつ家族の意思を尊重して個々のケースを考慮したためであり、加入者の全てに対して、公平に継続を認めてきた結果とのことである。

確かに、加入者が未納になる場合はいろいろなケースが考えられる。長期間にわたり支払い続けてきた加入者が、数ヶ月間未納となった時点で加入者の資格を失い、年金の受給資格を失う結果となれば、制度の目的を全く無視することになるとも考えられる。

しかしながら、三重県心身障害者扶養共済制度はあくまで任意の制度であるため、手引き及び条例で明記されている取扱いに反することは、当該共済制度の加入者と非加入者との間での公平性を害することにもなると考える。

仮に、手引き及び条例の取扱いが現実的でないのであれば、規則の取扱要領等を定め、現実的な運用規定の整備に努めるべきである。但し、この場合も、心身障害者扶養共済制度の加入者間又は加入者非加入者間の公平性の確保に留意する必要がある。【結果】

(2) 滞納収入未済金の不納欠損処理について

長期間にわたり滞納している収入未済金が不納欠損されずに残っている。処理がなされなかった理由は、これまでに債務者から時効の援用がなかったため、時効が成立していなかったからである。

しかし、収入未済金の中には30年以上にわたり回収できていないものもあり、債務者の中には民間の保険と同様、掛金を支払わないことによって自然と脱退したものと考え、今さら掛金を支払うことなど全く考えていない方もいると予想される。したがって、債務者に時効の援用の意思を確認し、時効が成立した上で、回収可能性の乏しい債権については不納欠損処理を行うことが望ましいと考える。

【意見】

(3) 滞納収入未済金に対する取扱いの公平性について

長期間にわたって滞納しているにもかかわらず、一部の債務者を除いて、県はその回収のための督促や訪問、時効の援用の意思を確認するといった対応をとっていない。その理由は、近年、未納状態が長期に継続するようになり、新しい未納者を中心に督促するようになり、長期未納者への督促等は行わなくなったからである。

確かに、事務手続の負担から、比較的回収可能性の高い新しい未納者を長期未納者より優先して徴収事務手続を行うことは、合理的な取扱いとも考えられるが、一部の債務者についてだけ督促等の対応を行うことは公平性の観点から問題であるといえ、そこに担当者の恣意性が介入する余地も否定できないと考えられる。

よって、明確に取扱要領を定め、これに従った事務手続を行うべきと考える。例えば、滞納未収金の経過年数表を作成し、経過年数にしたがって督促回数や訪問回数を定め、担当者によって恣意的な取扱いがなされないような仕組みづくりが必要になると考える。【意見】

6 . 高等学校授業料

1 . 制度の概要

(1) 概要

三重県高等学校授業料は県の学校施設の利用に対する使用料である。平成 16 年度において、県内には 63 校の県立高等学校があり、その授業料は全日制が年額 112,800 円、定時制は年額 27,600 円となっている（三重県立高等学校条例（以下「条例」という）別表第二）。徴収方法については、基本的に毎月 12 日に銀行口座引き落としの方法により行われている（条例第 8 条）。

(2) 法的性質

高等学校授業料は、県の施設の使用料であり公法上の債権とされている。このため、地方自治法第 236 条の規定により、他の法律に特別の定めがない限り 5 年間で時効により消滅する債権である（地方自治法第 236 条第 2 項）。

このような公法上の債権は、例えば授業料未納者が行方不明であっても時効が成立することになる。この点は地方税収入と同様である。

しかしながら、地方税収入とは異なり、高等学校授業料はいわゆる自力執行権を有しないため地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に基づく処分はできず、地方自治法施行令 171 条の 2 の規定により民事上の処理をすることとなる。すなわち、財産の差押を行うには裁判所等の法的機関を通さなければならないことになっている。

(3) 減免・徴収猶予・奨学金制度

この授業料であるが、今日ではその未納問題がにわかに取りざたされている。次節で記載するとおり現年度高等学校授業料収入は、少子化等の原因から減少傾向にある。一方で、滞納額は年々増加傾向にある。

高校生をもつ家庭にとっては授業料のほかに P T A 会費、生徒会費、旅行等積立金の出費が必要であり、これらの出費が家計の負担の一つになっている。

こうした授業料等納付の経済的負担に苦しむ家庭について、県では授業料の減額・免除や 徴収猶予の制度を採用できるほか、 三重県高等学校等修学奨学金制度を利用することができる。

免除・減額

本人又は家計を維持する者が不慮の災害その他経済的理由等により授業料の納付期日までに授業料を納付することができないと認められる者は、最高で授業料の年額の免除又はその半額の減額措置を受けることができる。

徴収猶予

本人又は家計を維持する者が不慮の災害その他経済的理由等により授業料の納付期日までに授業料を納付することができないと認められる者で、1年以内に授業料を納付することが可能と認められる者は、最高1年間の徴収猶予を受けることができる。

三重県高等学校等修学奨学金制度

この制度は、勉学意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、無利子で修学奨学金を貸与し、教育の機会均等が図られることを目的とした制度である。

下記の条件を満たせば、修学費（毎月の修学のための費用）及び修学支度費（入学準備のための一時金）の貸与を無利子で受けることができる。

- ア．保護者が県内に住所を有している。
- イ．本人が高校等（県外でも可）に在学中である。
- ウ．世帯の全収入が一定の基準以下である（生活保護法の規定による基準の2倍以下）
- エ．学習意欲があり、学業を確実に修了する見込みがある（成績基準はない）。
- オ．他に規定する無利子奨学金制度を受けていない。

奨学金等の種類と金額は以下のとおりとなっている。（平成16年度）

種 類	区 分	通学状況	貸与額
修 学 費	国 公 立	自宅通学者	月額 18,000 円
		自宅外通学者	月額 23,000 円
	私 立	自宅通学者	月額 30,000 円
		自宅外通学者	月額 35,000 円
修学支度費	国 公 立	-	入学時 40,000 円
	私 立	-	入学時 50,000 円

（教育委員会事務局回答資料を基に作成）

しかし、このような制度が存在するにもかかわらず、授業料の滞納は依然として毎年発生している。こうした授業料の滞納の原因としては、長引く不況による生活困窮、保護者の納付意識の欠如等であると思われる。

2. 三重県における高等学校授業料の状況

過去5年間の調定額、収入額及び収入未済額等の推移は次のとおりである。

現年	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	5,095,612	4,990,689	4,858,772	4,731,562	4,660,099
収入額(千円)	5,089,921	4,981,967	4,851,172	4,724,465	4,651,979
不納欠損額(千円)	0	0	0	0	47
収入未済額(千円)	5,691	8,722	7,600	7,097	8,073

繰分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
調定額(千円)	6,035	7,687	12,891	14,366	15,983
収入額(千円)	4,039	3,518	5,851	5,453	5,234
不納欠損額(千円)	0	0	274	27	101
収入未済額(千円)	1,996	4,169	6,766	8,886	10,648

(教育委員会事務局回答資料を基に作成)

県では、高等学校授業料減免措置及び徴収猶予の制度のほか、奨学金制度が実施されている。県で実施されている奨学金制度は、他県の多くで導入されている成績基準が織り込まれておらず、非常に利用しやすい制度となっている。子供の教育の場を提供する観点からの県教育委員会の配慮である。

しかし、これらの制度が規定する条件を満たしているにもかかわらず利用せず滞納する家庭や、この制度を利用しているにもかかわらず授業料を滞納する家庭も存在する。中には奨学金を自らの生活費に充ててしまう家庭や子供の携帯電話代金や自動車教習所の受講料を優先し、高等学校授業料は後回しになるという家庭も存在する。このような保護者の納付意識の欠如が、県における高等学校授業料滞納の増加の要因となっている。

そこで、県教育委員会では、保護者の納付意識の欠如による未然防止と滞納授業料の収納を促進するため「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」を平成16年1月1日から施行し、滞納授業料の解消に努めている。

なお、平成16年度現年分の高等学校別授業料の滞納状況及び滞納金額の整理状況は以下のとおりである(平成17年10月31日現在)。

区分 学校名	16年度	
	実人数(人)	金額(千円)
菰野高校	13	696
尾鷲高校	12	682
四日市農芸高校	10	484
白子高校	6	240
朝明高校	4	207
稲生高校	6	186

区分	16年度	
学校名	実人数(人)	金額(千円)
亀山高校	10	183
白山高校	6	146
松阪商業高校	2	122
度会高校	3	121
宮川高校	3	101
その他 26 校	33	762
合計	108	3,930

(教育委員会事務局回答資料を基に作成)

(単位：千円)

	16年度末 滞納額	17年10月31日現在 回収額	未収額
16年度分	8,072	4,142	3,930

(教育委員会事務局回答資料を基に作成)

3. 事務手続の概要

県では、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」に従って、滞納授業料の回収・整理に努めている。

「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」の概要は以下のとおりである。

授業料の徴収は、校長を中心に、教頭、学年主任、担任、事務長及び事務職員を含む学校全体で取り組むこととする。

校長は、次のいずれかに該当することとなった場合に、授業料未納解消検討委員会（以下「検討委員会」という）を設置し、授業料の収納促進、未収解消を図る。

- () 授業料の過年度未収金が発生したとき。
- () 毎月末での未納額が 50 万円以上又は未納率（調定額に対する未納額の割合）が 5%以上となったとき。
- () その他、校長が必要と認めたとき。

未納授業料徴収事務

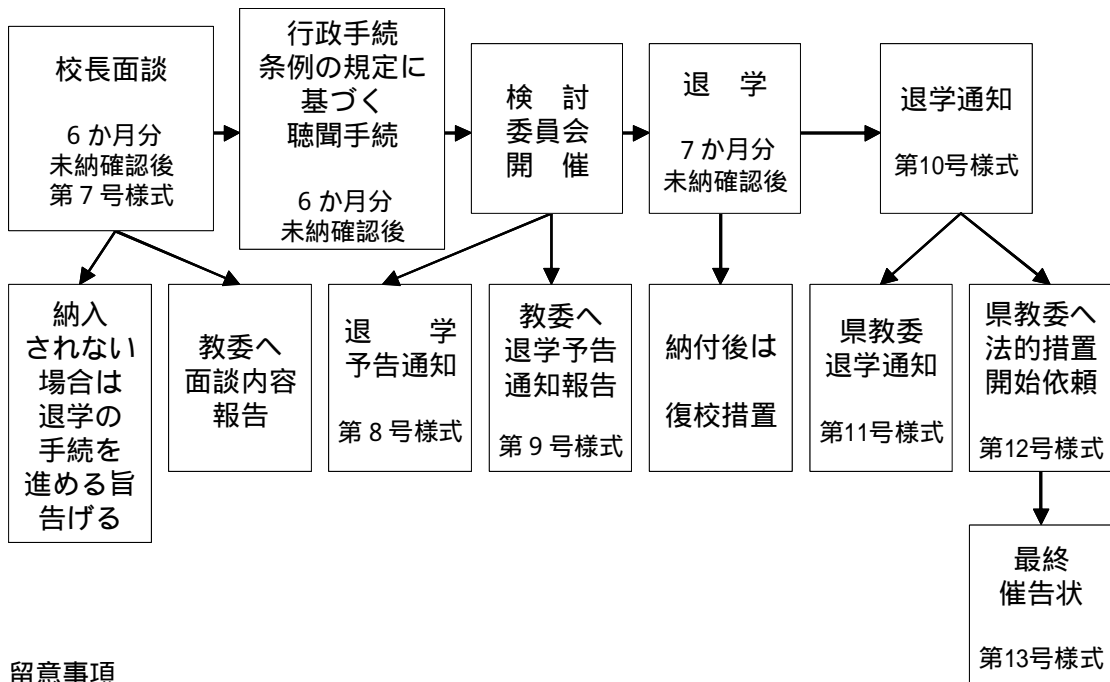
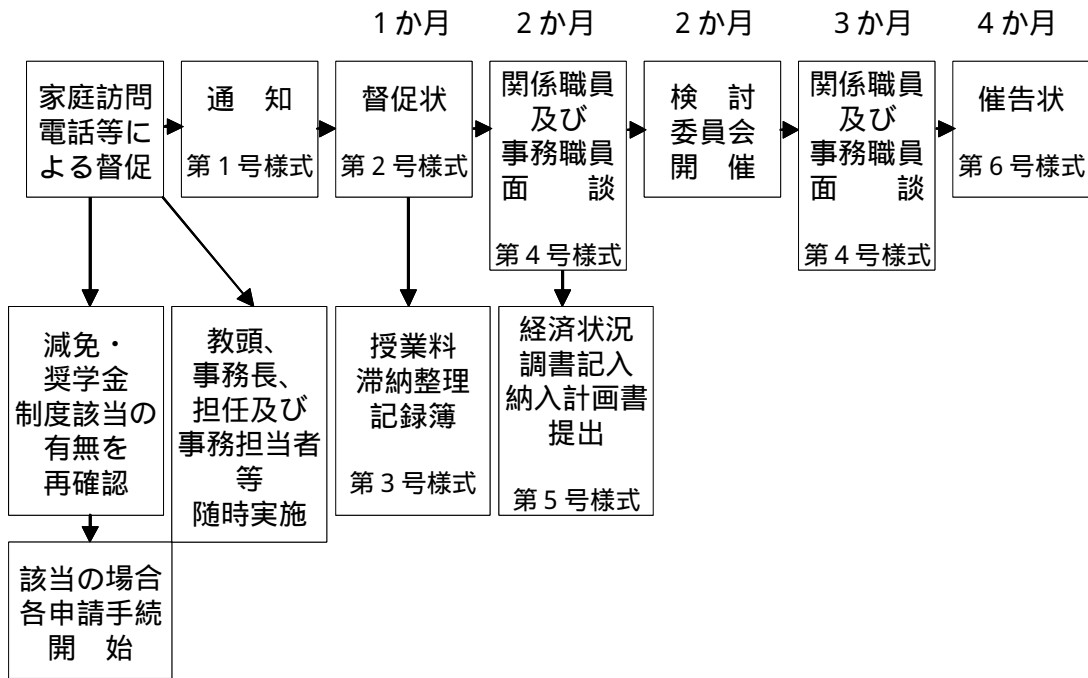
- () 校長は、納付すべき月の末日において、未納があることを確認した時は、授業料未納者に対し、その旨通知する。
- () 校長は、納期限を 1 ヶ月過ぎてもなお未納の場合は、督促状により通知する。
- () 校長は、() の通知をした時から、授業料滞納整理記録簿を作成する。

- () 校長は、納期限を2ヶ月過ぎてもなお未納の場合は、再び通知し、関係教職員及び事務職員による面談を行う。この際、未納理由及び今後の納入予定を聴取し、授業料未納者は納入計画書を入手する。
また、校長は上記面談を行った場合は、検討委員会を開催し、面談を実施した未納者の未納解消に向けての検討を行う。
- () 校長は、納期限を3ヶ月半過ぎてもなお未納の場合は、再度通知を行い、関係職員及び事務職員による面談を行う。
- () 校長は、4ヶ月過ぎてもなお未納の場合は、催告状により通知する。催告状には、7ヶ月分滞納すると退学になる場合がある旨を記載している。
- () 校長は、6ヶ月分累積して未納であることを確認した場合は、未納者に通知を行い、校長による面談を実施する。校長は、面談の内容及び対応方針を教育長へ報告し、十分な協議を行う。
- () 校長は、()の面談終了後、三重県行政手続条例の規定に基づく授業料未納者に対する聴聞を行った上で、検討委員会を開催し、当該授業料未納者の退学等について検討を行う。
- () 校長は、上記検討委員会において、退学措置が決定された授業料未納者の授業料が7ヶ月以上累積して未納であることを確認した場合は、退学予告通知書により通知する。
指定した納期限までに納付がないことを確認した場合は、退学通知書により通知する。
退学の実施日は7ヶ月以上累積して未納であることを確認した月の末日とする。
- () 校長は、退学後未納授業料が全額納付された場合は、申し出により復校させることができる。

収納困難者に対する徴収事務

- () 校長は、授業料徴収に努めたにもかかわらず、授業料が納付されず、通常の督促行為では困難であると判断したときは、教育長に法的措置の依頼を行う。
- () 教育長は法的措置を行おうとする時は、当該授業料未納者に対して、最終催告状によって通知する。
- () 教育長は、指定する納付期限までに納付がないことを確認した場合は法的措置の手続を行う。
なお、これらの取扱いは、自主退学した者及び卒業した者で授業料が未納である場合も同様とされている。

授業料滞納整理事務フローチャート



留意事項

検討委員会構成員

校長、教頭、事務長、学年主任、担任、生徒指導主事、授業料収納担当、減免担当、奨学金担当等。

家庭訪問は、上記フロー図の各箇所で随時必要な構成員にて行うこと。特に退学処置を検討する段階以降は数回家庭訪問を行い、保護者から事情を聞く機会を設ける。

退学処置までは、上記フロー図に応じた督促等に努める。

催告状による通知までの間において、必要に応じ、授業料滞納整理記録簿等により未納状況を教育委員会事務局授業料主管室へ報告し、協議する。

(「三重県高等学校授業料滞納事務取扱要綱」より抜粋)

4. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) 「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」の遵守について

「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（以下「事務取扱要綱」という）においては、授業料滞納期間に応じて種々の事務手続が規定されているが、この要綱に遵守していないケースが見られる。例えば授業料を7ヶ月滞納した者は、退学処分を行うとされているが、過去に授業料を7ヶ月以上滞納していても退学処分を行った例はない。このような取扱いを行った理由は、保護者の支払い意思の確認等を含む教育的配慮を重視し、生徒の学習の機会を確保するとの趣旨によるものである。

また、特に収納困難者については、法的措置をもって対処する旨、事務取扱要綱第6条に規定されているが、未納者の住所及びその支払能力の有無がわからないなどの理由から法的措置を行っていない。しかし、事案によっては、法的措置を講じ厳格に対応すべきであると考えます。

主な滞納者の状況と高等学校及び教育委員会の対応の具体的に示すと以下のとおりである。

		状 況 (平成17年11月30日現在)	高等学校及び教育委員会の対応
A校	在学学生C	平成15年11月～平成16年3月、平成16年11月～平成17年1月及び平成17年4月～11月の授業料が未納。 未納授業料は150,300円。 奨学金制度を利用。 納入計画書を入手後、数ヶ月分は支払ったが、再び滞納が生じる。	未納額は存在するものの保護者の支払い意思があると判断し、4ヶ月滞納で実施すべき催告状の送付及び6ヶ月滞留で実施すべき校長面談の通知は行っていない。
B校	卒業生D	平成15年4月～平成17年3月の授業料が未納。 未納授業料は224,400円。 平成17年3月卒業。 生徒はまじめに登校していた。	4ヶ月滞納で実施すべき催告状の送付は期限内に実施しておらず、納入計画書も入手していない。
	自主退学者E	平成14年12月～平成17年1月の授業料が未納。 未納授業料は242,400円。 平成17年1月に自主退学。 減免・奨学金制度利用を勧めたが利用せず。 住所不明。 生活困窮とみられる。	4ヶ月滞納で実施すべき催告状の送付は期限内に実施しておらず、納入計画書も入手していない。

	状 況 (平成17年11月30日現在)	高等学校及び教育委員会の対応
卒業生F	平成16年1月～平成17年3月の授業料が未納。 未納授業料は140,700円。 平成17年3月卒業。 奨学金制度を利用。 生活困窮とみられる。	事務取扱要綱に定める期日どおりに事務手続が行われず遅れが見られる。

(教育委員会事務局回答資料を基に作成)

上記のとおり、個々の生徒及び家庭の事情を考慮した結果、事務取扱要綱に定める期日通りに事務手続が行われていないケースがみられる。教育的配慮は重要であるとしても、授業料の徴収を促進する趣旨から制定された事務取扱要綱が存在する以上、これに準拠した事務手続を行うべきである。【結果】

(2) 未納授業料の時効の管理について

平成16年度末における授業料の発生年度別の滞納発生金額、回収金額及び未回収金額は以下のとおりである。

(千円)

	滞納発生金額	回収金額	未回収金額
平成8年度	153	153	
平成9年度	104	52	52
平成10年度	3,160	2,747	413
平成11年度	4,920	4,276	643
平成12年度	5,690	3,935	1,755
平成13年度	8,721	6,169	2,551
平成14年度	7,600	5,167	2,432
平成15年度	7,097	4,298	2,798
平成16年度	8,072		8,072
合 計	45,521	26,800	18,720

(教育委員会事務局回答資料を基に作成)

高等学校授業料は公法上の債権であり、時効の援用を待たずに5年経過すれば時効となる。時効が成立した債権については、収納することができない。しかし、実際には各高等学校は、個別の債権ごとに時効の管理を十分に行っていない。

このような取扱いでは、時効が成立した債権が適時に不納欠損処理されないおそれが生じる。したがって、各高等学校で個別の債権ごとに時効を管理し、時効も意識しながら回収努力を行う必要があると考える。【意見】